

平成25年 第1回

木古内町議会定例会会議録

平成25年3月 7日 開会

平成25年3月14日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

## 目 次

	提出された案件及び議決結果	1
第1日目（平成25年3月7日）		
	議事日程	5
	議会運営委員会報告書	8
	議長諸報告	9
	総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	11
	開会・開議の宣告	13
日程第 1	会議録署名議員の指名	13
日程第 2	議会運営委員会報告	13
日程第 3	会期の決定	14
日程第 4	議長諸報告	14
日程第 5	総務・経済常任委員会所管事務調査報告	14
日程第 6	行政報告	15
日程第 7	町政執行方針	18
日程第 8	教育行政執行方針	27
日程第 9	一般質問	34
	3番 佐藤 悟	34
	6番 竹田 努	36
	町政執行方針・教育行政執行方針に対する質疑	46
日程第 10	議案第36号 奨学資金貸付運用基金条例の一部を改正する条例制定について	59
日程第 11	議案第10号 平成24年度木古内町一般会計補正予算（第11号）	59
日程第 12	議案第11号 平成24年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	59
日程第 13	議案第12号 平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	59
日程第 14	議案第13号 平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	59
日程第 15	議案第14号 平成24年度木古内町水道事業会計補正予算（第5号）	59
日程第 16	議案第16号 平成24年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	59
日程第 17	議案第17号 平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	59
日程第 18	議案第18号 平成24年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	59
	時間の延長について	69
	延会の宣告	83
	会議録署名議員の署名	84
第2日目（平成25年3月8日）		
	議事日程	85
	議会運営委員会報告書	87
	開会・開議の宣告	88
日程第 1	会議録署名議員の指名	88
日程第 2	議会運営委員会報告	88

日程第 3	議案第15号	平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	9 0
日程第 4	議案第23号	木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について・・・	9 1
日程第 5	議案第27号	木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について・	9 2
日程第 6	議案第38号	渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に關する協議について・・・・・・・・・・・・・・・・	9 3
日程第 7	議案第39号	町道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	9 4
日程第 8	議案第40号	町道路線の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・	9 5
日程第 9	議案第19号	木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に關する基準を定める条例制定について・・・・・・・・	9 6
日程第 1 0	議案第20号	木古内町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に關する基準を定める条例制定について	9 6
日程第 1 1	議案第21号	指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に關する基準を定める条例制定について・・・・・・・・	9 6
日程第 1 2	議案第22号	木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に關する条例制定について	9 6
日程第 1 3	議案第24号	木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について	9 6
日程第 1 4	議案第25号	木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に關する基準を定める条例制定について・・・・・・・・	9 6
日程第 1 5	議案第26号	木古内町監査委員条例の一部を改正する条例制定について・・・	9 6
日程第 1 6	議案第28号	木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定について・・・	9 6
日程第 1 7	議案第29号	手数料条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・	9 6
日程第 1 8	議案第30号	木古内町公営住宅の設置及び管理に關する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・	9 6
日程第 1 9	議案第31号	木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について	9 6
日程第 2 0	議案第32号	木古内町水道事業条例の一部を改正する条例制定について・・・	9 6
日程第 2 1	議案第33号	木古内町下水道条例の一部を改正する条例制定について・・・	9 6
日程第 2 2	議案第34号	木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例制定について	9 6
日程第 2 3	議案第35号	木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	9 6
日程第 2 4	議案第37号	木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定について・・・	9 6
日程第 2 5	議案第41号	職員の勤務時間、休暇等に關する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・	9 6
日程第 2 6	議案第42号	職員の育児休業等に關する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・	9 6
日程第 2 7	議案第43号	職員の給与に關する条例の一部を改正する条例制定について・・・	9 6
日程第 2 8	議案第44号	木古内町長等の給与等に關する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・	9 6
日程第 2 9	議案第45号	教育長の給与及び勤務時間等に關する条例の一部を改正する条例制定について・・・・・・・・	9 6

日程第 3 0	議案第46号	佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	9 6
日程第 3 1	議案第 1 号	平成25年度木古内町一般会計予算	9 6
日程第 3 2	議案第 2 号	平成25年度木古内町国民健康保険特別会計予算	9 6
日程第 3 3	議案第 3 号	平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算	9 6
日程第 3 4	議案第 4 号	平成25年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算	9 6
日程第 3 5	議案第 5 号	平成25年度木古内町水道事業会計予算	9 6
日程第 3 6	議案第 6 号	平成25年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算	9 6
日程第 3 7	議案第 7 号	平成25年度木古内町介護保険事業特別会計予算	9 6
日程第 3 8	議案第 8 号	平成25年度木古内町介護サービス事業特別会計予算	9 6
日程第 3 9	議案第 9 号	平成25年度木古内町下水道事業特別会計予算	9 6
追加日程第1		予算等審査特別委員会の設置について	9 9
		休会の宣告	100
		会議録署名議員の署名	101
第 3 日 目 (平成 2 5 年 3 月 1 4 日)			
		議事日程	102
		議会運営委員会報告書	103
		議長諸報告	104
		予算等審査特別委員会報告書	105
		開会・開議の宣告	108
日程第 1		会議録署名議員の指名	108
日程第 2		議長諸報告	108
日程第 3		議会運営委員会報告	108
日程第 4		平成25年度予算等審査特別委員会報告	109
日程第 5		同意案第 1 号 木古内町副町長の選任について	110
日程第 6		発議案第 1 号 議会閉会中の所管事務調査について	112
日程第 7		意見書案第 1 号 平成25年度地方財政対策に関する意見書	112
日程第 8		意見書案第2号 T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書	113
日程第 9		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	114
		閉会の宣告	115
		会議録署名議員の署名	116

平成25年第1回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	平成25年度木古内町一般会計予算	25. 3. 8 平成25年度予算等審査特別委員会に付託	25. 3. 14 原案可決
議案第2号	平成25年度木古内町国民健康保険特別会計予算		
議案第3号	平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算		
議案第4号	平成25年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算		
議案第5号	平成25年度木古内町水道事業会計予算		
議案第6号	平成25年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算		
議案第7号	平成25年度木古内町介護保険事業特別会計予算		
議案第8号	平成25年度木古内町介護サービス事業特別会計予算		
議案第9号	平成25年度木古内町下水道事業特別会計予算		
議案第10号	平成24年度木古内町一般会計補正予算 (第11号)		
議案第11号	平成24年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)	25. 3. 7	原案可決
議案第12号	平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)	25. 3. 7	原案可決
議案第13号	平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第2号)	25. 3. 7	原案可決
議案第14号	平成24年度木古内町水道事業会計補正予算 (第5号)	25. 3. 7	原案可決
議案第15号	平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第1号)	25. 3. 8	原案可決

議案第16号	平成24年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	25. 3. 7	原案可決
議案第17号	平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	25. 3. 7	原案可決
議案第18号	平成24年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	25. 3. 7	原案可決
議案第19号	木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	<p style="text-align: center;">25. 3. 8 平成25年度予算等審査特別委員会に付託</p> <p style="text-align: center;">25. 3. 14 原案可決</p>	
議案第20号	木古内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について		
議案第21号	指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例制定について		
議案第22号	木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について		
議案第23号	木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について		
議案第24号	木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について	<p style="text-align: center;">25. 3. 8 平成25年度予算等審査特別委員会に付託</p> <p style="text-align: center;">25. 3. 14 原案可決</p>	
議案第25号	木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について		
議案第26号	木古内町監査委員条例の一部を改正する条例制定について		
議案第27号	木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 8	原案可決

議案第28号	木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 8 平成25年度予算等審査特別委員会に付託		
議案第29号	手数料条例の一部を改正する条例制定について			
議案第30号	木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について			
議案第31号	木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について			
議案第32号	木古内町水道事業条例の一部を改正する条例制定について			25. 3. 14 原案可決
議案第33号	木古内町下水道条例の一部を改正する条例制定について			
議案第34号	木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例制定について			
議案第35号	木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について			
議案第36号	奨学資金貸付運用基金条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 7	原案可決	
議案第37号	木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 8 平成25年度予算等審査特別委員会に付託 25. 3. 14 原案可決		
議案第38号	渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について	25. 3. 8	原案可決	
議案第39号	町道路線の認定について	25. 3. 8	原案可決	
議案第40号	町道路線の変更について	25. 3. 8	原案可決	



議案第41号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	25. 3. 8 平成25年度予算等審査特別委員会に付託  25. 3. 14 原案可決	
議案第42号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
議案第43号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について		
議案第44号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
議案第45号	教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について		
議案第46号	佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について		
同意案第1号	木古内町副町長の選任について	25. 3. 14	原案同意
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	25. 3. 14	原案承認
意見書案第1号	平成25年度地方財政対策に関する意見書	25. 3. 14	原案可決
意見書案第2号	T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書	25. 3. 14	原案可決
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣承認について	25. 3. 14	承認
	平成25年度予算等審査特別委員会の設置について	25. 3. 8	設置

## 平成25年3月7日（木）第1号

- 開会日時 平成25年3月7日（木曜日）午前10時00分  
○ 延会日時 平成25年3月7日（木曜日）午後 5時59分
- 

・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田 努
2番	又地信也	7番	笠井敬吾
3番	佐藤 悟	8番	新井田昭男
4番	吉田裕幸	副議長	9番 東出洋一
5番	平野武志	議長	10番 岩館俊幸

---

・欠席議員 なし

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 森 伊佐緒
病院事業管理者	小 澤 正 則
総務課長	大 野 泰
町民税務課長	大 瀬 政 廣
会計管理者	大 瀬 政 廣
保健福祉課長	中 島 茂 行
まちづくり新幹線課長	新井田 勝 幸
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	中 尾 敦
産業経済課長	木 村 春 樹
建設水道課長	若 山 忍
国保病院事務長	地 本 隆 利
介護老健施設長	鈴 木 俊 顕
介護老健事務長	大 坂 喜久雄
教 育 長	野 村 広 章
生涯学習課長	佐 藤 宏 生
給食センター長	佐 藤 宏 生
農業委員会事務局長	木 村 春 樹
代表監査委員	森 井 俊 郎

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山 本 哲
議事担当主査	近 藤 真恵子
書記	吉 川 直穂美

平成25年第1回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成25年3月7日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		町政執行方針
8		教育行政執行方針
9		一般質問
10	<b>議案 第36号</b>	<b>奨学資金貸付運用基金条例の一部を改正する条例制定について</b>
11	<b>議案 第10号</b>	<b>平成24年度木古内町一般会計補正予算(第11号)</b>
12	<b>議案 第11号</b>	<b>平成24年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)</b>
13	<b>議案 第12号</b>	<b>平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)</b>
14	<b>議案 第13号</b>	<b>平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)</b>
15	<b>議案 第14号</b>	<b>平成24年度木古内町水道事業会計補正予算(第5号)</b>
16	<b>議案 第16号</b>	<b>平成24年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)</b>
17	<b>議案 第17号</b>	<b>平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)</b>
18	<b>議案 第18号</b>	<b>平成24年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)</b>
		日程第19以降延会
19	議案 第15号	平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
20	議案 第23号	木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
21	議案 第27号	木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

22	議案 第38号	渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
23	議案 第39号	町道路線の認定について
24	議案 第40号	町道路線の変更について
25	議案 第19号	木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
26	議案 第20号	木古内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
27	議案 第21号	指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例制定について
28	議案 第22号	木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
29	議案 第24号	木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について
30	議案 第25号	木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について
31	議案 第26号	木古内町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
32	議案 第28号	木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
33	議案 第29号	手数料条例の一部を改正する条例制定について
34	議案 第30号	木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
35	議案 第31号	木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
36	議案 第32号	木古内町水道事業条例の一部を改正する条例制定について
37	議案 第33号	木古内町下水道条例の一部を改正する条例制定について
38	議案 第34号	木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例制定について
39	議案 第35号	木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
40	議案 第37号	木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定について
41	議案 第41号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
42	議案 第42号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

43	議案 第43号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
44	議案 第44号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
45	議案 第45号	教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
46	議案 第1号	平成25年度木古内町一般会計予算
47	議案 第2号	平成25年度木古内町国民健康保険特別会計予算
48	議案 第3号	平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算
49	議案 第4号	平成25年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算
50	議案 第5号	平成25年度木古内町水道事業会計予算
51	議案 第6号	平成25年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算
52	議案 第7号	平成25年度木古内町介護保険事業特別会計予算
53	議案 第8号	平成25年度木古内町介護サービス事業特別会計予算
54	議案 第9号	平成25年度木古内町下水道事業特別会計予算

平成25年 3月 7日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

木古内町議会 議会運営委員会  
委員長 吉 田 裕 幸

### 議会運営委員会報告書

平成25年第1回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

### 記

#### 1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
25. 3. 5	吉田、平野 又地、竹田 新井田	なし	町長、総務課長	山 本 近 藤

#### 2. 平成25年第1回木古内町議会定例会における議会運営について

(1) 今定例会の会期については、3月7日から14日までの8日間としたい。

7日は本会議を開催し、行政報告、町政執行方針並びに教育行政執行方針、一般質問、補正予算等の議案審議、平成25年度各会計予算及び関連議案の上程を行う。

3月9日、10日は休会日とする。(実質6日間)

(2) 町政執行方針並びに教育行政執行方針に対する質疑は、一般質問終了後に行うこととする。

(3) 議事日程については、別紙配布のとおりである。

議事日程番号10から18まで及び議事日程番号25から54までの平成25年度各会計予算及び関連議案、並びに地域主権改革一括法に関する議案については一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(4) 付議案件は、議案45件、発議案1件、意見書案1件である。

(5) 一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

## 議長諸報告（平成25年第1回3月定例会提出）

平成24年第4回木古内町議会定例会（12月13日）以後における諸会議等の開催・出席状況は次のとおりである。

月日	出席した会議等名称	場所	出席者	備考
平成24年				
12月15日	第11回北海道あか牛枝肉共励会結果報告会	石川屋	福嶋、又地、佐藤 吉田、竹田、笠井 新井田、副議長、議長	
12月18日	木古内町社会福祉協議会年末挨拶来庁	議長室	議長	
	第17回議会だより編集特別委員会	第5研修室	平野、新井田、竹田 笠井	
12月19日	例月現金出納検査	監査委員室	又地	
12月20日	第6回総合交通体系調査特別委員会	第5研修室	又地、佐藤、福嶋 吉田、平野、竹田 笠井、副議長、議長	
12月26日	函館信用金庫理事長、支店長来庁	議長室	議長	
平成25年				
1月3日	平成25年木古内町成人式式典	ファミリー スポーツセンター	福嶋、佐藤、吉田 竹田、笠井、新井田 副議長、議長	
1月4日	平成25年木古内消防団出初式	木古内消防署	福嶋、佐藤、吉田 平野、竹田、笠井 新井田、副議長、議長	
1月7日	平成25年木古内町新年交礼会	第1研修室	福嶋、佐藤、吉田 平野、竹田、笠井 新井田、副議長、議長	
1月10日	平成25年第1回渡島西部広域事務組合議会臨時会	福島町	佐藤、新井田、議長	議長に報告 議員に配布済み
	例月現金出納検査	監査委員室	又地	
	平成25年交通安全祈願祭	石川屋	議長	
1月13日～ 1月15日	平成25年佐女川神社みそぎ祭典、寒中みそぎフェスティバル2013	佐女川神社ほか	議長	
1月16日	木古内中学校校舎移転式	木古内中学校	福嶋、又地、佐藤 吉田、平野、竹田 笠井、新井田、議長	
1月19日	平成25年木古内商工会新年会	宿きたかい	議長	
1月22日	平成24年度定期監査	第1会議室	又地	
1月23日	平成24年度定期監査	中央公民館	又地	
	平成24年度渡島西部四町議員連絡協議会第2回理事会	福島町	吉田議会運営委員長 副議長、議長	
1月24日	平成25年第1回木古内町議会臨時会	議場	全議員	
	第18回議会だより編集特別委員会	第5研修室	全委員	
1月25日	木古内建築協会新年交礼会	石川屋	議長	
1月30日	第9回JA女性部ふれあいフェスティバル	中央公民館	議長	

2月4日	第7回総合交通体系調査特別委員会	第5研修室	全委員	
2月7日	第11回総務・経済常任委員会	第5研修室	竹田、新井田、福嶋 又地、佐藤、吉田 平野、笠井、岩館	
2月8日	北海道知事来町 新幹線木古内駅建設現場視察	鉄道・運輸機構 事務所ほか	議長	
2月8日	北日本交流連携フォーラムin函館	函館市	竹田、新井田、福嶋 又地、吉田、平野 笠井、副議長、議長	
2月9日	平成25年度はこしん木古内会新年懇親会	石川屋	議長	
2月15日	例月現金出納検査	監査委員室	又地	
2月18日	平成25年第1回渡島廃棄物処理広域連合議 会 議会運営委員会	福嶋	北斗市	
	北海道議会議員 富原亮「新春の集い」	議長	鹿部町	
	渡島管内町村監査委員協議会定期総会 北海道町村等監査委員協議会	又地	札幌市	
2月20日	平成25年第2回町議会臨時会	議場	全議員	
	第12回総務・経済常任委員会	第5研修室	全委員	
2月22日	平成24年度渡島西部四町議連協総会・ 議員研修会	福島町	福嶋、又地、佐藤 吉田、平野、竹田 笠井、新井田、議長	
2月24日	木古内小学校吹奏楽部定期演奏会 第20回さよならコンサート	木古内小学校	議長	
2月25日	平成25年第1回渡島西部広域事務組合議会 定例会	福島町	佐藤、新井田、議長	議長に報告 議員に配布済み
2月26日	第13回総務・経済常任委員会	第5研修室	全議員	
2月27日	平成25年第1回渡島廃棄物処理広域連合議 会 全員協議会・定例会	北斗市	福嶋、副議長	議長に報告 議員に配布済み
2月28日	平成24年度渡島町村議会議長会定期総会	函館市	議長	
3月5日	第1回議会運営委員会	第5研修室	全委員、副議長、議長	



平成25年 3月 7日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

木古内町議会 総務・経済常任委員会  
委員長 竹 田 努

### 総務・経済常任委員会所管事務調査報告書

このことについて、当委員会の調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

#### 記

##### 1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
25. 2. 7	竹田、新井田、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野、笠井 岩館	東 出	大森町長、大野総務課長、尾坂主幹 幅崎主査 大瀬町民税務課長、田畑主査 新井田まちづくり新幹線課長 中尾新幹線振興室長、片桐主査 地本病院事務長	山本 近藤
25. 2. 20	竹田、新井田、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野、笠井 東出、岩館	な し	大森町長、大野総務課長 地本病院事務長 大坂介護老健事務長	山本 近藤
25. 2. 26	竹田、新井田、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野、笠井 東出、岩館	な し	大野総務課長、地本病院事務長 大坂介護老健事務長	山本 近藤

##### 2. 調査報告

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

###### (1) 介護老人保健施設の経営形態の見直しについて

介護老人保健施設の経営形態の見直しとして、地方公営企業法による全部適用への移行について事務調査を行った。

このことは、本年1月24日付で議会に対し提出されたものであるが、本年4月から経営形態を移行したいという極めて唐突な提案であり、誠に遺憾である。

また、行政改革の取り組みとして、職員による平成24年度木古内町行政事務効率改善委員会を取りまとめ、町長に答申した内容においても、国民健康保険病院及

び介護老人保健施設については、現状の体制を維持する考えから除外されており、一貫性のない取り組みであると言わざるを得ない。

第5次木古内町振興計画に位置づけた地域包括医療・ケアシステムづくりに向けた取り組みの一助であることは理解するものの、長期展望に則った計画的な事業展開が図られるよう強く要請するとともに、このような重大な案件は事務調査に相当数の時間を要することから今後、調査日程等を十分考慮の上、提案するよう合わせて強く要請する。

( 午前 10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) ただいまから、平成25年第1回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配布のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

8番 新井田昭男さん、9番 東出洋一さん、以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第2 議会運営委員会報告。

平成24年12月13日に開かれました、平成24年第4回木古内町議会定例会において調査をお願いした、議会運営に関する件について報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 4番 吉田裕幸さん。

○4番(吉田裕幸君) 平成25年3月7日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

木古内町議会 議会運営委員会 委員長 吉田裕幸。

議会運営委員会報告書。

平成25年第1回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

記 1. 会議開催状況。会議開催状況につきましては下記のとおりでありますので省略をさせていただきます。

2. 平成25年第1回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1) 今定例会の会期については、3月7日から14日までの8日間としたい。

7日は本会議を開催し、行政報告、町政執行方針並びに教育行政執行方針、一般質問、補正予算等の議案審議、平成25年度各会計予算及び関連議案の上程を行う。3月9日、10日は休会日とする。(実質6日間)

(2) 町政執行方針並びに教育行政執行方針に対する質疑は、一般質問終了後に行うこととする。

(3) 議事日程については、別紙配布のとおりであります。議事日程番号10から18まで及び議事日程番号25から54までの平成25年度各会計予算及び関連議案、並びに地域主権改革一括法に関する議案については一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(4) 付議案件は、議案45件、発議案1件、意見書案1件である。

(5) 一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(岩館俊幸君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から3月14日までの8日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から3月14日までの8日間と決定をいたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配布のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(岩館俊幸君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

平成24年12月13日に開かれました、平成24年第4回木古内町議会定例会において調査をお願いした、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 6番 竹田努です。

平成25年3月7日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

木古内町議会 総務・経済常任委員会 委員長 竹田努。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

このことについて、当委員会の調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

1の会議の開催状況については、下記のとおりでありますので省略させていただきます。  
2の調査報告。

総務・経済常任委員会所管の事務について調査を行った結果、当委員会として次のとおり報告いたします。

(1) 介護老人保健施設の経営形態の見直しについて。

介護老人保健施設の経営形態の見直しとして、地方公営企業法による全部適用への移行について事務調査を行った。このことは、本年1月24日付で議会に対し提出されたものであるが、本年4月から経営形態を移行したいという極めて唐突な提案であり、誠に遺憾である。

また、行政改革の取り組みとして、職員による平成24年度木古内町行政事務能率改善委員会で取りまとめ、町長に答申した内容においても、国民健康保険病院及び介護老人保健施設については、現状の体制を維持するという考えから除外されており、一貫性のない取り組みであると言わざるを得ない。第5次木古内町振興計画に位置づけた地域包括医療・ケアシステムづくりに向けた取り組みの一助であることは理解するものの、長期展望に則った計画的な事業展開が図られるよう強く要請するとともに、このような重大な案件は事務調査に相当数の時間を要することから今後、調査日程等を十分に考慮の上、提案するよう合わせて強く要請する。以上であります。

○議長(岩館俊幸君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員よる委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。

以上を持ちまして、報告を終了いたします。

## 行 政 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第6 行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配布のとおりでありますので、これを省略いたします。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

議員各位におかれましては、年度末を控え、時節柄何かとご多忙の中を平成25年第1回定例会にご参集賜り、誠にありがとうございます。

行政報告が2件ございますので、ご報告をさせていただきます。

1点目は、小林敏明副町長の退職についてでございます。

本年2月27日、小林副町長より、通院先の病院医師からの診断書の提出があり、同時に3月12日をもって退職したい旨の「退職願」の提出がありました。

2月25日付の診断書では、「通院ならびに自宅療養2か月を要する」との記載がありました。

本人からは、「退職願」の提出に当たり、「入院、検査、治療を続けてきたが病状の改善が進まず職場復帰が叶わず、長期間に渡り議員、職員、町民の多くの方々にご迷惑をかけている。今後も早期の回復が難しい中で、副町長の職を空席にしておくことはできない。については、任期途中で退任することは極めて無責任であるが、退職することのわがまを認めていただきたい。」との申し出でありました。

私といたしましては、副町長として最も相応しいかたでありますことから、話し合いの中で慰留も考えましたが、新年度を間近に控え、復帰の目途が立たないことや、仕事を離れ治療に専念することが、1日も早い回復につながることに信じ、誠に残念ではありますが、「退職願」を受理することにいたしました。

議員各位には、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、後任の人事につきましては、本定例会の会期中に同意案として提案したいと考えております。

2点目は、JR江差線（木古内・江差間）についてでございます。

平成24年9月3日に江差線（木古内・江差間）の鉄道事業廃止について、JR北海道より沿線3町に対し説明があり、平成24年12月20日に沿線3町で構成する対策協議会の基本的な考えを示しております。

これに対して、平成25年3月1日に、JR北海道から次のとおり支援策が示されましたのでご報告いたします。

1つは、バス運行において、収支試算により、運行開始後18年間の地元自治体負担を賄えると想定される額を支援する。なお、算定におけるバス運行便数は1日6往復とし、運行区間は江差高校まで延伸する。

2点目は、初期投資費用として、運行に使用するノンステップタイプ小型バス3台、並びに待合所、及び停留所標識分を支援する。なお、将来発生するバス車両老朽取替費用1回分を見込むこととする。

3点目は、前記1、2項の支援額といたしましてJR北海道から9億円を拠出する。なお、資金の支払い方法については協議のうえ決定をする。

4点目は、定期利用者に対しては、鉄道定期運賃とバス定期運賃との差額を補償する。補償期間については鉄道廃止後、通勤定期は1年間、通学定期は在学期間とする。

なお、協議会では3月末を目処に最終判断をすることとしております。

以上で行政報告を終わります。

○議長(岩館俊幸君) 行政報告が終わりました。

質疑を求めます。

質疑ございませんか。

6番、竹田努さん。

○6番(竹田努君) 町長、江差線廃止の部分ですが、これは先の3町の協議会の中で負担の期間を20年、距離延長はきょう報告があったとおりなのですが、バスの更新については2回という、そういう要望をJRにあげたということなのですが、これは3町の固い決意でなかったのかなというふうに思うのです。当初、JRが提示した負担の年数を15年、それを5年間延長する。それとバスの更新についても1回分の更新ではなくて2回分の、その分の負担も補償をしてくれと。それをいとも簡単に、20年で上げたものが18年だったから3年分負担

軽減になったから良いということなのか、最終的には3月の協議会で決着するという事なのではあるけれども、この部分は3町とすれば、JRからいくらこういう報告があっても、ここは譲れないという部分なのか、弾力的にいくらでも、言い方が悪いではあるけれども「取れるものというか、もらえるものであればいくらでももらおう」という考えなのか、その辺の根幹がわからないのですよね。あれだけやはり新聞にも出ていましたよね、期間も20年。そうであれば自治体の財政がもたない。バスの更新についても1回ではなくて2回にしてくれと。この分は譲れないのだという姿勢で協議会に臨むのか、きょう町長から行政報告があった18年の期間でこの辺で手を打とうということなのか、それを含めてお答え願います。

○議長（岩館俊幸君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） お尋ねのあります江差線の、江差一木古内間の代替交通に関わるJR北海道の資金負担ということになります。幹事会といたしまして協議会の中に担当課長の会がございまして。そしてまた、協議会は首長が出席をする会がございまして。担当課長会議の中で、JR北海道の担当者ともずいぶん協議を進めてまいりました。具体的に中身を申し上げますと、JR北海道ではバス車両の更新期間は15年と、このような考えを持っておりまして。費用負担につきましても、当初の新車を買う時のバスの1台分と、15年経ったあとの1台の更新をして支援を打ち切ると、こういう考えでございました。これを受けて、協議会としては、私を除く2町は概ねその案で賛同していたわけですが、私は当町が江差線を抱えておりまして、函館一江差間のバス運行で現在バス会社から概ね10年程度でバスの更新費用を求められております。いろいろやりとりの中で、それが12年になったり13年になったりするようにはしておりますが、このような事態をお話しして、少なくとも10年で1回取り替える。したがって、「2回は取り替えていただきましょう」という私の強い思いを2町の首町は理解をしてくださって、当協議会でのJRに対しての申し入れは20年間、バスを新車を含めて3回取り替える、こういうことにいたしました。この中で、JR北海道との協議を続ける中で、JR北海道では譲歩した結果として18年は認めるけれども、あくまでも10年更新ということで、バスは1回ということで、その差が相当縮まったということで、2町は概ね良しと。私も、「あと2年分」と、「1回の更新を」と主張したところでございまして、3町が協力をして一本化することの大切さ、また当町にとりましては北海道新幹線、第三セクター、様々な関係でJR北海道との付き合いもありますので、このことでJR北海道との関係を悪くすることは必ずしも得策ではないと。したがって、3町が理解できる年数、あるいは金額ということで理解をし、3町の中での協議会の決定としたところでございまして。

○議長（岩館俊幸君） 6番 竹田努さん。

○6番（竹田努君） 概ね理解はするものの、やはりJR側と各3町の思いが若干違うのだなという部分を感じました。だけれども、JR側はバスの更新を15年見ているんですが、やはり使用する側のいろんな状況からすれば10年、車の耐用年数を含めてそれにプラスアルファの年数、やはり先ほど町長の考えも言っていましたけれども10年、それがやはり良いところではないのかなと。これはやはり再度交渉の余地、確かに町長の思いはわかります。やはりJRとの新幹線絡みでいろんな関係をこれからも出てくるという思いからすればわかるので、やはり「2回分の更新を」と上げる以上はきちんとした考えを持って相手にぶつからないとだめだろうというふうに思います。

きょうの江差線廃止の行政報告に直接は関係ないのですが、心配するのはそのあとのアク

セスなのですよ、バスの道路状況。僕もこの冬期間、何回か湯ノ岱まで乗用車で通りましたが、かなりバスだったら厳しいなという部分。これについては、JRとの交渉というか協議は協議としても、北海道とこの協議会としても道路の整備の早期改善というか、そういう部分を強く訴えていただきたいということを申し添えて終わります。

○議長（岩館俊幸君） ほかにございませんか。

（「議長」と挙手あり）

町長。

○町長（大森伊佐緒君） バスの更新時期でございますが、JR北海道ではバス会社に調査をして1台の更新が概ね20年ということを確認をし、そして私どものほうに説明をしております。私どもは、この新車で購入した松前間のバスにつきましては、当西部四町に対しましては、バス会社では概ね10年を過ぎますと更新ということでの申し出がありますが、更新されたあとの古いバスはほかの活用方法などで概ね20年間利用しているという実績もありましたものですから、これについてはJR北海道との協議ということよりもバス会社との今後の協議になるかと思えます。

また、木古内－江差間の道道整備でございますが、これは当町を含めまして上ノ国、江差、両町と対策協議会をつくっております。これまでも道に対しての要望活動を毎年継続しております。その中でも、鉄路がなくなることによる道路整備が急速に進むということも道のほうでは話しておりました。これは、まずいま山道で非常にバスが登りづらい、また降りづらい。こういう道路については、既にトンネル工事の発注がされていると思えますので、これは新幹線の開業にあわせて新しいトンネルができて、バスが通りやすくなると思えます。

また、当町で申し上げますと、大川地区の急カーブ、ここにつきましても江差に向かって右側が川、左側が鉄路ということで、長い間要望しているわけでございますが、地形的にその改良工事が難しいという路線につきましても、鉄路がなくなることによってこの危険なカーブの改善が図られると、このような形で道のほうでも取り組みをしたいということもありますので、引き続き北海道に対して道路整備の要請は続けてまいります。

○議長（岩館俊幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） それではないので、以上をもちまして行政報告を終了いたします。

## 町 政 執 行 方 針

○議長（岩館俊幸君） 日程第7 町政執行方針。

平成25年度町政執行方針についての説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） はじめに、平成25年第1回木古内町議会定例会の開会にあたり、町政執行について基本的な考え方を申し述べます。

昨年は、町制が施行され70周年という輝かしい節目の年でしたが、今日の郷土繁栄の基礎を築いてこられた多くの先輩諸公のご功績に対して、改めて敬意と感謝を表するも



のでございます。

さて私は、町長に就任して12年10か月余り、この間、「町民一人ひとりが主役のまちづくり」を進めてまいりました。

今後、町民皆様の信頼を心の糧に、間近に開業が迫った「北海道新幹線の道内最初の新幹線駅」として、開業効果を最大限活用すべく、全力で準備を進めてまいります。

町議会議員の皆様、町民の皆様の一層のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

国と地方を取り巻く情勢では、現在の日本は、東日本大震災からの復興需要等を背景に、震災からの立て直しが図られていますが、欧州債務危機等による世界景気の減速感に加え、長引くデフレ不況、エネルギー政策の抜本的な見直しと供給への不安、TPP協定交渉参加問題、北と南の領土問題など、国内外に諸課題を抱える中、進行する少子・高齢化、生産年齢人口の減少に対応する社会保障制度の構築とその財源確保のための消費税率を平成26年4月から8%へ、平成27年10月から10%への引き上げが決定されております。

昨年12月26日に、自民党と公明党の連立による、安倍晋三政権が成立しており、金融市場では、安倍新総理の経済政策への期待感などから、急速な円安・株高が進行しております。

多くの国民が、景気回復と政治の安定に期待していますが、一方で、円安による輸入製品、とりわけガソリンや灯油の値上げが続き、国民生活を直撃しております。

電力各社においても、電気料金の値上げを申請しており、賃金上昇や社会保障の充実が進まなければ、消費購買力が減退するおそれがあります。

総務省が示した地方財政対策では、地方の一般財源総額について59.8兆円となり、昨年と同水準となっておりますが、地方交付税は国家公務員の給与水準を上回る地方自治体に対し、是正措置を講じなければ7月から削減するとしており、2.2%減の17.1兆円となりました。

町村が自主的、主体的な地域づくりを進めるためには、三位一体改革で大幅に削減された地方交付税の復元、増額等の財政基盤の強化が不可欠であります。

「地域経済の再生なくして、日本経済の再生なし」との認識に立って、諸課題に取り組んでまいります。当面は、地域経済の活性化と、雇用の創出を図る「地域の元気交付金」を活用した事業に着手をいたします。

3. 町政に臨む基本姿勢といたしまして、私は、こうした厳しい時代こそ、確固たる政策と的確なリーダーシップのもとに、町政を執行していくことが大切なことだと考えております。

次の5点を基本姿勢とし、木古内町の限りない発展のために取り組んでまいります。

1. 思いやりと温もりのある町政、2. 誠実な心をもった町政、3. 広く町民の声に耳を傾ける町政、4. 時代に即応した判断と行動ができる町政、5. 公正で透明性のある町政、この5つでございます。

それでは、第5次木古内町振興計画の施策の大綱に沿って、振興計画の最終年にあたる平成25年度の町政執行方針について申し上げます。

#### 4. 主要施策の推進。

## 第1章 福祉・医療・保健。

第1章の主要テーマは、地域と住民が支え合う福祉づくりであり「きこないほのぼのタウン」を実現するため高齢者福祉、介護福祉、地域福祉、児童福祉、障害者福祉、保健・疾病予防、地域医療への取り組みでございます。

「高齢者福祉」では、年々高齢化率が上昇しており、平成24年10月1日現在では39.7%となっております。高齢になっても、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、緊急通報システムの整備、ふれあい訪問や、訪問・移送サービスの実施、介護予防教室の開催や、ふれあい農園の運営等に継続して取り組んでまいります。

また、社会貢献や地域活動への参加を助長するため、高齢者事業団への支援や老人クラブへの助成を行ってまいります。

「介護福祉」では、本年は「第5期・介護保険事業計画」の第2年次に当たります。要支援や、要介護の認定を受けた皆さんの要請に応じた在宅福祉サービスや、施設サービスの充実のため、保健・医療・福祉を推進する関係機関・関係事業所が連携した介護サービスの充実を進めます。また、当町には介護サービス施設が整っており、法人が経営する特別養護老人ホームやグループホーム、町営の老人保健施設があり、恵まれた環境にあります。

介護老人保健施設いさりびの運営について、保健・医療・福祉関係機関の連携を更に進める形態として、地域包括・医療ケアシステムの構築を図り、サービスの一層の充実と、公共福祉の増進に努めてまいります。

そこで、本年より地方公営企業法の全部適用に移行し、病院事業と統合のうえ、病院事業管理者による一元管理として、経営体制の強化を図ってまいります。

「地域福祉」では、町内会やボランティア組織と連携しながら、地域福祉の向上に努めている社会福祉協議会の運営を支援し、地域の連帯や相互扶助意識を高める活動を一体となって進めます。

「児童福祉」では、時代の移り変わりや、家庭環境の変化に応じた少子化対策を進め、安心して子育てができるよう、ラッコクラブの運営や保育料の独自軽減、小・中学生の医療費の無料化を継続いたします。また、親子が安心して集い、安全に遊ぶことができる施設として、小学校や中央公民館の遊具の安全管理を進めます。子どもたちの豊かな人間性を育むため、地域・家庭・保育園・学校の連携を密にいたします。

「障害者福祉」では、昨年の障害者自立支援法の改正により、相談業務の強化や、サービス利用計画作成の義務化に対応する業務を進めます。障がい者や、保護者のニーズに沿った支援を進めてまいります。また、地域活動支援センターの運営を通じ、青年期を迎えた障害者のかたの活動支援に取り組んでまいります。

「保健・疾病予防」では、住み慣れた地域で、いつまでも健康で暮らし続けることを誰もが願っており、常日頃の健康管理が重要であります。

そのため、乳幼児から高齢者までの各世代に合わせた予防接種や健康診断、健康相談、健康教室、訪問活動を実施いたします。

また、がん検診をはじめ、各種検診の受診率向上にむけ、健康づくり推進委員との連携を強化いたします。

国民健康保険事業の運営につきましては、一般被保険者、退職被保険者とも年々減少を続

けておりますが、1人当たり医療費は増加傾向にあり、医療費の安定化に向け、疾病の早期発見、早期治療につなげるよう、本年度も各医療機関の協力を頂きながら、特定健診、健康づくり事業や簡易脳ドック事業、各種健康診断、健康指導を実施し、被保険者の健康意識の向上と、健康の保持増進に取り組んでまいります。

また、本年度以降も、国や道においては国民健康保険事業の広域化に向けた協議も進められますことから、協議の動向を注視するとともに、国民健康保険事業の健全運営のため、保険料の収納率向上を重点目標とし、本事業の安定運営に努めてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度より開始され、平成25年度末で新制度に移行することが予定されていましたが、政権交代により当面現制度が存続する見通しとなりました。制度自体は、発足から5年が経過し、十分に定着してきたものと思われま

す。木古内町においては、現在、約1,150人が後期高齢者医療制度に加入しておりますが、全体医療費、1人当たり医療費とも年々増加を続け、平成25年度においては12億円に達する見込であります。この12億円のうち、12分の1が木古内町負担となりますことから、後期高齢者に対する各種の健康づくり活動や健診の受診勧奨を行い、安定的な事業の運営に努めてまいります。

「地域医療」では、当町には、国民健康保険病院と内科を中心とする民間医院が2か所、歯科医院が2か所あります。

国民健康保険病院に関する執行方針につきましては、次のとおりでございます。

医療現場における最も重要かつ困難な点は、医師の充足であります。今日の医療供給体制は、厳しい真冬の状況が続いておりますが、当院にとりましては幸いなことに、平成25年度から新たに2名の常勤医師が確保される見通しとなりました。

これにより、常勤6名による診療体制が回復することで、初めて、医療の質と量の改善を図る方策を実施することが可能となります。

その第1として、医療の質改善を目指して日本病院機能評価機構の審査を受審することといたします。

第2は、予防医学を推進いたします。疾病は、治療よりも予防に徹することによって、医療費の削減と、住民の健康維持に大きく寄与できるものでございます。具体的には、新たに乳がん検診を開始することから始めます。北斗市を含む、西南渡島では、唯一の認定された乳がん検診施設として機能することになります。

第3は、今年3月より、セカンドオピニオン外来を新設して、主治医以外の医師の診療に対する相談に対応しております。現代医療は、同一の効果を生むためにも、多岐に及ぶ診断・治療手段が選択可能なまでに進歩し、患者は、その複雑さのために、自分に合った医療を選択できない場合があります。

そこで、適切な助言を提供するとともに、納得のできる説明をすることで、医療への信頼を高めることが期待されるものでございます。

以上、昨年10月より地方公営企業法の全部適用となり、着任されました病院事業管理者のもとで、新たな事業に取り組み、医療の充実を図り、公的病院としての使命を果たしてまいります。

第2章 教育・文化。 教育・文化につきましては、別冊の「教育行政執行方針」に記載

しております。

第3章 産業・観光。 第3章の主要テーマは、「自然と知恵を活かし連携した産業づくり」であり「きこないいきいきタウン」を実現するため農業、林業、水産業、商業、工業、観光、雇用への取り組みについてでございます。

農業では、農業者戸別所得補償制度が実施されたことなどにより、経営の安定化が進んでおります。ふっくりんこ、はこだて和牛、ほうれん草、ニラ、トマトなど、当町の振興作物を中心とした経営を維持する中で関係機関と連携し、農作物の高付加価値化・品質向上や更なるブランド化等に取り組み、自由貿易などによる価格競争に耐えられる経営基盤を築くよう支援してまいります。あわせて、地場産品を提供している直売施設に対し、移転改築費用の補助をしております。

担い手対策といたしましては、前年度に策定した、農業のマスタープランであります「木古内町人・農地プラン」をもとに、新規就農者への支援策として、ハウス栽培拡大事業への助成のほか、新規就農総合支援事業などの交付金事業を継続して活用してまいります。

また、鳥獣被害対策協議会などとの連携のもと、農作物被害の軽減に努めてまいります。

林業では、木材需要の減少や価格の低迷などにより、森林施業が停滞している傾向が見られますことから、森林の持つ多面的な機能を維持向上するために、町有林及び民有林の計画的な整備を進めてまいります。

整備に当たりましては、利用間伐を推進するため、林業専用道の整備に取り組み、コストの軽減に努めます。

今後も、地域材の利用拡大を目的として策定した「木古内町地域材利用推進方針」を踏まえて、事業展開を図るとともに、引き続き良質な道南スギなどの育成、生産に努めてまいります。

漁業では、老朽化が著しいホタテ・コンブ養殖施設の更新を継続し、計画的な整備を図ることにより、養殖漁業の安定的な生産の実現に努めるとともに、各種人工種苗放流の継続による資源管理型漁業の定着や、人工魚礁の整備に対する要望などを展開してまいります。

さらに、昨年の高海水温の被害を受けたホタテ養殖漁家に対し、借入資金への利子補給を行ってまいります。

また、広域合併後の組織基盤の安定をさらに支援してまいります。

商工業では、町内の人口減少や、少子高齢化の影響により、厳しい経営状況が続く事業所数が減少している中、新幹線工事に伴う関連事業として、町発注事業の増加に伴い、地域経済の活性化が期待されます。

これからも、新幹線工事や高規格幹線道路、道道整備などにより、町外からの就労者の増が想定される状況を踏まえ、町内の関係団体と連携を図り、継続的な事業展開を支えてまいります。

また、北海道新幹線開業を見据えた「観光おみやげ品開発支援事業」や、「はこだて和牛

ブランド化推進事業」についても、継続して取り組んでまいります。

さらに、支援を行っております商工会など関係団体と連携を図り、融資にかかる信用保証料や利子補給の補助事業を継続して実施し、中小企業支援に努めてまいります。

観光では、従来のイベントや体験観光事業などの継続支援に加え、地域おこし協力隊制度を利用した専属観光スタッフを配置し、観光事業の新たな展開の検討や、マスコットキャラクター・キーコを活用した観光PRを行ってまいります。

また、新幹線木古内駅を活用した広域観光推進のため、渡島西部・桧山南部9町による北海道新幹線木古内駅活用推進協議会を主体とした、広域観光推進支援事業「広域観光アクションプラン」に取り組めます。

さらに、広域観光の拠点施設であります「観光交流センター」の実施設設計を進め、木古内町を訪れる観光客に感動を与えるような、魅力ある観光地づくりを行う「木古内観光アクションプラン」を推進してまいります。

労働対策では、中小企業への継続的な支援とともに、緊急雇用創出事業の活用や渡島西部通年雇用促進協議会の共同運営を行い、雇用の創出と安定化に努めてまいります。

#### 第4章の生活環境・交通。

第4章の主要テーマは、「心身ともに健やかに生きる環境づくり」であり「きこないさわやかタウン」を実現するため土地利用、住環境、公共交通網、道路、上・下水道、環境衛生、環境美化、国土保全、消防と救急、防災、交通安全・防犯、消費生活への取り組みについてです。

土地利用では、JR木古内駅を中心に市街地が形成されており、駅前の顔にふさわしい街並みづくりを創出するため「木古内駅周辺整備基本計画」に基づく、インフラ整備を進めてまいります。

町内西部地域に広がる農業地域への新規就農者支援策や、経営規模の拡大、農用地の流動化や集団化による農地の高度利用を図ります。

町の総面積の89.5%を占める森林地域は、林業振興のための木材生産機能と、山地災害の防止や水源涵養、地球温暖化防止効果などの公益的機能とに区分した森づくりを進めてまいります。

住環境では、木古内町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画を昨年策定しており、計画に沿った施策を展開してまいります。

公営住宅の整備につきましては、朝日団地の建て替えは平成26年度、港団地の建て替えは平成30年度から順次進める計画でございます。また、本年は既存住宅の維持管理に努めてまいります。

公共交通網では、北海道新幹線事業につきましては、着工から9年目を迎え、土木関連から、駅舎の建設や軌道の付設、電気設備の設置などに工事の重点が移ってまいります。

駅舎につきましては、鉄道・運輸機構から新幹線木古内駅の模型が提示され、改めて開業

が迫っていることを実感したところであり、今後も、駅前周辺整備などの関連事業をより機動的に進めてまいります。

並行在来線につきましては、本年3月末の第三セクター鉄道開業準備協議会において、経営の基本方針が決定され、平成25年度中には経営計画等が協議される運びとなっており、今後は、住民の皆様へ逐次経過を説明しながら、協議会へ臨んでまいります。

J R北海道から提示のありましたJ R江差線、木古内－江差間の廃線協議では、自治体の負担軽減と利用者の利便性に配慮してまいります。路線バス交通の充実を図るため、バス事業者に対する支援を継続します。

道路では、駅周辺整備と関連する道道改良事業につきましては、中央通が事業計画の最終年度、駅前通は用地買収、支障物件補償のほか、駅前広場の工事が進められます。

また、高規格幹線道路、江差－函館自動車道につきましては、引き続き本工事や用地買収、支障物件の補償がおこなわれます。

町道は、市街地や集落の主要路線の整備が進められており、維持管理や修繕を実施いたします。また、除排雪体制を充実させて冬期間の安全確保に努めてまいります。

上下水道では、水道事業につきましては、町民の生活に必要不可欠なものであり、良質で安全な水の安定供給をおこなうため、施設の安全点検や有収率の向上を図ることにより、健全な水道事業運営と、町民サービスの充実に努めてまいります。

本年は、昨年実施できませんでした中央通工事に伴う水道管移設工事、また、新たに駅前広場建設に伴う水道管整備工事、函館－江差自動車道建設に伴う水道管移設工事を実施してまいります。

下水道事業につきましては、引き続き自然環境の水質保全、快適な生活環境の確保や公衆衛生の向上を目指し、整備を進めてまいります。

本年は、駅前通周辺地域、佐女川団地周辺、及び下町方面の下水道管渠新設工事を実施してまいります。

環境衛生では、住民生活で排出される廃棄物の安定処理と、処理コストの低減のため、広域処理を実施しております。

可燃ごみは渡島廃棄物処理広域連合、資源ごみや不燃ごみ、し尿の処理につきましては渡島西部広域事務組合の施設で処理を継続いたします。

産業廃棄物につきましては、排出者の責任で処理することを徹底すると共に、不法投棄の監視体制を強化いたします。

なお、平成19年から値上げをしました指定ごみ袋の金額を、値上前の金額に戻します。

環境美化では、花いっぱい運動を推進し、さわやかさを感じることができる環境づくりを進めます。

ふるさとの森に広がる芝桜の景観を維持する管理に努めます。ごみの不法投棄や、ポイ捨て防止の啓発看板の設置やパトロールを実施してまいります。また、火葬場の老朽化が進んでおり、本年は火葬炉と内外装の一部改修に取り組むこととしております。

国土保全では、北海道が管理する、木古内川の改修が継続実施されており、周辺住民の安全が確保されています。

町が管理する普通河川につきましては、危険箇所を把握する巡視を進めてまいります。海岸線の総延長が約15 Kmであり、海と向かい合う町であることから、高波が越波して、人家に被害を及ぼすような危険箇所について、引き続き国や北海道にその対策を要望いたします。

消防と救急では、大規模災害に備え、相互応援や協力を、迅速かつ効率的に行う広域事務組合を組織しております。消防力の充実のため、消防車両や施設、設備の整備を進めてまいります。消防団の組織強化に向けた訓練や、防火活動を展開いたします。救急・救助活動の機会が増加しており、迅速な対応が求められております。このため、救急救命士の配置と資機材を整備し、住民の生命に直接関わる重要な業務の充実を図ってまいります。

防災では、現在、木古内町地域防災計画の全部改正を進めており、北海道の計画に沿った構成に変更しております。また、東日本大震災をふまえ、過去に北海道太平洋沿岸で発生した、最大クラスの津波の波高と浸水域の想定を示した、津波防災マップを作成し、全戸配布を行ってまいります。本年も、地域住民が主体となる防災訓練を実施し、防災意識の高揚に努めてまいります。

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線の安定活用を図るため、日常から運用すると共に、機器の整備点検を進めてまいります。なお、災害時における地域の方々の共助の力が重要なことから、自発的に防災活動を行う自主防災組織の結成を支援いたします。

交通安全・防犯では、交通死亡事故の抑止を最重点に、町民一丸となった運動を推進してまいります。木古内警察署や交通安全推進委員会などと連携し、幼児から高齢者まで、それぞれの対象に応じた安全教育を推進いたします。交通安全指導車による巡回啓発や、町内会、経済団体、青年団体、町内事業所等による街頭啓発や安全集会を開催いたします。

防犯意識の高揚と、防犯体制強化に努め、「安心安全なまちづくり住民大会」を開催し、犯罪のないまちづくりを進めてまいります。

夜間における歩行者等の安全を図るため、地域の防犯灯の整備を推進いたします。本年からは、防犯灯のLED化を推進するため、改修費用に対する補助率を2分の1といたします。

消費生活では、消費生活センターと連携を図り、相談体制の強化と被害やトラブルの未然防止のための情報提供を行い、消費者保護対策を進めます。

## 第5章 行財政・住民参加。

第5章の主要テーマは、「協働と共有に基づく行政システムづくり」であり「きこないふれあいタウン」を実現するため、行政運営、財政運営、住民参加・協働、広域行政への取り組みについてでございます。

行政運営では、昨年、職員によります、行政事務能率改善委員会を組織し、人口減少が続く中、時代に即した組織・機構の見直しや集中改革プランの見直しを行っております。

平成36年度までの12年間で22名の職員を削減し、10名は非常勤職員を補充する人員配置で

あり、計画をしっかりと進めてまいります。

職員数は減少しますが、住民サービスの低下を招かないよう、職員の資質向上に向け、研修に積極的に取り組みます。

一人ひとりが公務員としての自覚を持ち、住民から親しまれ、信頼される役場づくりを進めます。

また、当町のまちづくりの最上位計画となる第6次振興計画の策定については、より多くの住民の意見を伺い、住民福祉の向上と住みよいまちづくりの実現を図る計画の策定に取り組みます。新幹線開業を、地域の発展の絶好の機会と捉え、アクションプランの構成事業を、行政と民間事業者が連携の上、しっかりと展開してまいります。

財政運営では、当町の財政運営につきまして、本年1月に改定した新たな財政収支計画に基づき、町財政の維持安定策を実行してまいります。

歳入の57%を占める地方交付税につきましては、昨年の実績や国の新年度予算が前年並みという、地方財政対策方針から増額を見込んでおりますが、地方公務員給与費の臨時特例への取り組みを求められますことから、引き続き国の動向を注視しながら、収支計画の見直しを進めるとともに、財政調整基金への積立を行ってまいります。

財政健全化四指標においては、いずれも自治体財政健全化法の早期健全化基準を下回っておりますので、今後も安定した運営を進めてまいります。

このような状況を踏まえ、本年の当初予算は、引き続き経常的経費の徹底した削減と、歳入については、過去の実績や地財対策を基に充分見込める計数で積算しております。

歳出では、保健・医療・福祉ネットワークの構築、生活基盤や防災体制の強化、新幹線開業を見据えた広域観光連携の推進、高速交通体系の整備に向けた諸施策の実施、産業の振興・活性化、さらには教育の充実等に努め、快適で活力に満ちたまちづくりを進める編成としております。

住民参加・協働では、広報・広聴について、広報誌やホームページの充実、防災行政無線を活用し、迅速かつ的確な情報の提供を進めます。町政懇談会を開催し、広く住民の声を聞くことに努めます。住民参加の推進について、大型プロジェクトや振興計画などの長期計画の策定を進めるうえで、初期の段階から住民参加を企画し、誰もが意見を出しやすい会議の運営に努めてまいります。

花いっぱい運動、公園や施設の管理など、地域住民と行政がお互いに役割分担し、協働のまちづくりを推進いたします。

広域行政では、事務・事業の効率化のため、広域行政化を図ると共に、道や関係市町村と連携強化を図り、広域的な地域振興を推進いたします。本年、取り組む広域行政は、渡島西部広域事務組合では消防と環境衛生業務の推進、渡島廃棄物処理広域連合では廃棄物処理施設の運営、渡島西部地域介護認定審査会、及び渡島西部地域障害程度区分認定審査会では要介護状態や、障害程度区分の審査と判定業務を行います。

また、北海道新幹線木古内駅活用推進協議会では、広域観光アクションプランに取り組みます。



以上、第5次振興計画の施策に沿って、平成25年度の町政執行に臨む考え方を述べさせていただきます。

終わりになりますが、恵まれた自然と、たゆまぬ活力を活かして、一人ひとりが心を育み、支え合う北の大地の福祉都市きこないの実現を目指してまいります。

行政と、議会と、住民が知恵を出し合い、目標に向かって一丸となることが重要と捉え、今後とも、ふるさと木古内の輝かしい未来に向けて全力を尽くし、誠心誠意取り組んでまいります。

以上で町政執行方針を終わります。ありがとうございました。

○議長(岩館俊幸君) お諮りいたします。

平成25年度町政執行方針の説明が終わりましたが、町政執行方針に対する質疑は、一般質問終了後に行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

11時25分まで、暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時12分
再開	午前11時25分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

## 教 育 行 政 執 行 方 針

○議長(岩館俊幸君) 日程第8 教育行政執行方針。

平成25年度 教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長(野村広章君) 皆様、おはようございます。

平成25年第1回木古内町議会定例会にあたり、教育行政執行方針を申し上げます。

今日、国内においては震災復興をはじめ少子高齢化の進行、国際競争の激化、産業の空洞化などの数多くの課題に直面する一方で、世界においては国や地域という境界を越えて一層結びつきを強めており、広い視野に立ってグローバル化時代に対応する人材の育成がますます求められております。

このような中で、教育分野においては学習指導要領の理念である「生きる力」の育成のため、子ども一人ひとりに確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指し、特に思考力、判断力、表現力などを重視した様々な教育活動の充実が必要です。

また、長寿社会にあつて町民一人ひとりが健康で心豊かに過ごすため、人生の各時節において自己向上に努め、新たな知識の習得や生き生きと学び続けることができるよう、生涯学習の推進の充実が必要です。

町づくりは人づくりや地域の教育によって支えられ、活性化されるものであります。次代

を担う人材を育むために、教育の役割はますます重要になっています。

このため、教育委員会は、木古内町教育総合推進中期計画や木古内町振興計画の趣旨内容を十分踏まえながら、豊かな心とたくましい体を育み、未来を拓く人づくりの実現に向け、これまでの教育施策を深化・充実させることを意識しながら、学校・家庭・地域が互いに連携し合い、教育力を高める教育行政の推進に取り組みます。

また、木古内町教育総合推進中期計画は平成25年度が最終年次となりますので、平成26年度を初年度とする5か年の第6次木古内町教育総合推進中期計画を策定するため、策定委員会を設置し取り組みます。

第一は、学校教育の推進についてです。

学校教育においては、小・中学校9年間を見通し子どもたちが夢と希望を持ち主体的に未来を切り拓くことができるよう、学習指導要領が目指す「生きる力」を確実に育む教育を推進します。

このため、「すべては子どもたちのために」を理念とし、学校・家庭・地域が「生きる力」を育むという認識を共有して「地域に開かれた、創意と活力に満ちた学校づくり」を進める中で、子どもたちの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた育成を目指します。

学校教育においては次の6項目について進めます。

1点目は、「確かな学力を育む教育の推進」についてです。

学校教育では子どもに基礎的・基本的な知識や技能を確実に身に付けさせ、それを土台に新たな課題を自ら解決するための思考力・判断力・表現力などの能力をはぐくみ、生きる力の基軸となる確かな学力の向上を図ることが重要です。

これまで6回実施された全国学力・学習状況調査では、その実施ごとに教育課題が明らかとなっており、学校においては指導の工夫や改善に努めているところですが、今なお解消されない課題が存在しています。このため、道教委から示された「オール北海道」で目指す目標に迫るためにも学校では各学年ごとに一人ひとりのつまづきを細かく把握し、校内における課題の共有化の徹底や学校改善プランの見通しと確実な実践を行うとともに、知育・徳育・体育のバランスの取れた適切な教育課程を編成し、子どもが「できた」「わかった」という喜びを実感できるよう、学習指導の工夫や改善の充実に取り組んでまいります。

また、家庭学習の定着はもとより、放課後や長期休業中における補充学習や道教委から提供されるチャレンジテストの活用を図るなど、実効性のある取り組みを進めます。

さらには、今年度新たに標準学力検査を実施し、正確な学力測定とその後の学力向上のための指導に役立てる取り組みを進めます。

一方、全国学力・学習状況調査では、子どもの学習意欲、家庭での基本的な生活習慣なども調査していますが、食生活など生活習慣に課題があることから、引き続き家庭との連携はもとより社会教育グループが実施する通学合宿事業などを活用し、学力向上とともに基本的な生活習慣の改善に取り組みます。

また、今年度は学校において新聞の定期購読を行い、国語をはじめ各教科などで新聞を活

用した学習をとおして言語活動の充実に努めます。

国際理解教育につきましては、引き続き外国語指導助手ALTを活用し、子どものコミュニケーション能力の育成や外国の伝統・文化に対する理解が深められるよう、外国語活動の充実に努めます。

小学校と中学校の連携については、昨年度英語科と体育科の教員の乗り入れ授業を実施しましたが、いわゆる中1ギャップの解消に向けて小学校から中学校への円滑な接続のための取り組みを進めます。また、町教育研究所においては、小・中学校の連携を基軸とした教職員の資質・能力の向上を図る研修活動を実践します。

2点目は、「豊かな人間性を育む教育の推進」についてです。

豊かな心を育むためには、体験的な活動を通じて規範意識や基本的な倫理観、思いやりの心や豊かな感性などを培うことが大切です。このため、外部講師の招へいをはじめ、心のノートや子どもの心に響く道徳資料の活用を図りながら、道徳の時間を要に学校の教育活動全体を通じて、生命の尊さと望ましい生き方の自覚を深める道徳教育の充実に努めます。

子どもの問題行動等については、依然として教育上の大きな課題となっています。学校においては、いじめやその前段階となる人間関係のトラブルの把握、早期発見・早期対応に努め、危機意識を持ちいじめの根絶に取り組みます。また、学校独自の生徒指導に加え、生徒指導連絡協議会を軸として学校・家庭・地域の連携を図り問題行動等の未然防止や的確な状況把握に努めます。

読書活動については、新刊図書の購入等により学校図書室の充実が図られているところですが、朝読書や読み聞かせにより本に親しませるとともに、公民館図書室との連携を図り豊かな感性や創造力、表現力を育む読書活動を推進します。

キャリア教育については、地域の教育力を積極的に活用しながら、子どもたちが体験活動を通じて働くことの意義ややりがいを実感するとともに、社会における自らの役割や将来の生き方等の望ましい勤労観・職業観を育む教育に努めます。

また、ふるさと教育については、木古内町の歴史、文化及び産業などを取り上げ、多様な体験活動を通して地域の特性を生かした教育活動の充実に努めてまいります。環境教育についても、環境への負荷の少ない持続可能な社会づくりのため、子どもの発達段階を踏まえて自然を大切に作る心と実践力を育む教育活動を推進します。

姉妹校交流事業については、木古内小学校と山形県鶴岡市立朝暘第一小学校が平成23年11月に姉妹校締結をして3年目となりますが、本年度も両校の交流を引き続き支援してまいります。

3点目は、「健やかな体の育成」についてです。

子どもの健やかな体を育むためには、望ましい食習慣の形成を促し、基本的な生活習慣を身に付けさせることや、体力運動能力の向上、健康管理能力の育成が大切です。

昨年度は、文部科学省の委託事業である栄養教諭を中核とした食育推進事業を実施しました。義務教育9年間を見通した食に関する指導計画を策定するとともに、その計画に基づいた食育指導や地場産物活用の拡充を図るなど、学校給食や食育活動の充実に努めているところです。このため、食は生きる力を育む基本と位置付け様々な地域資源や活動を通じて、食

に関する学習指導や情報提供を行うとともに、子ども一人ひとりが健全な食生活を実践することができる食育活動を推進します。

また、基本的な生活習慣の定着を図るため、早寝・早起き・朝ごはん・そと遊び運動を引き続き推進します。学校や家庭だけでなく、子どもを取り巻く地域や関係機関と連携して規則正しい食生活や睡眠時間確保などの取り組みを進めます。

学校給食については、衛生管理・食中毒の防止のため、昨年度実施したハサップ（HACCP）による衛生管理導入評価事業において高い評価を取得したところですが、引き続き栄養教諭や調理員一人ひとりが学校給食の衛生管理に取り組むとともに、施設管理や食材の安全管理を徹底してまいります。

また、栄養バランスの取れた献立の工夫やアレルギー対応をはじめ国内産の食材使用や地場産物の積極的な活用に配慮しながら、安全・安心で美味しい学校給食の提供に努めます。

体育活動については、当町の最近の新体力テストの結果によると、小学校ではやや高い水準傾向は見られるものの、課題となる種目に共通性があることから道教委から提供される体力向上支援プログラムなどを積極的に活用し、子どもの体力や運動能力の向上に取り組まします。

学校保健につきましては、健康診断や日常の保健指導により児童生徒の健康状態を的確に把握し、子どもの健康保持や健康増進に努めます。

また、木古内小学校において子どもの永久歯のむし歯予防のためフッ化物洗口を実施するとともに、歯みがき指導により「自分の健康は自分で守る」という意識と健康づくりのための習慣を身に付けさせる実践に取り組まします。

4点目は、「特別支援教育の推進」についてです。

障がいのある子どもの指導については、就学指導委員会や関係機関、保護者と緊密な連携を図りながら子どもの発達段階や障がいの程度に応じた適切な指導や支援を行うとともに、個別の指導計画に基づいて学校全体で取り組む体制の充実に努めます。

また、支援を必要とする子どものために、引き続き特別支援教育支援員を3名配置し、各学校の状況や子どもの教育ニーズに応じたきめ細かな支援に努めます。さらに、特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業を活用するとともに、保育園や医療、福祉などの関係機関との連携により就学前の状況把握に努めます。

5点目は、「信頼される学校づくりの推進」についてです。

子どもを健やかに育むためには、学びの中心である学校、子育て基盤となる家庭、人間性や社会性を培う場となる地域が互いに連携し合い、それぞれの役割を果たすことが大切です。

このため、学校は自己評価による教育活動の成果や検証の結果を家庭や地域に情報発信し説明責任を果たすとともに、学校評議員会議や学校関係者評価委員会による意見などを取り入れ家庭・地域に開かれた学校づくりに取り組まします。

また、「教育は人なり」といわれるほど子どもの教育は一人ひとりの教師の力量や専門性に左右されます。このため、校内研究や公開授業の取り組みをはじめ、教育課程や生徒指導等に関する各種研修会への積極的参加や道教委指導主事の学校訪問指導等により教師力の向上を図ります。さらに、教育の向上を図るために、町教育研究所による研究、研修の実施や

校長会、教頭会の活動を支援します。

教職員の服務規律保持については、学校職員評価制度の活用や校内研修の取り組みを進め、信頼される学校づくりに努めます。

安全教育については、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、学校安全計画の改善・充実を図るとともに、危機管理能力を育む指導方法の工夫や学校の危機管理体制の強化に努めます。

6点目は、「教育環境の整備」についてです。

子どもたちが夢や希望を大きく育み楽しく学ぶためには、教育環境の整備は重要です。

木古内中学校移転については、平成25年1月16日改修工事が完了した旧木古内高等学校で移転式を終え、生徒たちは新しい校舎で明るく伸び伸びとして学校生活を過ごしております。このため、今年度も引き続き小・中学校の学校設備備品や教材備品の整備を進めます。

また、小・中学校の部活動やスポーツ少年団などの活躍において、全道大会や全国大会出場への支援を行うとともに、その栄誉を讃える表彰を行います。

第2は、「社会教育の推進」についてです。

少子高齢化社会にあって地域の活力の低下が懸念されていますが、地域社会が持続可能な社会として強固なものとなり、自信と活力を生み出すためには、その土台となる一人ひとりが生涯にわたり自己を磨き、高め、そして社会に貢献していくことが大切です。

このため、町民一人ひとりが生涯にわたり芸術・文化・スポーツ活動に意欲的に参加できるよう、自主的な活動を支援するとともに、学習機会の提供や生涯学習推進体制の充実など、学習環境の整備に努めます。

また、第5次木古内町教育総合推進中期計画の具現化のため、事業実施計画を策定し各種事業に取り組みます。

社会教育においては次の6項目について進めます。

1点目は、「家庭教育と青少年教育の推進」についてです。

今日、核家族化、少子化の進む中で、子どもの耐える力や自己抑制力、他人を思いやる心が薄らいできている状況にあります。また、親と子の接する時間が減少するなど、家庭教育力の低下が指摘されています。このため、地域子ども会やスポーツ少年団などと連携・協力しながら、子どもの様々な体験活動への関心を高め、集団での活動の中で子どもの豊かな感性を育むとともに、主体性や向上心を培う活動を支援してまいります。

また、家庭の役割に理解を深めるため、引き続き学校や町PTA連合会などと協力した家庭教育に関わる学習の機会や情報の提供をはじめ、各種活動を通じて家庭教育の向上に取り組みます。さらに、子どもが芸術・文化にふれる機会や親子の体験活動、世代間交流の機会の充実に努めます。

学校支援地域本部事業については、町民がこれまでの経験や学習成果を活かし子どもたちとの関わり合いや学校への支援を通じて、地域の教育力につながる活動を推進します。

無名塾事業や通学合宿事業については、これまでの事業の成果と課題を検証し内容の充実

に努めます。

また、全国的な青少年の非行や犯罪の低年齢化などの状況を踏まえ、小・中学校や関係機関・団体と一体となって非行の防止と青少年の健全育成の取り組みを進めます。

青年教育については、町内で自主的な活動をすすめる青年グループに対して、仲間の輪を広げ活動の活性化を図り、町づくりにつなげる支援を行います。

2点目は、「主体的に学ぶ成人教育・高齢者教育の推進」についてです。

成人教育については、町民が主体的に学び活動できるよう、趣味・教養に関わる公民館講座等の開催や学習情報の提供に努めます。社会参加活動については、地域の特性を生かした多様な活動を行っている地域女性会などと連携・協力して、世代間交流や異団体との交流を推進します。また、高齢者の方々が仲間との交流や学習活動を通じて地域と関わり生きがいを持ち続けることができるよう、引き続きリロナイふれあい学園を開設し、要望に応える学習内容の充実に努めます。

さらに、高齢者が培ってきた豊富な知識や経験を生かし、指導者として活躍できる地域活動や世代間交流などの機会を拡充します。

3点目は、「芸術文化活動の推進と文化財の保護」についてです。

芸術・文化は、町民の生活に感動や喜びをもたらし、潤いのある生活を送る上で大きな力となります。このため、文化団体や各種サークル、学校や保育園等と連携し町民文化祭や合同音楽祭を開催するとともに、公民館ギャラリー四季の活用を促進するなど、団体や個人の文化活動の発表の機会や相互交流の機会を拡充します。また、渡島管内や渡島西部4町の作品交流などの地域間交流を進めます。

芸術鑑賞事業については、子どもたちに優れた芸術に触れる機会を提供するとともに、北海道文化財団の芸術鑑賞事業を招へいし、木管五重奏演奏会を実施します。

文化財の保護と活用については、木古内ゼミナールの実施をはじめ、学校の社会科・総合的な学習の時間への出前授業などを通じて、町民に学習教材や資料を提供し、文化財保護の意識啓発やふるさと意識の高揚に努めます。

また、旧鶴岡小学校校舎を活用した資料館整備については、平成26年度中の開館を予定しておりますが、今年度も引き続き町内の貴重な文化財の保存管理や調査研究に努め、学習教材や資料として幅広く活用できるよう、発掘された遺物や生活文化財の整理などに取り組みます。

高規格幹線道路建設などに関連して行われる埋蔵文化財の調査は、今年度も大平・札苅地区において主体的に実施される予定であるため、道教委などの関係機関と連携しながら引き続き保護・活用に努めます。

4点目は、「読書活動の推進」についてです。

読書活動は、ことばを学び、感性を磨き、表現力と創造力を豊かにする人間形成に大切な学習活動です。このため、公民館図書室の蔵書充実に努めるとともに、読書活動への関心を高めるための図書室だよりなどの広報活動に取り組みます。また、利用しやすい図書室を目指し、なかよし移動文庫や宅配サービス事業などの充実に努めます。さらに、ボランティア

活動による読み聞かせ会の支援や道立図書館との連携事業を実施し、読書の普及と利用拡大に努めます。

5点目は、「生涯にわたるスポーツの推進」についてです。

スポーツは、町民の健康の保持増進とともに、生活習慣病の予防や地域のコミュニティの形成など様々な役割を担っています。このため、スポーツ活動を通じて健康づくりや体力づくりを進めるため、町民のニーズに応える各種大会や教室を開催し、スポーツ活動の普及を図ります。また、渡島管内や渡島西部四町交流事業への参加を促すとともに、スポーツ推進委員をはじめ体育協会やスポーツ少年団本部との連携を強化し、自主的なスポーツ活動の支援に努めます。

6点目は、「社会教育施設等の整備」についてです。

社会教育施設については、中央公民館の正面玄関出入口改修や前庭の水銀灯設置工事を行います。

体育施設については、平成26年度供用開始に向けて町民プール改修に伴う実施設計を行うとともに、スポーツセンターの給水・給湯管更新工事やたかとり球場芝生補修などの整備をします。

また、今年度から佐女川農村公園パークゴルフ場の管理運営を行うことから、生涯スポーツ施設として町民が安全に安心して利用できるよう、施設の整備に努めます。なお、生涯学習活動の拠点である中央公民館や体育施設などの施設や設備の老朽化に対応するため、今後とも計画的な整備を図るとともに、定期的な点検を実施し所要の改修工事や設備の充実に努めます。

以上、平成25年度の教育行政の主要な方針について申し上げます。

教育は町民の豊かな社会生活はもとより、地域社会の未来に関わる重要な役割を担っています。

ふるさと木古内町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を育み、創造性豊かで調和のとれた生涯学習を推進するため、町民と協働して教育行政を着実に推進してまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を、心からお願い申し上げます。

以上で、教育行政執行方針を終わります。

○議長(岩館俊幸君) お諮りいたします。

平成25年度教育行政執行方針の説明が終わりましたが、教育行政執行方針に対する質疑は、一般質問終了後に行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩	午前11時55分
再開	午後 1時00分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

## 一 般 質 問

○議長(岩館俊幸君) 日程第9 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配布の通告書によって行うことにいたします。

はじめに、3番 佐藤悟さん。

○3番(佐藤悟君) 3番 佐藤です。一般質問を行います。

まず1として、町有林の運営管理についてです。

その1として、人工林641h aの内、今後も利用間伐として継続される考えなのか町長の考えを伺います。

2といたしまして、利用間伐は、町有林伐材売払収入として計上されており、我がまちとして貴重な財源であると考えています。杉は、50年、60年が伐期であると言われております。

計画的な間伐、そして皆伐、植林、これが山を育てる基本であると思っています。町有林の運営管理計画の策定を含め新しい山づくりの考え方について、町長の見解を伺います。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 3番、佐藤悟議員のお尋ねにお答えいたします。

町有林の運営管理についてのお尋ねでございますが、まずはじめに利用間伐は国の補助制度で平成23年度の改正により、間伐材を搬出しない場合は補助対象とならないこととなっております。当町では、この補助制度にあわせて、利用間伐を行っているところでございます。

補助金が充当されない場合は、間伐事業の採算が取れない場合もありますことから、補助制度の対象となるよう、また、木材の有効活用という観点からも、今後も引き続き利用間伐を行ってまいります。

次に、町有林の中長期的整備方針といたしましては、現在、従前の森林施業計画にかわる森林経営計画を策定中であり、この中で、今後5年間における間伐などの伐採、造林、保育等に関する事柄も記載することとなっております。町といたしましては、この森林経営計画に基づき、今後も利用間伐を中心に行いつつ、伐期を迎えている林班や樹種につきまして、皆伐ののち植栽を行うなど計画的に事業を展開し、町有林の管理を行ってまいります。

○議長(岩館俊幸君) 3番 佐藤悟さん。

○3番(佐藤悟君) ただいま町長のほうから答弁をいただきましたが、ほぼ私もそのような考えを持っているわけですが、あくまでも町長の考えといたしましては、現在の現行の補助制度がある限りその補助を活用しながら継続的にやっていくというようなことのようにございます。私は、町有林の最終間伐というのは10アール当たり、最後は80本ないし100本が最終間伐だというふうに言われているわけですが、今後この間伐を継続しながら皆伐と両方考えていくべきではないかなというふうに思うわけですが。

そのためには、帳簿上の委託ではなく、現地を十分確認して委託されるようにしなければならないのではないかというふうに思いますが、町長はそういう考えがあったら再度ご答弁を願いたいと思います。



○議長（岩館俊幸君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 佐藤議員がお尋ねのように、現地の確認を十分図りながら進めることは極めて大切でございますので、ご指摘いただいておりますので、そのような形でとり進めたいと思っております。

○議長（岩館俊幸君） 3番 佐藤悟さん。

○3番（佐藤悟君） ただいま1番の質問につきましては、町長が答弁されたのでこれで理解いたします。

次に、2番に入ります。

北海道新幹線開業に伴う植栽事業及び植樹事業の実施について。

平成27年度の開業に向け、北海道新幹線工事は順調に進められております。また、新幹線駅周辺整備も本格的に工事が始められようとしています。

今後、経験することがないであろう北海道新幹線開業時に、目に見えて記念となる植栽事業や植樹事業を実施すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（岩館俊幸君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 新幹線開業に伴う植栽等の事業についてのお尋ねでございますが、北海道新幹線につきましては、既に土木工事の大半が終了し、この春からは駅舎の建築も始まるなど、順調に建設工事が進んでおり、改めて開業が迫っていることを実感しております。

町といたしましては、これまでも新幹線木古内駅のデザイン案を木古内高校最後の高校生に選定していただくなど、町民参加型の開業記念事業に取り組んできたところでございます。今後は開業に向けまして、新幹線への関心を喚起するような事業をより積極的に展開していく必要があると考えております。とりわけ、開業の年である平成27年度においては、町民が開業の感動を分かち合い、その記憶を将来にわたり伝え残していけるような記念行事を実施する必要があると認識しておりますので、お尋ねにあります植栽事業や植樹事業につきましても、その一つの方策として十分に検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩館俊幸君） 3番 佐藤悟さん。

○3番（佐藤悟君） ただいま町長の答弁をいただきました。この事業につきましては今後十分町長のほうから住民参加のもとに検討してまいりたいというようなご答弁でございました。私も今回のこの植栽事業につきましては、町民こそってこの植栽事業に参加していただければと思っているわけでございますので、小学生から各町内会のご協力を得ながら最低でもやはり1h a くらいの植栽があつていいのではないかとというふうに考えているわけでございます。それにはやはり植栽となると準備期間が必要だというふうに私は考えています。もう既に準備をしなければ、おそらく27年という開業に間に合わないのではないかとというふうなことから、今回一般質問をさせていただいているわけでございます。

1h a の植栽となりますと、大変な面積だろうと思うかもしれませんが、やはり町民が後世に残るような事業とすれば最低でもそのくらいは必要であろう。さらには杉、またはヒバ、いろんな事を考えていただければというふうに思っております。

どうかこの事業が町民のご理解を得ながら、実施していただければ大変ありがたい。

以上、私の質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岩館俊幸君） それでは、3番佐藤さんの一般質問を終わらせていただきます。

次に、6番 竹田努さん。

○6番（竹田努君）6番 竹田努です。

2点の通告をしておりますので順次、進めたいと思います。

まず1点目は、町長に対しての一般質問になります。

高齢化社会に対応できるまちづくりについてであります。

日頃から、地域と住民が支え合う福祉づくりを強調し、高齢化福祉については町政執行方針でも高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、このことは何項目かで提起をしているところであります。

残念ながら、目新しい事業が見えていません。先の議会で第5次木古内町振興計画については、今年度が集大成で、第6次に目指すものも「福祉都市きこない」と、このように明言しているにも関わらず、新たな福祉関連予算や福祉施策が出て来ないのが非常に残念なところであります。

特に、福祉関連にはメリハリのある施策が必要だと自分は考えます。

下記の項目に沿って町長の考えを伺います。

1点目は、昨年に引き続いての大雪対策であります。屋根等の雪下ろし、家の周辺の雪の始末等の支援策について。

屋根の雪下ろしについては、先の議会でも確認をしておりますし、この部分の雪下ろしについては建設業なり事業所に依頼をするような形、その答弁しかいたしておりません。やはり2年続けてのこういう大雪対策、前段言いましたように福祉のメリハリ、こういうことを考えれば何らかの支援策があってもいいのではないだろうか、こういうふうにと考えるところであります。

2点目は、福祉灯油に対する燃料の高騰等を踏まえてこの支援策。

これは、木古内町はだいぶ前からこの福祉灯油は実施をしております。過去には、この福祉灯油の上積みといいますか、その支援もありました。やはりこれについても雪が多いということは、やはり寒さも厳しいというそういう位置付けの中では、こういう福祉灯油等々についても十分配慮すべきではないのかと、そういう一つの考えでの質問です。

3点目については、高齢者と共に歩むまちづくりに向けた就労の場の提供やボランティア等の考えであります。これは、やはり高齢になりますと病弱で十分動けないというか、病院通いの人もいれば、まだまだ健康でいろんな部分で活躍できるかとも思います。やはりそういうことを十分踏まえて、その高齢者のかたの活用も含めた就労の場等の提供、これらについて検討できないだろうかという考えであります。

4点目は、いきがい施策としての、お楽しみ場の場づくり等であります。これは、何を指しているかと言いますと、やはり従前やってきた、例えば木古内町の敬老会、これについても財政の健全化等々の中から現在のははつらつ演芸会というふうに町内のボランティアを募って、年1回お楽しみ場をつくっております。このことが、本町だけでいいのか、各地域といますか、地域によっては町内会が主体になって敬老を祝うというか、そういう会も催しているようでありまして、これについても、もう少しやはり検討の余地があるだろうというふうに考えます。

すべてこの4項目については、1月末現在で高齢化率が40.8%。町長の執行方針では10月現在では39.7%になっていますけれども、40%をもう既に超えているというこの実態を踏まえて、我が町の最上位計画である木古内町の振興計画の具現化。これはやはり福祉都市木古内

であります。このことが我が町にとっては大変重要なものと考えerわけですから、この4項等々について、これ以外のこともたくさんあろうと思いますが、自分の考えていた部分とすればこれらはどうなのだろうというようなことで、町長の考えを聞きたいと思ひます。

○議長（岩館俊幸君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 6番 竹田努議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目でございますが、大雪に対する雪下ろし等の支援策につきましては、当町における降雪は昨年同様ことしも多く、除雪をはじめ屋根の雪下ろしなど、高齢者をはじめ住民の皆様には大変ご苦勞があったことと認識しております。こうした大雪の対策として、当町では、日常生活の安全確保を図るために、病弱な高齢者や高齢世帯などを中心とした、生活道路の除雪作業を継続しております。

また、声掛け訪問員、ヘルパー、職員などによる現地確認を行い、事故の未然防止に努めており、緊急性があると判断した際には、担当課による雪下ろし、除雪などを行うことで、高齢者の方の安全確保に努めているところでございます。お尋ねの、屋根の雪下ろしに対する支援対策につきましては、支援金という形での支援策は考えておりませんが、今日行われておりますボランティア団体による活動、また職員による出動、更には除排雪作業事業者の情報提供について、今後も継続できるよう努め、高齢者などの安全確保につなげてまいりたいと考えております。

次に、福祉灯油の支援策につきましては、平成2年より住民福祉の向上を目的に継続をして行っている事業でございます。今年度につきましては、65才以上の高齢世帯45、母子家庭世帯1の、計46世帯に対して、180の灯油券5枚綴りを、昨年12月18日に配布をしております。

お尋ねにありますように、灯油をはじめとする燃料費の高騰は、私達の生活に与える影響は大変大きいものと認識をしております。このため、新年度におきましても、この事業を継続していくことは重要でありますので、今後の価格の推移、あるいは社会情勢の動向を注視する中で、支援の数量についても判断をまいりたいと考えております。

次に、高齢者の就労やボランティアにつきましては、現在、高齢者の方々の技術や能力、経験を生かし、希望する仕事を通じて生きがいの充実や社会参加を図るため、木古内町高齢者事業団が活動しております。

事業団では、一般の事業所より安い料金で事業展開しており、中でも除雪サービスは高齢者の皆さんが感謝していることなどから、地域の福祉活動として、その貢献度は高いと認識をしております。有償ボランティアとして位置付けておりますことから、今後につきましても、事業の維持や新たな事業の開拓などへ支援をし、活動の輪がより広がるよう連携を進めてまいりたいと考えております。

また、生きがい事業として、高齢者と障がい者の共同作業の場であります「ふれあい農園」を開園しておりますが、高齢者の豊富な知識、技術などを活かす場として、ボランティアで参加をいただいております。今後も、高齢者の意見を聞く中で、家庭に閉じこもることなく、地域活動に大いに参加する元気な高齢者であり続けるよう、健康教室や高齢者大学、子どもとのふれあい広場などを開催してまいります。

次に、高齢者の生きがい対策につきましては、高齢化社会の到来は当地域におきましても着実に進行しており、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増えておりますことから、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、快適な生活ができる地域づくりを進める事が、

重要であると認識をしております。

このため、地域コミュニティーの場として、町内会館、あるいはふくしの家、生活改善センターなどを憩いの場として活用することや、老人クラブへ参加し仲間づくりや健康づくり、趣味や教養などの学習活動、交通安全啓発、更には道路清掃、社会奉仕活動や友愛活動など、自らの生きがいを高める活動への参加を奨励し支援するほか、ふれあい農園、子どもとのふれあい広場、高齢者大学、公民館講座につきましては、継続して取り組むこととしております。

お尋ねの、お楽しみ場の場づくりにつきましては、現在、「はつらつ演芸会」を開催しております。この事業は、平成17年から実施しておりますが、当町の財政健全化の一環として、敬老会の廃止や、喜寿、米寿の祝い品の廃止に変わって、少額の予算ではございますが、町内の高齢者が集い楽しむ会として、手弁当で進めてまいりました。ここ数年は、健康づくり推進委員の皆さんの協力をいただき、地元の食材を使ったケーキを振る舞っていただいておりますが、限られた予算でございますので、軽飲食の提供などはできませんが、今後も楽しんでもらえるよう創意工夫をしております。

更にお尋ねの、木古内町振興計画に基づき、具現化していくことは極めて重要であり、議員のお尋ねに全く同感でございます。高齢者の皆様が、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、快適な生活ができる地域づくりが重要と捉え、生きがい事業、お楽しみ事業、健康づくり事業、元気な高齢者の地域貢献活動への参加などについて、次期計画に引き継いでまいります。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) ただいま町長から答弁をいただきましたが、特にこの質問に対しての好転した答弁ではなかった、従前どおりのやり方をしていくという考えだと思います。これは町長、先の12月の議会でも一般質問をしたように振興計画の木古内町の最上位の計画だという部分、ここは確認しているのですよね。そうしてことしの予算を見ても、先の2月28日の新聞記事を見ても、新幹線関連には2億7,500万円、観光推進に本腰を入れて、なぜここで福祉がもう少し出て来ないのでしょうか。「福祉都市きこない」というのはなんだったのでしょうか。私は「福祉の大森」だと思っていたのですよね。いままでやってきたことを、同じことをやるコピー事業だったら何も頭を悩ませる必要はないのですよ。「去年これをやってきたから、ことしもこのまま予算を付けましょう」と。

一つずついきますが、まず福祉灯油、これは平成2年か3年から継続して、ことし46戸の世帯に12月に90ℓを支給している。自分が確認した部分では、灯油の11月頃の価格は80円台だったのです。年が明けますと、100円出ています。ですから、冒頭に言った福祉ばかりではないのですが、やはりその時に合わせたメリハリのある予算付け・施策が必要だろうと、こういうふうに訴えているのです。きょうの函館新聞の記事で「福祉灯油道南で拡大、低所得者の負担軽減」ということで、ここにはいろいろ基準があるのでしょうかけれども、ここを見て、たぶんこの記事を見たかたは中身はわかりませんから、単純に「道は福祉灯油を行う自治体に対する助成を拡大することを決めた。道南は木古内町以外14町が道の交付金を活用している。」、なぜ木古内町がこの適用を受けないのか、受けられないのかどうなのかという部分が、この新聞記事だけを見た中では誰しもがそう思うのですよ。道からもこの福祉灯油をやれば交付金が出る。そうしたら上積みも可能でないですかと単純に思うのです。たぶ

ん、これはいろんな基準だとかそういうものがあって木古内が対象になっていないということだと思えるのですけれども、そうすればその基準がいくらかきょうは確認していませんからはっきりしたことを言えませんけれども、その交付金を受けられるような基準に持っていただくとか、場合によっては900に固執することなく、大雪だということは寒さも厳しいと、そういうふうを考えませんか。やはりそういうことのメリハリが必要ではないかなというふうな気が特にします。

あとは高齢者と共に歩むまちづくり、この就労の場でありますけれども、確かにいま木古内町には高齢者事業団、そこでのいろんなサービスだとかそこに依頼をすればいろんなことをやってもらえます。除雪にしても、庭の冬囲い等々についても草刈りにしても、やってもらえる。いま私が提案をしている就労の場というのは、例えば簡単な庁舎前の草取り、タイル目地がありますね町長、プールの前の。あの目地のごみ取りといいますか、それを取るだけでも結構な手間暇がかかるのですよね。そういう部分を、一つの高齢者を活用したと言ったら言い方が悪いですが、元気な高齢者を例えばこういう事業をやります。1日2時間のパートです。賃金の単価はいくらいくらです。何名募集しますと言ったら、「働いてもいい」という人はやはり参加するのではないかと思うのですよね。場合によっては、それが順調にいけば芝桜の草取りだっていろんな技術的なこともあるかもわかりませんが、草取りも可能ではないか。あるいは、町道のごみ清掃といいますか、環境美化を含めた部分でそういうかたを1日1時間とか2時間、どの辺をどうするとかは別にしてそういうものの提供、そして楽しみながら生きがい、そして小遣いももらえると最高でないですか。やはり、そういうこと等も含めて、もう少しやはり福祉という部分について検討する余地があるだろうというふうに思います。

4点目のお楽しみ場でありまして、従前やっていた例えば敬老会ひとつにしても、財政の健全化絡みの中で現在のはつらつ演芸会、ボランティアを募ってそのように移行してきたと、自分はそう認識をしているのですけれども、町長の見解とは若干違うのかなというふうに思いますけれども、やはりこれからは高齢者が生きがいを持って「木古内町に住んで良かった」と言われるということは、そういう楽しみもなければならぬだろうというふうに思うのですよ。町の財政だって、ことしの1月に示された財政の見直しについて、これ一つについても去年12月までは32年の基金の残高の2億8,000万円、1月末になったら6億何千万円になっているのですよ。そして、今回の議会の追加議案で町長含めた特別職のいままで減額していた部分を軽減しようと、そういう提案もいま出ています。それは別に、いままで町長は管内一安い報酬だったという認識からすればそれはそれでよい。だけれども、自分の給料は良くなるけれども、福祉のことはどうでも良いという考えでなく、もう少しやはり例えば敬老会にしても高齢者の皆さんのいろんな意見を聞いて、どうすればいいのか、やはりそういう部分には多少の財源を投入してもいいのではないかと、こういう一つの考えを持っています。老人クラブの補助金についてもずっと今日一緒なのですよね、何年来。やはりこの均等割の部分、1人当たりいくら、この部分もいますぐとは言いません。これからやはり改善、見直していく必要があると思います。やはりそういう部分も含めてもう少し町長、先ほど答弁した域より出ないのであればそれはそれで今後詳細は予算委員会等もありますから議論の場がありますけれども、町長、何か一歩踏み込んだ答弁できないでしょうか。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 多岐にわたったお尋ねでございますので、整理をしながらお答えしたいと思います。

まず、当町の福祉政策、これはまちの大きな柱で第1の優先でございます。ほかの自治体から比べてどの程度の水準にあるかというのは、全道レベルでわかりませんが、同レベルの自治体においては施設の整備をはじめ、様々な面で努力をしているというふうに私は認識しております。

先ほど福祉灯油の関係で他自治体が拡大をしていたと、こういう記事の紹介がありました。これはこれまでしていなかったからしたということであって、当町はそれに先行して行っていたということでもありますし、また道の基準等につきましては、私のほうでデータを持っていませんので後ほど担当課長から説明をさせますが、こういう福祉が優先する中で当町では北海道新幹線という期限の決められた事業がございます。この決められた事業に向けて、地域の活性化ということが大きく期待されている中で、そちらを予算付けも多く、あと残り3年の期間、これは目一杯進めていかなければならない事業だと判断しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

細部にわたって何点かございますが、高齢者の就労・ボランティア等について、たくさんのお高齢者の方々が生きがいを感じるような仕事に就いて、そしてその中でまた報酬を得ながら楽しい生活をするのだということは、これは極めて大事なことだと思います。一つひとつの事業については任せっきりというわけにはいきませんので、町が実施をする以上、その人たちの安全確保等がありますので、事業につきましても十分配慮した中で決めていかなければならないと思います。今後の課題ではないかと思っております。

また、高齢者の生きがい対策で、もっと住民の声を聞く中で様々な事業に資金を投入すべきという内容かと思っておりますが、実は当町も議員ご存知のように大変財政の厳しい時代を過ごしてまいりました。その中で、住民の皆様と意見交換をする、そういう機会を何度も持たせていただきましたが、実は敬老会に出席した時に各テーブルでお話を伺いましたら、「そんなに金が厳しいのであれば自分たちのこの敬老会はやらなくていいよ。」と。「自分たちはもっと楽しみがいっぱいある」と。ですからいまやっているものもやらないで、自分たちは別の楽しみを求めるからという声がいくつかのテーブルで出たものですから、こういったことを参考に高齢者のかたと意見交換をしましたら、「いいだろう」ということで、その次の年から敬老会を廃止したところでございます。ただ、敬老会にはこれまでお弁当が出たり飲み物が出たり、相当費用がかかっていましたので、この楽しみをいっぺんになくすということは忍びがたかったものですから、はつらつ演芸会ということで出演されるかたのボランティア、あるいは飲食物もなくするような時間帯に配慮しつつ現在、このようなスタイルで進めさせていただいております。資金的に余裕ができる時期もこれから訪れるように現在財政運営を努めておりますので、またお金を掛けれる事業が再開できるように努めていかなければならないと思っております。お金をかければすべてが良しということではございませんが、メリハリを付けるということでこの事業には多くのかたに参加していただいて、多くの資金を使うのだという事業がこれはあっても良いのかと思います。振興計画の中でこれから議論されて26年度からスタートしますが、その中でも反映できればよろしいかと思っております。

財政状況に触れておりましたが、これは特にお尋ねではないと理解をしております。

それでは、先ほどの担当課長からの答弁をさせますのでよろしく願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) ただいまの竹田議員様のご質問についてお答えをさせていただきます。

北海道の補助事業はご指摘のとおりでございます。補助事業ですけれども、これは50万円以上を超えた金額に対して補助をするという制度になってございます。木古内町の本年度の予算額が58万円ほどですけれども、ただいまのところ50万円を下回っているということで、補助の対象外になってございます。また、平成21年については45万3,000円、22年 42万8,000円、23年が38万7,000円ということで過去3年間も50万円を下回っているということで、補助の対象としては申請の適用外となってございます。

また、新聞紙上ということでのお尋ねでございます。渡島管内の支給状況ですけれども、これは2月末の現在の私の手持ち資料の中では渡島管内では七飯町さんが支給をしてございません。その他の1市8町につきましては支給をしてございます。一番多く支給されている市町につきましては、北斗市で1万2,000円程度、一番低いのが5,000円くらいの金額で助成をしております。木古内町は、先ほどのご指摘のように900ということで0数での定量支給ということで金額に関係ございませんので、それなりの支給の部分では管内では上位のほうの助成額になるのではないかというふうに考えてございます。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) 福祉灯油については、町長が前段答えた部分と、いま町民税務課長から答弁をもらった部分と若干噛み合わない部分もありますけれども、どちらにしても道の補助対象が50万円以上ということで例年、木古内町が福祉灯油で支給していたのは支給基準からしますと900という0数で定めています。ですから、900×戸数×単価ということで金額が割り出せるのかなと思います。

何回も同じようなことになるから重複は避けたいと思うのですが、やはり福祉のメリハリ、福祉ばかりでなくてメリハリのある予算なり、そういうひとつの施策というか、そういう部分が必要だろうということを訴えているのです。ですから、50万円以上になれば道からの助成があるのであれば、900のものを思い切って木古内町は1800にするだとか、そして道から45万円もらえるわけですから、なぜそういうことを考えてもらえないのかなと。それこそメリハリだと思うのですよね。

それと就労の場についても、「これからの課題だ」と町長は言いますが、これはやはり検討できるものは早く検討して、それがそのものによっては危険が伴う、誰か監督員を配置しなければならないだとか、業務によってはそういうものも出てきます。ですから、そういう部分の内部検討を含めてやれるものから、やはり次期の議会に提案をして実現をしていただけないでしょうか。やはり、まだこれがただ「課題」だとなれば、1年間その推移を見て来年の予算にはまたコピー予算で出てくると、そういう繰り返しになるような気がするのですよ。ですから、気が付いた時に内部で検討して、「この事業についてはこれだから無理だ、これは可能だ」という部分のすみ分けをぜひしていただきたいというふうに思います。

この福祉灯油の関係含めてその就労の場、これについて再度町長の考えをお願いします。

○議長(岩館俊幸君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 福祉灯油につきましては、次年度以降の課題というふうに捉えております。また、高齢者の就労機会につきましては、これにつきましては、どのような事業が

最適なのかは、これは一度精査する必要があると考えております。

○議長(岩館俊幸君) それでは2番目に入ってください。

6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) それでは、2点目の一般質問については、国保病院の小澤管理者に対しての一般質問となっておりますのでよろしくお願いいたします。

昨年10月から地方公営企業法の全部適用を受けて、病院事業管理者も町長より人事権を含めた全権を小澤管理者に託したところであります。半年経過しました。改革プランに沿った病院運営がなされていることでしょうか。これもひとえに、小澤管理者等の影響なのか多くの町民が期待をしているところであります。

3月からは、セカンド・オピニオン外来を小澤管理者自ら担当して、新たな試みとしての診断、治療法、医療全般の苦情等の相談業務にあたる、こういう新たな取り組みであります。

また、4月からは念願でありました医師2名の充足も図られ、大変喜ばしい限りであります。

1月には、介護老人保健施設の管理を含めた一元管理運営協議にも快く同意をされ、管理者の意欲には敬意を表するところであります。マンモス化した国保病院事業、新年度に向けた病院経営の理念について伺います。

また、4月から抱えることになった介護老人保健施設との地域包括ケアシステム構築を目指すとして強調しておりますが、管理者の具体的な考えを伺います。

またもう1点は、医療と介護が連携することによってのメリットについて管理者の考えを伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 病院事業管理者。

○病院事業管理者(小澤正則君) 竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

最初の答弁の機会をいただきまして、多少緊張しておりますがよろしくお願いいたします。

まず、病院事業の新年度に向けての計画についてのお尋ねでございますが、これは町長の方針にもありましたように、町長の地域医療のお話にもありましたとおりであります。端的に申し上げますと、提供する医療の質の向上に向けて努力するというところに尽きるかと思っております。

この具体的な内容については、3つの柱を準備しております。

まず一つ目といたしましては、日本病院機能評価機構の実施する審査を受けると。そして、これに合格することを目指すということでもあります。この日本病院機能評価機構と申しますのは、名称はちょっと聞き慣れないことかと存じますが、厚生労働省、それから日本医師会、日本看護協会、日本病院会などというような13団体が出資して1995年につくられた第三者機構でありまして、現在のところ日本全国にあります病院の8,580の病院がございますが、その28%が去年の3月で合格している、認定されたということです。まだ、たかだか4分の1の病院でありますし、その認定を受けた病院というのは大学病院をはじめとする日本で名だたる病院ばかりでございます。中小病院は非常にハードルが高くてクリアするのが難しゅうございますので、十分に認定をしている病院が少ないという現状でございます。こういう病院の審査を受けるといことになります。その審査項目と申しますのは、つまり病院のあるべき姿と、理想的なあるべき姿というものをグローバルな視点で定めた評価基準がございまして、これに従ってすべての項目、一定のレベルで良化しなくてはいけないということがございます。



したがって、この全てを合格点を取るというためには、院内体制を患者中心に構築し直さなくてはならないという大前提がございますので、これをやることによって病院改革が自ずから前進するということを目指したものでございます。先ほど申しましたように、このハードルは高いものでございますが、向上のため職員は一丸となって努力したいと思っておりますので皆さんのご支援をお願いしたいと思っております。

2つ目は、予防医学に対する推進でございますが、ご存知のように疾病は治療よりも予防に徹するということによりまして、医療費の削減はもとより住民の生活の質の安定に大いに寄与するものでございます。検診の受診率というものは、町長の説明にありましたように、それを向上を図ることはもとよりであります。これまで以上に検診の事後指導というふうなものにも力を注ぐ所存でおります。そして更に来年度は、その内容を拡充して実行していきたいと思っております。その方策の一つといたしましては、新たに乳房X線撮影装置というものを設置しまして、乳ガン検診を推進したいと考えております。ここで「なぜ乳ガンか」という話になろうかと思いますが、乳ガンと申しますのは、ガン登録の罹患率で申しますと女性のガンの第1位でございます。第2位が大腸ガンでございます。罹患率は人口10万人当たり大腸ガンが35人に対して、乳ガンは67人でございます。倍近くも罹患者が多いという現状がございますが、これに対してこの病院、あるいはこの地区は対応していないという最大の難問がございますので、それをまず最初の手始めとしてクリアしていきたいというのが乳ガン検診の開始の意図でございます。なお、その施設というのは、一定の基準がございまして、マンモグラフィ検診制度管理中央委員会という公的な施設がありまして、それが認定する一定の基準がございまして、それを今回、機械を入れることによってクリアして、道南のしかも西南部でははじめての認定された施設になるという予定でございます。それを目指していま準備中でございます。

それから3つ目でございますが、地域包括ケアの推進ということでもあります。

竹田議員の2つ目のお尋ねがこの具体的な考え方ということですので、ここでまとめてお答え申し上げます。

ご存知のとおり、地域包括ケアシステムにつきましては、平成16年に厚生労働省の告示で示された基準に基づきまして定義されております。それを簡単に申しますと、ソフトの面、いわゆる事業面で申しますと、その地域にある保健、医療、介護、福祉、これらの関係者が連携してサービスを提供するというものでありまして、ハード面で申しますと、このために必要な施設が整備されてこれらの資源が連携、統合されて運営されるということになります。

更に昨年ですが、昨年の4月に介護保険の改正が行われまして、これが第5次介護保険事業計画というもので策定されまして、それが更にこの地域包括ケア、すなわち地域における住まい、介護、医療、福祉という一体的な提供と、予防医学に向けて拍車がかかってきたということになります。私どもは、これらの方針に則して運用を進めていくということでございますが、いままでの要支援や要介護という、こういう基準に該当する人だけではなくて、地域のすべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、町長のお話にもありましたように暮らせるような地域全体を支えていくべく入院、退院、在宅復帰に向けて切れ目のない継続的なサービスを提供することを目指したいということでございます。このためには、現状で利用できる福祉などの施設や環境というのが極めて限られておりますので、これを統合して有機的に結びつけて運用することが最善の方法であります。

したがいまして、病院を核として介護老人保健施設や訪問看護ステーションをまず統合して運用し、これと医師や看護師による看護ケアと地域の他の生活支援システムがございすが、これらをどこまで連携して一体化していけるかというのが今後のポイントになろうかと思っております。これを課題に来年度やっていきたいということでございます。

以上、簡単ではございますがお答えいたします。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番(竹田努君) ただいま管理者から、病院あるいは老健を含めた経営の方向性についてをお話をいただきました。冒頭言いました地域医療を目指す、そして質の向上に最善を尽くすという、このことで答弁は尽くされるのかなというふうに思います。

それと、小澤管理者の経歴等を見ても、老健施設での施設長の経験もあり、これは、ケンゆのかわでの期間はちょっと短いですが、そういう経験というかそれも積んで来ているということからすれば、我々が本当に真の地域包括支援システムの構築がきちんとなされるように、例えばいままでやっていなかった「こういうこともやりますよ」という部分を打ち出してもらえればと思います。

ただやはり、病院というのは、病弱な人が元気になってもらうという施設ばかりではないというふうに思っています。やはり一つのサービス業だとすれば、これから前段先ほど町長の一般質問でも言いましたように、高齢化率が40%を超えているというこの実態を踏まえて、病院のサービスとして何ができるかという部分をもう少し具体的に、できれば個人的な見解からすれば、3月から行ってきているセカンドオピニオン。この制度であっても一つの相談業務の外来、これはできれば広報等を見て、料金を取られるということを先の委員会でも説明受けましたけれども、これは小澤管理者自ら手がける部分、半年間は町民のサービスでやるだとか、そういうことはできなかったのかなと。これは病院のいろんな経営上の問題。僕が言いたいのは、経営だけにこだわって、患者サービスだとか質の向上の低下になるようなことだけはやめていただきたいというところなのです。それは冒頭言った、老健も一緒に経営の参加になったマンモス企業ですよ。役場の行政部局より大きな組織でありますから、きちんと医者であるという部分のほかに、管理者という位置付けをきちんとあれしていただきたい。やはり、「小澤管理者が来て、病院がこう変わった」という部分もまだまだ、例えばよくよその病院でやっている、病院に入院して健康だとは言いきれないと思うのですが、例えば退院時の前日の夕食会、ディナーだとか、そういうもので管理者と懇談をしながら「病院の接遇がどうだった、治療がどうだった」という話を聞いて、そしてこのことを今後の病院の経営に生かすだとか。もう一つ先生に十分検討してもらいたいという部分は、実際自分も経験したのですが、自分の母親も病院に入院して飲み込みが悪くて胃瘻の手術を受けました。ところが、退院した時に老健なり施設の受け入れができないのですよ。それはいろんな基準がありまして。先生は十分知っていると思うのですけれども。やはり、胃瘻。それといま増えて来ているのは、在宅酸素です。酸素を抱えて施設では受け入れてくれない。こういう部分を、病院の一元管理になったことで看護師さんとの調整の中でそういう受け入れのできるそういう老健にしていだけないかという部分が一つのお願いというか、これからの検討課題ではないかというふうに思っています。

そして、いま新幹線関連の事業では「おもてなしの心」、これを持った部会までであるのですよ。ですから、病院も老健も一緒なのですが、そういうもてなしの心、そういうものを重

々配置する中でやはりこれからは出前講座、研修含めてそういうことにも取り組んでいただきたいし、4月から2名の医師が増えることによつての特に町長の執行方針にもなかつたのですが、夜間救急の受け入れはどうなるのでしょうか。これはやはり町民の大きな関心事なのですよ。2名が4月から増えた。増えても夜間の救急の受け入れができないというのか、ある程度落ち着いた何月頃から受け入れも開始しますよということなのか、その辺を含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 病院事業管理者。

○病院事業管理者(小澤正則君) 多岐に及びますので、全部お答えできるかどうかわかりませんが、お答え申し上げます。

経営にこだわってサービスを落としてはいけないということは、ごもつともだと思ひます。そのとおりにしていきたいと思ひます。それから、胃瘻とか在宅酸素の患者さんの受け入れがないので、老健等で受け入れるような対策をというふうなお話だと思ひますが、老健という施設は医療と在宅の中間施設でございます。居住施設ではございません。したがつて、在宅に帰すことを前提としなければ老健というものは機能いたしません。そういうことから考えますと、そういう方々をいかに在宅へ持つていくかということが今後の課題になりますが、その方策の一つといたしましては在宅ケアということ。医師看護師がどのように回つて医療をサポートし、また医療だけではなくて、その地域の生活面の支援を更に別な施設で援護すると、そういうふうな総合的なものが成り立つてはじめて病院機能というものは円滑に動くものであります。ですから、1人の患者さんのためにすべての病院の、あるいは地域の医療が止まるようなことがあつてはなりませんので、それがいかにスムーズに動くかということをごらから思案しながら一つずつクリアしていきたいというのが私の考えでございます。

それから、おもてなしの心、そういったものが大事だというふうにおっしゃいましたが、先ほど申し上げた日本病院機能評価機構の審査項目の中には、まさにそのとおりでございまして、それをクリアしないことには認定を受けられないということがございますので、それはできるだけ早い時期に職員一人ひとりがそういうふうな態度を取れるようにもつていきたいというふうにごらしてあります。

それから。最後に2名増になつて夜間救急体制ができるのではないかとご質問であります。すぐに夜間救急を元どおり開始するということは大変困難だと思つてあります。

なぜかと申しますと、新しい医師が病院に慣れ、あるいはその人たちの機能、能力を考へながらやはりやつていかなければいけないということと、6名という体制は決して病院として多い数ではございません。確かにいままで4名というは少なすぎましたが、6名だからできるだろうということではございません。医師は、当直した次の日もほとんどフルに勤務しております。そうすると、場合によつては24時間以上の勤務になることがあります。病院の勤務医が過酷だといわれるのは、そういう現状にあります。したがつて、体力的に、あるいは氣力を失われた医師は櫛の齒が抜けるように一人ひとり辞めていく。そうすると残つた者に更に負担がきますので、そうしますと残つた者もまた辞めていくというのがいまの医療体制の最大の隘路になつてあります。ぜひ、そういうふうなことになるように医師の能力とそれから患者数を見合いながら救急の24時間体制については再度検討しながら慎重に進めていきたいというのが私の考えであります。お答えになりますでしょうか。

○議長(岩館俊幸君) 6番 竹田努さん。

○6番（竹田努君） 以上で終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岩館俊幸君） 以上をもちまして、一般質問は終了いたしました。

それでは、暫時、休憩をいたします。

2時25分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時25分

○議長（岩館俊幸君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

### 町政執行方針・教育行政執行方針に対する質疑

○議長（岩館俊幸君） これより、町政執行方針並びに教育行政執行方針に対する質疑を行います。

はじめに、町政執行方針に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

8番 新井田昭男さん。

○8番（新井田昭男君） 8番 新井田です。

大森町長より冒頭、第5次振興計画に沿った多岐にわたった町政執行方針が述べられておりました。その資料の12ページの上段に防災について、9行に渡り綴られている文言の内容を確認させていただきます。

町政執行方針に載った質問は2点ほどなのですが、ここでちょっと一つお許しをいただきたいのが、もう一つ方針にそぐわない質問が1点ございます。しかしながら、それはいわゆる防災に関連したことです。この場をお借りして、議長にお許しをいただきたいのですが、お許しいただけますでしょうか。

○議長（岩館俊幸君） はい、どうぞ。8番 新井田昭男さん。

○8番（新井田昭男君） ありがとうございます。

それでは、振興計画に沿った防災に関する文言の中で、1点目は「地域住民が主体となる防災訓練の実施」としてありますが、これは木古内町全体での総合的な実施なのか、または各町村別の実施なのかをまず一つお尋ね申し上げたいと思います。よろしくお願ひします。

2点目は、「災害発生時の情報伝達手段として、防災行政無線の安定的な活用を図るため、日常から運用する」、この文言というのはどんな意味なのか、少し噛み砕いて少し教えていただきたい。このまず2点をお伺いしたいと思います。

○議長（岩館俊幸君） 総務課長。

○総務課長（大野泰君） ただいまの新井田議員からのご質問にお答えをいたします。

地域住民が主体となるということで、昨年は釜谷地域と泉沢地域で実施をいたしました。

本年につきましても東側のほうから始めてきておりますので、札苅地区のほうを対象としていきたいというふうな考え方を持っております。これは、地域町内会とご相談をさせていただいて決めていきたいというふうに思っております。また、防災無線の安定活用、これは

以前にもご質問がありまして、いざという時に放送ができないようなことにならないように、防災行政無線ということになっておりますので、行政情報を毎日情報を流す項目があれば放送をかけている。そのことによって、防災行政無線の運用が図られていく。緊急の時にも放送が確実にできるような状況をつくっていきたいということで、行政情報を流しております。以上です。

○議長(岩館俊幸君) 8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) 2点目の部分に関しては、わかりました。ただ、1点目に関してはこれは、基本的にはいま課長のほうからお話があったのですけれども。地域住民という文言の内容は、いわゆる「各地域でのそういう防災訓練をやるのですよ」と。ですから、基本的に総合的な防災訓練は行わないのだと、そんな意味合いにも取れるのですけれども、これは町としてはいわゆる全体総合の訓練というのは考えていないのでしょうか。これをちょっとお聞きしたいです。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(大野泰君) より緊急の時に住民の皆さんが安全に避難できるということになりますと、総合的な町をあげての防災訓練よりは、地域ごとにしっかりと避難場所に避難をしていただくと。このほうが、より住民のかたにとって有効性があるというふうに判断しております。町をあげての防災訓練、イベント的なものも大事なのでしょうけれども、より安全に、そして早く避難をしていただくということでは、地域の避難路等を活用していただくというほうがよろしいかというふうに判断しております。

○議長(岩館俊幸君) 8番 新井田昭男さん。

○8番(新井田昭男君) ご答弁ありがとうございます。ただ、私が思うに昨年、泉沢、釜谷の防災訓練をした中で、いろいろ町のいわゆる行政側の、言葉が悪いのですけれども落ち度、あるいは不備な点、その時点でいろいろおそらくそういう認識は少なからずあったと思うのですけれども、いわゆる一朝有事の際に行政として、どうきちんとした情報を発信できるのかと。そういう各地域のもちろん防災訓練は大事ですけれども、そういうことから習うべき点が多々あると思うのですよね。だから、そういう部分から全体を通した中で、こういう指示、命令系統をやはりやっていくのだということが大事なことではないかと思うのです。ですから、ここで総合的なというようなことでちょっとお話をしたのですけれども、そういうことであればそういう形で別な機会にお話をする経過もあるかもしれませんけれどもわかりました。

もう一つは、これは先ほど議長からお許しを得たのですけれども関連ということで、皆さんもご存知のとおり、去る3月2日の暴風雪で道東や道北で9人の命を奪う大変な惨事となったわけですが、当町も当時の最大瞬間風速が24m以上と。台風並みの現状であったと認識しております。その影響で、新幹線工事絡みの防雪資材が同駅構内の線路やホームに落下したわけですね。幸い人的な被害がなく、安堵しているところですが、しかしながら一歩間違えば人的に関わる大惨事に成りかねない、そんな状況とも考えます。

そこで、このような事故を踏まえ行政として、運輸機構あるいは工事関係者に対して、安全対策の構築や再発防止の、いわゆる注意喚起などはされたのでしょうか。ご答弁お願いします。

○議長(岩館俊幸君) まちづくり新幹線課長。

**○まちづくり新幹線課長(新井田勝幸君)** ただいまのご質問にご答弁申し上げます。当日はちょうど日曜日でございます、職員が何名か役場に出ておりました、その職員に鉄道・運輸機構の木古内所のほうから連絡がございました。それで、状況を把握しまして月曜日以降、再度確認をしまして、今後このようなことがないように最善を尽くしていただきたいというように申し入れはしております。当日は日曜日でございますので、その辺でなかなか住民の皆さんにご連絡する手立てがなかなかなかったものですから、その次の日、新聞等でそういう報道がなされたらと、こういう現状でございます。以上でございます。

**○議長(岩館俊幸君)** 8番 新井田昭男さん。

**○8番(新井田昭男君)** 課長、答弁どうもありがとうございます。

わかりました。そういう折衝があったということだけ確認をさせていただきました。この震災以前は、いわゆる3.11の震災以前は日本全体が防災に対する認識が現在のようにナーバスになることはあまりなかった、そんな状況だと思います。しかしながら、3.11以降は、これはやはり天からの警鐘として我々は真摯に受け止める必要があると思うのですね。だから、こういう災害、防災も含めて、あるいは事故、この辺も含めた中で、行政のあり方、この辺は迅速な対応を含めて、今後やはり住民にも情報提供をきちんとするような構築を強く要望して質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長(岩館俊幸君)** 2番 又地信也さん。

**○2番(又地信也君)** 2番 又地です。

12ページの防災に関してであります。町長も災害時における地域の方々の共助の力という部分を強調しているわけなのですが、次の、「自発的に防災活動を行う自主防災組織の結成を支援する」と。この自主防災組織は、たぶん町長の頭の中には、各町内会あるいは自治会だと思っております。自主防災組織の結成をした、例えば町内会が水だとか、あるいは毛布だとか、簡単な食べ物等々の備蓄等を例えば計画した時点でも、この支援をするということなのか。あるいは、ただ自主防災組織の結成だけには支援するというのか、その辺の考え方をお知らせください。

それと、先ほどの一般質問の答弁の中で5ページですが、町長も執行方針の中に述べておられます日本病院機能評価機構の審査、私も一般質問の中でなければこの部分をお聞きしたいと、はじめて耳にする機構の審査を受けるということでしたので、この部分を町長でもいいですし病院管理者でもいいですが、先ほどの一般質問に対する答弁にもう少し詳しく説明をしていただければと、そんなふうに思います。議長、教育執行方針はあとですね。

**○議長(岩館俊幸君)** このあとです。2番 又地信也さん。

**○2番(又地信也君)** よろしく願いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 総務課長。

**○総務課長(大野泰君)** 自主防災組織の結成の支援ということで、お尋ねがございました。

自主防災組織の活動の目的の中には、いろいろな要素が入って来るといふふうに思っております。その中の一つに災害備蓄ということもあろうかと思いますが、いま私どもが思っているのは、災害避難困難者、いわゆる弱者の方々を地域のかたがどのようにして避難所まで、あるいは高台まで避難させていただけるか、こういった視点で自主防災組織をつくっていただけないかなといふふうに思っております。また、備蓄に関しても否定をするものではございませんので、他町の例などをとりますと、町内会等でご準備をされたという実態もお聞き

しておりますが、ご相談をいただく中でその辺については予算との絡みもありますけれども、相談には応じていきたいというふうに考えております。以上です。

**○議長(岩館俊幸君)** それでは、病院事業管理者。先ほど一般質問で説明されましたけれども重複しても構いませんので、もう一度ちょっと説明していただきたいと、このように思っています。よろしく願います。小澤病院事業管理者。

**○病院事業管理者(小澤正則君)** 詳しく申し上げますと、また時間と資料が必要でございますので、また重複になるかと存じますがご説明申し上げます。日本病院機能評価機構という機構がございまして、これが1995年に発足いたしました。その目的としますところは、各病院が取り組む質的なものに対する改善の支援をすると、支援を目的につくられた団体でございます。そして、それを支援はどういう形でやるかということ、審査項目というものを細かく設定いたします。その領域というのは、一つは診療に関するもの、労務管理に関するもの、経営の予算的なもの、あるいは決算的なものも含めて、病院としてどうあるのが最も理想的なのかというグローバルな、世界的な基準と同一の基準で審査するということであります。したがって、直接患者さんに関わる医療従事者の態度としては、患者中心のもの、それは態度だけではありませんが、施設も患者に対してどうあるべきかということが主体となりますので、そういう視点から審査を受けます。したがって、その課程というものは自ずから病院の改革、即改革になるということの趣旨でございます。もし、不足がありましたら、またご説明いたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 2番 又地信也さん。

**○2番(又地信也君)** 大変勉強不足でありまして、機会があればこの日本病院機能評価機構の審査を受けるということは、審査の基準があると思うのですよね。それらに関しては、時間がありましたらまた勉強させて、もし管理者に時間があれば一緒に勉強をさせていただければとお願いしておきます。

先の防災の関係ですけれども、備蓄に関しても予算があればということなのですからけれども、町の備蓄、我が町で備蓄しているものの一覧表みたいなものを、ある意味では、自主防災組織をつくりたいと、例えば自治会なり町内会があれば、備蓄に関しても予算が云々という話を総務課長が言っていましたけれども、現在ある我が町の備蓄しているもの、さほどのものがない。そんな中で、これらに関しては、やはりもう少し自主防災組織を結成するという自治会なり町内会があるとすれば、もう少し頭を付きあわせて相談する中で少し計画をしないかだめだろうと、私はそんなふうに思っているのですよ。ただ、自主防災組織と簡単に言っても、これは大変な業務が出てくると思うのですよ。それは、過日の常任委員会の中でも少し防災に関しての話をしたけれども、道で認定しているかた云々というところがありましたよね。木古内消防署には2人で退職したかたが1名いると。3人いるということでしたけれども、この方々に力を貸してもらって云々ということは、私は中身的には1人だと思っています、退職したかた。あとは、現職の消防署員だから、これはなかなか面倒だと思っていますのですよ。そうすると、はたして実際に頭を付きあわせている中で、自主防災組織をどうやって結成するかと言っても、なかなか時間も掛かると思っているのです。私は本人ともその支援員の1人のかたともいろいろ話をしてみたけれども、そう簡単にはいくようなものでもない。あるいは、町内会なり自治会の戸数とか軒数。その自治会の中に例えばさきほど総務課長も言ったけれども、弱者と言われるかたが何人いるのかという調査だとか、そ

ういうものをやるとしたら、これは1か月、2か月でできるようなものでもないし、半年かかってちょっと大変ですよ。専従でやるなら良いですけども。かと言って、役場のほうから担当者を専従で貼り付けるというわけにもいかないだろうと、そんなふうにも思っているのです。ですから、もう少しそういう声が自治会なり町内会からあつたら、頭を付きあわせて少し知恵を絞りながら進めていかないと、なかなか大変だろうと私は思っているのですけれども、役場サイドでは支援をするという形をとっているのですけれども担当者は1人でしょう。その辺は人員的なものは総務課長どうなっているのですか。その辺を聞いておけば、ある意味では複数の自治会が例えば町内会が手を挙げた時に対応できていくのかどうかというものも簡単に検討できるし、いまの状態であれば我が町の防災計画もなかなか前に進んでいかないのではないのかなと。道の防災計画は防災計画で、それはそれでいいのです。ただ、我が町に合った防災計画というものが一番大事だと私はそう思っているのですけれども、その辺の見解を総まとめでちょっと伺っておきます。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(大野泰君) ただいまご指摘をいただきました自主防災組織の結成についてですが、行政側からの呼びかけですとか、防災マスターが主催するですとか、そういうような考えには立っておりません。自発的に防災活動に、いわゆる町内会の皆さんが自主防災のために組織をしたいのだということと声をいただいてやっていくのが自主防災組織だというふうに私は思っておりますので、これの成功例が2月20日に函館のほうで講演がありまして、函館市内で3つの町内会が合同で自主防災組織をつくって、自ら避難訓練もやり、救助訓練もやりというような、そういう活動をされていました。大変、重たい課題と言いますか、重たい事業だとは思いますが、地域の中でそういうマンパワーといいますか引っ張っていってくれるかたがいらっしゃれば、これはできるというふうに思っております。そのための支援を我々は、防災マスターを含めて、先ほど又地議員さんからは3名いるということでお話がありました。防災マスターは、いま現在木古内町には3名おりますので、そういった方々も確認しながら地域と連携をしていきたい。これは地域の皆さん、そして町内会の活動として、事業として取り組むというような姿勢を持っていただいて支援をしていきたいという考え方でございます。全体の防災計画なのですが、やはり地域の皆さんには、自分が災害が発生したとき、たとえば大津波ですけども、そういった時にどの経路をどう避難するか。そして自分の避難する場所はどこなのか、そういったことをしっかりと認識をしていただくような防災計画、そしてマップを配布したいというふうに思っています。

ご指摘のとおり、我が町では防災備品というのはあまり多く揃えておりません。多くと言うか、全くないというご指摘を受けてもこれは、それに反論できるような状況でないというふうに思っております。ただ、3月11日を経験して、少しですけども毛布を増やしたりとかはやっておりますので、これから徐々に増やしていくような方向で進めていきたいというふうに思っております。

○議長(岩館俊幸君) ほかに、ございませんか。

9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) たくさんいるようなので、簡潔にいきたいと思います。

9ページ、団地建て替えの件なのですけれども、ここの表現の中で、建設水道課長にお伺いしたいと思っておりますけれども、朝日団地の建て替えとあるのですけれども、この辺、それで



は中野団地はどうかのかなというふうに思うので。ただ、その上に公営住宅等の寿命化計画だとか、自由生活基本計画等々があり、それでこういう書き方になったと思うのですが、朝日団地でまちがいないのだろうか、私心配あるのと、中野団地はどうかのかなということです。

それから10ページ、これも建設水道課長並びに再質問したくないなと私はいま思っているのですけれども。高規格自動車道、これは実は当町は交通の分岐点であり、重要な位置を担っているわけなのですが、そして国道228号1本よりない中で、何かの有事があった場合には、陸の孤島ということで、私は1日でも1年でも早く完成していただきたいものだなと思うのですが、なかなかここは予算が付かないのだという開建の話をお伺いしておりますし、そういう勉強もさせていただいたのですが、完成年次、この辺はいつ頃になるのか。できれば私は新幹線開業と同時に開業かなと思っていたら、全然これはずれているのですよ。その辺について、また町長もその辺についての情報を得ていればお聞かせいただきたいと、この2点よろしくお願いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 建設水道課長。

**○建設水道課長(若山忍君)** ただいまご質問の住宅の政策についてですが、現在今年度住環境の次の行に書かれている木古内町自由生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画を今年度末までに策定しているところです。その中で、朝日団地の建て替えは平成26年度、港団地の建て替えは30年度からという計画にいましております。朝日団地につきましては、現在1棟8戸が共用しておりますが、現在の国保病院建て替え時に旧朝日団地をその当時の計画では20戸建て替えるために、現況の古い住宅を壊すという中で先行して8戸建築いたしております。その残りの12戸を今後26年度からの計画で進めたいというふうに考えているところです。それと、港団地につきましても、老朽化が進んでいる中で、下水道計画とリンクさせながら平成30年度から進めたいというふうに考えているところです。

高規格自動車道で、現在のある情報としては、おっしゃるとおり新幹線の開業時には若干間に合わないというふうに聞いております。いまの位置付けで平成31年度以降ということまでしか私は認識しておりません。以上です。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長、何かありますか。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 高規格幹線道路の情報でございますが、これは当町に対しては函館開発建設部の部長から、その都度情報をいただくことになっております。

先のお話を申し上げますと、もう時代おくれの情報になりますが、当初、「新幹線の開業に合わせて開業する。」と名言した時代があります。すぐ政権交代になりました。そこで若干様子が変わりまして、その時の年次は、「この工事が着手したのち、10年以内の完成」と、こういう説明でございました。私は、この工事が着手したのは2000年の年に既に釜谷に調査が入っていると。そうであればもうできていてもいいはずではないかと、このような話をしたのですが。実は、新幹線の工事に併せて線路が敷かれる前に大平地区での高架、この事業を着手した年ということから10年以内を考えますと、ただいま若山建設水道課長が話したように、新幹線の開業から3年ないし4年くらいと、これが開業日だと、現時点では情報は以上でございます。

**○議長(岩館俊幸君)** 答弁漏れがございますので、建設水道課長、もう一度答弁してくだ

さい。

**○建設水道課長(若山忍君)** 失礼しました。中野団地の計画ですが、中野団地につきましては、現在平家のほうにつきましては老朽化が進んでおりまして、今年度も実施しておりますが、全体が空室になった時点で解体の手続きをとっていこうというふうに考えております。その後、具体的な年次はいま申し上げられませんが、追って建て替え計画を進めていく予定です。

**○議長(岩館俊幸君)** 9番 東出洋一さん。

**○9番(東出洋一君)** 大変申し訳ないのですがけれども、自由生活の計画、それから基本計画、それから長寿命化計画、これはもうできているのですよね。そうすると、でき次第議会に示していただきたいということを要望して終わります。

**○議長(岩館俊幸君)** 6番 竹田努さん。

**○6番(竹田努君)** 町長に2点ほど質問したいと思います。4ページの児童福祉であります。

時代の移り変わりには家庭環境の変化に応じた少子化対策を進める。こう謳っています。

今回の町政執行方針については、振興計画を重視しての執行方針だということを冒頭に申されています。この中で、確かに少子化対策のいろんな保育料、医療費の無料化等は実践をしていますけれども、いかに子どもをつくっていただくかという部分の施策もこれからは必要なかなというふうに感じます。ということは、例えば不妊治療の補助、あるいは結婚する、婚活の機会をつくるような場の設定だとか、そういうものが大変重要になってくるのかなと思っています。

それともう1点気になるのは、ここに学童保育の考えが入っていないのですが、この学童保育はどうするのかという部分の確認をします。

それからもう1点13ページ、財政運営ですけれども、本年1月に改定した新たな財政収支計画、これは議会にも示されております。この中で若干、32年度時点の基金の金額等が大幅に変わってきております。ですから、この財政計画の何年時に、平成32年には10億を目標にして例えば基金、財政の収支計画をするのだとか、やはり目標額が設定されないから、ずっと年前までは32年の基金残高が2億8,000万円ですずっと今日まで来ていたのです。そういう部分を含めて、目標額設定という部分の考えについて、町長の考えをお願いしたいと思います。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 少子化対策につきましては、極めて大変難しい課題の一つであります。地元の仕事がないとか、そのために若い人が定着しないなど、状況としては大変厳しいものがございます。そうした中で、子どもの数を増やしていかなければならないということが命題となっております。いま、記載されているように保育料の独自軽減ですとか、あるいは、子どもを対象とした医療費の無料化だとか、いまできることはそんなに多くないわけがございます。また、婚活活動なども民間のかたがずいぶん積極的にやられておりまして、結婚したあと本当に地域に住んでいただけとなると、やはり職ということになってきますので、そういう職場のない中で子どもを増やすという対策は極めて難しいという中で、いまできる範囲で進めているという状況でございます。今後も大きな課題の一つとして、まだまだ取り組まなければならない点が多々あるかと思っております。

学童保育につきましては、当町で当初行政サイドが主体となった学童保育ということをやいぶん検討してまいりました。しかし、検討した時期が極めて財政状況が厳しい中で、多く

の費用をそこに投入できなかったということが一つの原因にありまして、やれないでございました。現在は民間の保育園が主体となって行っていただいておりますので、そちらのほうでの学童保育をお願いをしているという状況でございます。

財政計画でございますが、様々な名称でこれまでも財政計画を取り組んでまいりましたが、用意ドンでこの財政計画に取り組んだ時には、10年後に目標額とする基金を設定した時代もございました。常にこの財政状況が移り変わる。その時々々の国の施策によって地方交付税が大幅に減額になる時代もあったり、また今日数年間は下がることなく安定した地方交付税の導入ができています。こういったことによって、様々な状況は変わるわけでございますが、財政の計画に当たって一番注意しているところは、歳入が本当に入るのかどうかというところでございます。それは極めて堅く見ております。堅く見るということは、予定していた数字が思いどおりに入った場合には、将来の積み立てに回っていくということがありますので、歳入欠陥を起こすことのないような計画に配慮するために順調に収入がある場合にはいま、ご指摘のように予定を組んでいた10年後が1年経つと何億も変わってしまうということはあることだと思えます。また、それだけ様々な事業に対する見直しを行ったり、一つの例ではありますが、先ほどお尋ねがあった江差線の問題でできるだけ収入を多くしようということに取り組んでいたりと、または出すものについては国の制度を使う、あるいは道の制度を使う。先ほどもご指摘がありましたが、灯油なんかはまさにそういうことだと思うのですが、そういったことも含めて大きいものについては、極力良い制度を使うとか、過疎債を使うとか、様々な努力をする中での結果でございます。常に動いているこの計画でございますので10年後、今回も6億の基金ということでございますが、これも新幹線の事業一つではまた大きな変化も出るわけでございますので、その都度注視しながら経営健全を図っていくという考えは変わってはおられません。

**○議長(岩館俊幸君)** 6番 竹田努さん。

**○6番(竹田努君)** 後段の財政の部分ですけれども、町長のいまの答弁からすれば、目標額の設定は流動性があつて無理だというふうには聞こえるわけでありまして。ただ、やはり歳入については、手堅く見込んでいるから心配はないと、そういう言い方。そうなれば、きちんと立てれるのではないですか。入って来る部分は堅く見込んでいるわけですから、あとは出る部分をいかに切り詰めるか、抑えるかという部分で、数字は目標がなければ毎年いつになつても、例えば去年の暮れまではずっとここ3年、4年間、32年までの基金残高は動いてないのですよ、ほとんど。やはり、いくらいくら目標、これだけやはり基金を積み立てしようという計画があればもう切り詰めるところはバサッと切り詰めて基金に回すとか、そういう努力が必要だと思うのですけれども、町長がそういう考えであればそれはそれで毎年財政の健全化計画は見直しているわけですから、毎年水物ですから数字は動くということで理解をします。

それとやはり少子化対策は、確かに縷々いまやっている保育料、それと医療費の無料化、大変やはり若い人には喜ばれている制度だと思います。ただ、例えばの話で言った不妊治療、子どもをつくりたくてもできない、その治療。結構あれは自由診療で何十万もかかるのですよ。ですから、そういう制度があれば木古内に住んで不妊治療を受けようとか、定住化にもつながるといふことだって考えられるわけですから、それは対象者がどうなのかと言え、実際自分も把握はしていないのですけれども、何かやはりメリハリのある施策、今後の部分

でこれはいますぐどうだと言ってもなかなかできないと思うのですが、これについては十分やはり検討していただきたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 3番 佐藤悟さん。

○3番(佐藤悟君) 3番 佐藤です。

1点だけ質問させていただきます。12ページの防犯灯のLEDの推進の関係でございますが、既にこの件につきましては、私はある程度一定の理解をしておるわけでございますが、この防犯灯につきましては、それぞれ町内会に関わることであろうかというふうに私は思っております。それで今後この推進するためには、どういう手段で推進を考えているのか。また改修の費用ですけれども、行政側は全町一律の費用ということで考えておられるのか。それとも、この費用については各町内会が業者と交渉してやるという考えなのか。そしてその2分の1を助成するということなのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○議長(岩館俊幸君) 町民税務課長。

○町民税務課長(大瀬政廣君) ただいまの佐藤議員のご質問についてお答えをさせていただきます。今回、防犯灯のLED化をするということでございますけれども、今定例会終了後に各町内会の会長さんにご参集いただきまして、その中で各2分の1の補助とはなりませんけれども、各町内会さんの財政状況もありますので、その辺皆さんと膝を交えてお話をして順次進めていきたいというふうに考えています。

それで木古内町全体では、1,110灯ございます。その中で25年、26年、27年の3年間でできれば解消してまいりたいというふうには考えてございます。

また、新設につきましてはLEDの場合には2分の1ということで、従来のものを修繕するとかする場合であれば、それがLEDでないとすれば、いままでの前の補助の対象ということで3分の1対象というふうに考えてございます。以上でございます。

○議長(岩館俊幸君) ほかに、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) なければ、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 教育長にちょっとお尋ねしておきます。

家庭、地域に開かれた学校づくりに取り組みますということで、そうあるべきだと思っ  
ているのですけれども、教育委員会サイドのいろんな会議等があると思うのですけれども、これは防災無線を利用して町民に「いついつこんな会議がありますよ」というようなことを知らせるといことは、全部が全部でなくてもいいのですけれども、そういうことはできないのですか。いままでは、教育委員会、あるいは社会教育のほうでもいろんな事業での防災無線でも周知はあるのですけれども、会議等の周知というのはいまだかつて一回もないと私は思っているのですよ。それで、その辺、防災無線で周知して、例えばいまは家庭も、あるいは学校はもとより家庭も、あるいは地域社会の人がたにも、回りの人がたにもいろいろ協力をしてもらうという教育方針だと私は思っているのです。かと言ってすべてというわけでもないのですけれども、言い方が悪いのですけれども、都合の悪い部分もあるかもしれません。逆を返せば、都合の良い町民に集まって聞いてもらったほうが都合が良いと思われるような会議等に関しては防災無線を使って知らせたほうが良いのではないのかなと、そんなふうに

も思っているのですけれども、その辺の見解をちょっと伺いたい。

それからもう1点。スポーツの推進なのです。9ページの下の方には、スポーツ少年団本部との連携とかという文言が入っているのですけれども、木古内にないスポーツクラブとか、少年団に入っている子どもたち、例えば知内のスキー少年団とか、ことは特に感じたのですけれども木古内にないのですね、スキーの部分では。子どもたちはみんな知内のスキークラブに所属している。そしていろいろな大会がある。そしてまた、木古内の子どもたちがスキーの部分では、小学生ですけれどもすごく優秀なのですよね。知内で大会があると木古内の子どもたちが上から順番に賞品とかメダルとか、そういうものをもらってくる。そうすると、知内の父兄の方々から嫌みを言われると、ある意味では。そういう現状があるのですよね。ですから、もし木古内にないスポーツクラブに入っているのであれば、例えばスキーならスキーと考えた時に、やはり教育委員会サイドで少し動いてくれないと、知内のほうに。これは子どもたちがかわいそうだと、私は思うのですけれども、その辺、連携をしていけないのかどうか。

それからもう1点は、スポーツセンターの改修の部分が少し書いていますけれども、給湯だとか。それだけでいいのかなと。と思うのは、冬場にまた直したはずのスポーツセンターの一部がスガ漏りしているという話も聞いています。だからその辺はどうなのかなと、そう思っているのですちょっとご答弁いただきたい。

**○議長（岩館俊幸君）** 教育長。

**○教育長（野村広章君）** ただいま又地議員から3点にわたる質問をいただきました。お答えいたしたいと思えます。

1点目につきましては、私の理解では教育委員会が主催する附属機関等の会議の開催について、町民の方々に情報提供できないかというようなことだというふうなことでご答弁させていただきたいと思えますが、まずその会議を公開するかどうかというような観点だと思います。これについてはすべて公開することはできるということになっております。しかしながら、それぞれの会議の折にこれを町民の方々に情報提供するということが、教育委員会だけでなく、役場の関係もあるというようなことの調整をしながら、ちょっとこれを今後検討していきたいと思えます。ただ、教育委員会の会議については、これは公開の部分については、差し支えないのではないかなというふうに思えますので、このあたりも併せて会議の開催に情報として流すかどうか、これのテーブルに載せて検討していきたいというふうに思っております。

2点目のスポーツ少年団の関係でございますが、木古内町のスポーツ少年団として具体的に言うとスキー少年団はありません。確かにいまおっしゃられるように、知内少年団に所属して非常に良い成績で活躍しているところがございます。ここは指導者とスキーのゲレンデというのでしょうか、そういうスポーツ環境もあるのではないかなというふうに思えます。

知内町では指導者、そしてゲレンデもある程度すごく長い所を持っておりまして、その中で知内、そしてそこにあるので木古内小学校の子どもたちがそこで活動したいという者がいてやっているというような状況でございます。この部分についての連携ということですので、体育の部門でスキー協会、あるいは社会体育の関連の4町の会議もありますので、スキー、双方のスポーツ少年団の連携というのでしょうか、逆に知内になくて木古内であるというスポーツ少年団もあろうかと思えます。そのあたりで連携をしながら、子どもたちの健全

育成に努めてまいりたいというふうに思っています。

それから3点目でございますが、スポーツセンターの改修についてでございますが、スガ漏りが見受けられるというような点でございますが、こういうような部分も確かにございます。そういうような修繕が必要な部分については、点検をしながら今後修繕計画を立てながら、予算化をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩館俊幸君） 2番 又地信也さん。

○2番（又地信也君） スポーツ少年団の部分は、これは例えばゲレンデがあるとかないとかの問題ではないです。我が町の子どもたちが隣のスポーツ少年団に入ってお世話になっているということであれば、それは率先して教育委員会同士、あるいはスポーツ何とかとありますよね。うちの町の中にもあるわけだし、それは知内町の人だと連携を取る中で、肩身の狭いことのないような連携を早くしてもらおうと、足を向けてもらおうというふうに、早くやってください、この部分は。それは、逆の部分もあると思います。知内になくて木古内にあるというものもあるのかもわかりませんが、ほとんどないでしょう。スキーの部分だけは、木古内はないです。全部知内ですから。その部分は早く腰を上げて、あとシーズンもそんなにない、終わりです。だけれども大事なのは、例えば知内でやって良い成績を修めた。このあと道の大会などもあるのです。そのための基礎的なものをみんな一生懸命習いに行っているのだから。もし、知内にスキーの少年団があってスキーの大会に出ました。例えば、木古内の子どもたちが全道大会に出れると。何もわからないでしょう、わかっていますか。成績は別です。全道大会に行って。成績は別だけれども、木古内になくて知内に世話になって居て、知内の大会等々に出て、良い成績を修めて、そして全道大会に行っている子どももいるのだから。となれば、道南はオフになるのかもわかりませんが、そういうのは早く教育委員会で動いて、調査して何かの手を打ってもらわなければ子どもたちがかわいそうです。そう思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（岩館俊幸君） ほかに、ございませんか。

5番 平野武志さん。

○5番（平野武志君） 5番 平野武志です。

教育行政執行方針についてお伺いいたしますが、中身についてはおおよそ理解いたしております。その中にも書かれておりますけれども、学校教育の部分で教職員の資質の向上を図ると書いている部分があります。それと合わせまして、親についてですけれども、7ページについては、「親と子の接する時間が減少するなど家庭の教育力の低下が指摘されています」という記載がございます。これは、柔らかく書いておりますけれども、いろいろ社会問題にもなっております現在の親のレベルですが、低下しているという現状の部分も含めて書いているのかなと感じるのですけれども、そこを踏まえまして、教育委員会として学校の連携という言葉は部分部分書いてあるのですけれども、学校の中の実際の教職員の現場のかたとの連携、あるいは保護者・PTAとの連携について、私はもう少しこの方針の中に記載があってもいいのではないかなと、そのように感じるのですが、教育委員会の考えといたしまして現状がどうなのか。またその現状を踏まえて、今後その部分の連携をどうするのかという考えがございましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（岩館俊幸君） 教育長。

○教育長（野村広章君） ただいま平野議員からのご質問でございますが、学校と教育委員

会との連携、特に教職員、保護者との連携のあり方というようなことをございます。現状を申し上げますと、教職員、学校との連携については、校長会あるいは教頭会を通じて、いろいろ情報の交換等をしております。併せて公開授業、あるいは渡島教育局の指導主事の指導訪問、こういうような場面には、極力出向いていこうというような形で出席をしながら、先生がたとえお話をするというような機会を設けているところをございます。保護者との関わりというようなことにつきましては、直接PTAということではございませんけれども、例えば通学合宿だとか、無名塾だとか、そういうような子どもが参加する授業に保護者が付いて来ていらっしゃる。そういうような部分について、いろいろ情報交換をさせていただいております。あわせて、社会教育の分野では社会教育の担当者がPTAの研修会など、その研修会の持ち方、そして当日のいろいろな運営について携わっているというような現状をございます。

子どもをとりまく環境というのは、やはり学校と地域と地域社会、そしてそこに教育委員会が当然携わりながら連絡調整をしながら情報交換をしてよりよい子どもの学びの環境をつくっていくということが大切だというふうに思っております。今後とも学校、それから保護者の方々とも話し合いの場を持つような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（岩館俊幸君） 5番 平野武志さん。

○5番（平野武志君） ただいま教育長のお話、答弁の中にもありましたように、地域社会、保護者との連携が大いに必要だという言葉がありましたので、今後はやはりこのように方針の中にきちんとそこを組み込んで、テーマとして目標として設定できるようなつくりにしてほしいと考えます。なぜまたこのような質問をしたかと申しますと、このたび新1年生の入学の説明会の際に、来年度の学校の説明の中で、たったいま又地議員からも話しがあったのですけれども、スキーが木古内の子どもが優秀だという中で、スキー授業の廃止ということの説明いただきました。木古内町はこのように北海道で雪が多くて大変な課題も多いのですけれども、子どもたちにとっては雪のおかげで北海道でしか、また木古内町でしかできない遊び、あるいはスポーツができると。そのような方針からスキー授業を10数年前から続けて来て今日に至ると思うのですけれども、その中止をするに当たって、保護者への説明は1年生の説明会の時のみだったのです。いままで10数年にもわたって大事にやってきたスキー授業の中止を、学校の方針ですから当然従わなければならないのですけれども、「我々保護者にとっては大事なことを、もう少し相談して欲しかったね」という声が上がっております。そこで教育委員会としても、学校の先生方と話をされて、そのような方針に共に進めたのか、それとも学校側の方針として報告だけを受けたのかという部分をお伺いします。というのは、教育委員会側も現在の学校のスキー授業をやっているのに併せてスキー学習だったりを連携して取り組んでいると思いますので、もしその学校の授業がなくなれば、今後スキー学習はどうなるのだ、学校の授業でやらないかわりに教育委員会としてもう少しスキーをやれる場を増やそうという思いがあるのか、そういう部分が気になりますので経過と今後のスキー授業についての教育委員会としての見解をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩館俊幸君） 教育長。

○教育長（野村広章君） ただいまの木古内小学校でのスキー学習指導の廃止というようなことについてでございますが、このスキー学習の中止というようなことは、はっきり言って

報告というのでしょうか、そのようなことで受け止めております。私どもは、やはり短い期間かもしれませんが、スキー学習を冬の体力づくりというような観点で進めてきたところでございます。そういう中で、私は廃止というのをいま初めて聞いたのですが、廃止の方向でいるというようなことでございまして、それは何とか続けてほしいというようなことは学校長には申し上げているところでございました。なかなか、教育委員会のほうとしては、もし、スキー指導の中止ということであれば、1年生は出来ない、2年生から6年生はどなのだという確認をしなければいけないですし、社会教育の体育の分野でジュニアスキー教室を毎年2日間やっております。こういうような部分をもう少し拡大するとかということを検討していかなければいけないということで考えているところでございます。

もし、そういうことであれば非常に遺憾であるなというふうに思っているところでございます。

○議長(岩館俊幸君) 5番 平野武志さん。

○5番(平野武志君) そのような学校の大事な冬の授業の取りやめでしたり推進を教育委員会が知らない中で、学校が進んでいるということがいかなものかという考えはありますけれども、またスキー授業の中身、こまの部分についてはこれから委員会のほうで詳しくお話したいと思うのですが、もう1点だけ今回の中止になった背景が、はっきりそうは申し上げないのですが、私の受けた感じとしましては、保護者の負担がまず1点目。スキーの用具を買うだったり、そういうことが1点です。それから学校の先生の都合が2点目。というのが、いまの学校の先生たちも結局スキーをやらなければならない。そのような事情が2点目です。それに付け加えたように、子どももスキーではなくて違うことをやらせたいということがあったのですけれども、どうもメインは大人の都合で授業の廃止だったりに追い込まれているように感じました。もしそうだとしたら、非常にここに掲げてあります、子どもを一番に考えるという方針に多いにふさわしくない流れだと思いますので、その辺は大いに学校、ましてこのような方針を掲げている教育委員会が現場と連携を取りまして、本当に子どもに必要な方策、授業を進めていただきたいということで、質問を終わります。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 以上で町政執行方針、並びに教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

3時40分まで暫時、休憩をいたします。

休憩	午後3時29分
再開	午後3時42分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。



- 議案第36号 奨学資金貸付運用基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第10号 平成24年度木古内町一般会計補正予算（第11号）
- 議案第11号 平成24年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第14号 平成24年度木古内町水道事業会計補正予算（第5号）
- 議案第16号 平成24年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 平成24年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩館俊幸君） 一括議題の議案につきましては、議会事務局長から朗読をさせます。  
議会事務局長。

○議会事務局長（山本哲君） それでは、朗読いたします。

日程第10 議案第36号 奨学資金貸付運用基金条例の一部を改正する条例制定について、  
日程第11 議案第10号 平成24年度木古内町一般会計補正予算（第11号）、日程第12 議案  
第11号 平成24年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第13 議案第12  
号 平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、日程第14 議案第13号  
平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）、日程第15 議案第14号  
平成24年度木古内町水道事業会計補正予算（第5号）、日程第16 議案第16号 平成24年度木  
古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第17 議案第17号 平成24年度木古内  
町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、日程第18 議案第18号 平成24年度木古内  
町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。以上です。

○議長（岩館俊幸君） 日程第10 議案第36号ほか8件は関連がありますので、一括議題と  
いたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） ただいま上程になりました議案第36号、議案第10号、議案第11号、  
議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第16号、議案第17号、議案第18号につきましては  
は、一括して上程となりましたので、議案毎に提案理由の説明を申し上げます。

はじめに議案第36号 奨学資金貸付運用基金条例の一部を改正する条例制定について、提  
案理由の説明を申し上げます。本条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料 資料番  
号1、60ページから64ページに添付しておりますのでご参照を願います。改正内容につきま  
しては、第2条の基金の額を8,000万円に減額するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

なお、詳細につきましては、後ほど、生涯学習課長より説明をさせます。

次に、議案第10号 平成24年度木古内町一般会計補正予算（第11号）につきましては、  
歳入歳出予算の総額に、2億1,122万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、47億3,077万  
3,000円とするものでございます。補正の主な内容につきましては、1款 議会費では、決算  
見込みによる補正でございます。2款 総務費では、臨時職員退職功労金、財政調整基金、  
路線バス運行負担金などに係る補正でございます。第3款 民生費は、国民健康保険特別会

計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金、子ども手当などに係る補正でございます。第4款 衛生費は、病院事業会計負担金、水道事業会計負担金、渡島西部広域事務組合負担金などに係る補正でございます。第6款 農林水産業費では、農業再生協議会補助金、新規就農総合支援事業給付金、養殖ホタテ稚貝購入事業補助金などに係る補正でございます。第8款 土木費は、町道双葉線改良舗装工事、観光交流センター実施設計等業務委託料、まちなか公園整備工事請負費などに係る補正でございます。9款 消防費は、渡島西部広域事務組合消防負担金、津波ハザードマップ作成業務委託料などに係る補正でございます。10款 教育費は、外国語指導助手関係経費、町民プール解体工事請負費、吹奏楽大会参加報償費などに係る補正でございます。12款 公債費は、長期債元金償還金、利子償還金に係る補正でございます。14款 職員給与費は、給料、職員手当、共済費に係る補正でございます。

なお、詳細につきましては、後ほど、総務課長より説明をさせます。

次に、議案第11号 平成24年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から320万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億7,601万8,000円とするものでございます。補正の主な内容は、2款 保険給付費は、高額療養費に係る補正でございます。7款 共同事業拠出金は、高額医療費 保険財政共同安定化事業拠出金に係る補正でございます。8款 保健事業費は、健康管理システム改修委託料に係る補正でございます。10款 諸支出金は、国保病院事業会計繰出金に係る補正でございます。11款 予備費は、この度の歳出補正財源を充当した後の剰余分に係る補正でございます。

なお、詳細につきましては、後ほど、町民税務課長より説明をさせます。

次に、議案第12号 平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から829万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,922万3,000円とするものでございます。補正の主な内容は、3款 後期高齢者医療連合納付金につきまして、前年度事業の確定による補正でございます。

なお、詳細につきましては、後ほど、町民税務課長より説明をさせます。

次に、議案第13号 平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）につきましては、1ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入の予定額におきまして、医業外収益に854万6,000円を追加し、その総額を13億7,048万3,000円とするものでございます。収益的支出の予定額におきましては、医業費用を1,269万4,000円を減額し、総額を14億7,713万円とするものでございます。資本的収入及び支出の予定額におきましては、国庫補助金を100万円減額し、その総額を4,954万4,000円とするものでございます。2ページ目でございますが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、8億9,637万9,000円に改めるものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど、病院事務長より説明をさせます。

次に、議案第14号 平成24年度木古内町水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、1ページ目でございます。収益的収入の予定額におきまして、営業外収益に60万3,000円を追

加し、その総額を1億4,588万4,000円とするものでございます。収益的支出におきましては、営業費用に4万2,000円を追加し、その総額を1億5,472万2,000円とするものでございます。

2ページ目でございます。資本的収入の企業債を310万円、工事請負費を900万円、合わせて1,210万円を減額し、その総額を1,694万円とするものでございます。資本的支出におきましては、建設改良費を1,500万7,000円減額し、その総額を6,158万2,000円とするものでございます。

3ページでございます。企業債の限度額を1,210万円に減額し、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を4,498万3,000円に改め、たな卸資産の購入限度額を458万2,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、後ほど、建設水道課長より説明をさせます。

次に、議案第16号 平成24年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額を471万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5,565万7,000円とするものでございます。補正の主な内容は、1款 総務費につきましては、共済組合負担金、事務処理システム借上料に係る補正でございます。2款 保険給付費は、高額介護、高額医療合算介護サービス給付費に係る補正でございます。3款 地域支援事業費は、職員人件費の補正でございます。6款 予備費は、この度の歳出補正財源に関する補正でございます。

なお、詳細につきましては、後ほど、保健福祉課長より説明をさせます。

次に、議案第17号 平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額から17万円4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を417万4,000円とするものでございます。補正の主な内容は、1款 総務費につきましては、介護サービス事業の実績見込みによる補正です。

なお、詳細につきましては、後ほど、保健福祉課長より説明をさせます。

次に、議案第18号 平成24年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額から、679万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億9,674万5,000円とするものです。補正の主な内容は、1款 総務費につきましては、クリーンセンター運営費に係る補正でございます。2款 施設費は、污水管渠詳細設計委託、公共污水枘設置工事等の実績による補正でございます。3款 公債費は長期債利子に係る補正でございます。

なお、詳細につきましては、後ほど、建設水道課長より説明をさせます。

以上、一括上程となりました議案毎の提案理由の説明を終わります。

なお、それぞれの議案の詳細につきましては、この後、担当者より説明をさせますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（岩館俊幸君） 最初に生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤宏生君） それでは資料番号1の60ページをお開きください。この60ページは奨学資金貸付運用基金条例の新旧対照表です。

第1条は、文言の整理です。第2条は、基金額を現行の1億5,000万円から8,000万円への減

額変更と文言の整理です。第3条は、表題が基金の積み立てとなっているものを管理に改め、条文も変更しております。

次に、64ページをお開きください。64ページは、この10年間の奨学資金借入者数の推移を示すものです。平成18年度から借入者数の減少傾向が見られ、特に平成23年度と24年度は1名ずつとなっております。大きな流れとしまして、平成4年度から平成18年度までは、現在の貸付限度額より額が大きかったこと、そしてこの間に借り入れた学生の数も多かったこと、さらにこの償還のピークとなっており、現金残高が増えております。

それでは、61ページにお戻りください。61ページは、奨学資金運用見込額について試算したものでございます。この61ページは、総基金総額が1億1,430万8,662円での試算でございます。基金の条例では、1億5,000万円まで積み立てるとことができるということになっておりますが、現実にある総資産というものは、1億1,430万8,662円でございます。これをこのまま運用した時の試算でございます。

次のページ、62ページをご覧ください。この62ページは、基金額を8,000万円に減額した試算でございます。次の63ページは、この基金総額をさらに6,000円万円までに減額した試算でございます。

61ページから詳しく説明させていただきます。上段、A試算の条件は貸付条例施行細則で定められました毎年の新規貸付人数の最大値で計算したものです。償還率はこれまでの実績に基づいております。①欄の貸付予定額と、②欄の償還見込額の推移はご覧のとおりで、満度に貸し付けたこの例では、平成27年度末から毎年、単年度収支が赤字となりますが、平成35年度末でも④欄の現金保有額が、まだ4,700万円以上残ります。

下の試算Bの条件は、最近の借入人数の実績をもとに高等学校、これは高等専門学校も含みます。1人、専門学校1人、大学生、これは短大を含みます。2人としております。これによりますと、平成34年度末で単年度収支が赤字になり始めますが、④欄の現金保有額が9,200万円以上残ることになります。

次に62ページですが、これはこの度、提案させていただきました基金額8,000万円の試算です。A試算、B試算とも前ページの条件と同じ条件です。まずA試算ですが、平成27年度末から単年度収支が赤字になり、平成35年度末の現金保有高が1,300万円余りで、単年度収支赤字額から考えると現金保有高に余裕が無くなっております。

一方、B試算では、平成34年度末から単年度収支赤字となりますが、赤字額自体がA試算と比較してはるかに少なくなっており、現金保有高も5,800万円余りで、この先安定した運営が可能となります。

次に63ページをご覧ください。これは6,000円万円に試算したものです。Aの試算では、単年度収支赤字が平成27年度末から始まり、現金保有高も平成34年度末で赤字になってしまいます。Bの試算では、単年度収支が平成34年度末で赤字になり、平成35年度末では現金保有高が3,800万円余りになります。以上の基金額パターンで試算いたしました結果、基金額を8,000円万円に減額することが、町財政にとって現実的であり、かつ、今後とも安定的に奨学資金の運用が可能であると判断し、提案させていただきます。

ご審議、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩館俊幸君） 次に総務課長。

○総務課長（大野泰君） それでは、ただいま上程になりました平成24年度木古内町一般会

計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

議案第10号 1ページの地方債の補正及び債務負担行為の補正、繰越明許費についてご説明します。第2条の地方債につきましては、7ページをお開き願います。道路整備事業債、駐車場整備事業債、都市計画整備事業債、防災対策事業債につきまして、落札減等による事業費の精査並びに平成24年度国の大型補正による地域の元気臨時交付金事業として前倒しする事業の起債借入れの可能額を追加するものです。

第3条の債務負担行為につきましては、8ページをお開き願います。木古内感動戦略推進事業にかかる債務負担について、平成27年度北海道新幹線開業に向けて、木古内駅を核とした交流人口の拡大のためには、観光客ニーズに沿った観光交流センターの効果的な運営と訪れる観光客に対し温かく迎え入れるおもてなしの心づくりや商店街の魅力向上、まち歩きメニュー開発など、観光客に感動を与えるような魅力溢れる観光地づくりを行う必要があります。

そこで、北海道の補助を受け、年度当初から委託事業を進めるための提案です。事業については、公募型企画提案方式で進めることとしており、公告から契約まで1か月半ほど要することから、24年度の執行予算はゼロですが議決を得た上で、事業に取り組むために債務負担行為について提案するものです。

次に、観光コーディネート事業にかかる債務負担行為につきましても、平成27年度北海道新幹線開業に向けて、木古内町の認知度向上と観光客を誘致し、地域活性化を図ることが緊急課題となっています。首都圏及び道内における観光プロモーションや物産イベントに参加し、地域産業と豊かな自然を活かした体験観光や地元の食、季節のイベントなど早急に木古内町観光PRを促進する必要があります。そこで、年度当初から委託事業を進めるための提案です。事業については、専門的なスタッフ採用のための業務発注を進めることから、業務委託先の検討から契約まで1か月半ほど要することから、24年度の執行予算はゼロですが議決を得たうえで、事業に取り組むための債務負担行為について提案するものです。

第4条の繰越明許費につきましては、9ページをお開き願います。8款 土木費、2項 道路橋梁費、事業名 木古内駅自由通路拡幅事業 6,391万9,000円、事業名 町道舗装修繕事業100万円、事業名 町道双葉線改良舗装事業 1,500万円、3項 都市計画費 事業名 木古内駅周辺整備事業 2億4,117万8,000円の追加です。これは、それぞれの工事について年度内における事業完了が見込めないため、翌年度へ繰り越して使用できる経費として提案するものでございます。

それでは、歳出からご説明します。24ページをお開き願います。1款 議会費、1項 議会費、1目 議会費、9節 旅費 41万1,000円の減額は、決算見込みによる減額です。

続きまして、25ページです。2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、8節 報償費 1,141万6,000円の追加は、臨時職員功労金制度廃止による精算を行うため7人分の功労金の増額です。13節 委託料 40万円の減額は訴訟委託料について、今年度訴訟予定がないことから減額です。19節 負担金補助及び交付金 71万2,000円の減額は、他自治体所在高等学校通学補助金の利用者が少なかったことによる25万円の減額、及び町制施行70周年記念事業補助金の実績による46万2,000円の減額です。25節 積立金 5,174万2,000円の追加は、この度の一般会計予算補正で支出増となる科目に特定財源を充当した結果、剰余となる財源について財政調整基金への積立額を5,160万円増額です。この積み立てには、本定例会で奨学資金貸付運用基金を8,000万円に減額する条例改正を提案しており、剰余となる3,430

万8,662円が入っております。また、まちづくり応援基金への寄附実績により、基金会計への積立を14万2,000円追加です。3目 施設管理費、7節 賃金 32万円、11節 需用費 38万円、26ページに入って12節 役務費 16万円、15節 工事請負費 437万9,000円の減額です。これは決算見込み及び設計額及び落札減による減額です。5目 企画振興費、19節 負担金補助及び交付金 24万1,000円の追加は、平成24年度から補助制度の変更により、国庫補助金の対象となっている地域幹線系統バス木古内・松前線について、当町を含む4町で補助金の不足分を負担する増額です。6目 新幹線推進費は、地域づくり総合交付金の財源振り替えです。

続きまして、27ページです。2項 徴税费、1目 税務総務費、19節 負担金補助及び交付金 19万5,000円の減額は、納税貯蓄組合の組合員のうち、補助の対象となる課税対象組合員の実績による減額です。

続きまして、28ページです。3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、28節 繰出金 275万4,000円の減額は、財政安定化支援事業の国民健康保険分が予算額より減となったためです。3目 老人福祉費、20節 扶助費 8,000円の追加は、入所している養護老人ホームの施設加算が3月から認定されたことによる増額です。28節 繰出金、576万円の減額は、主に職員1名が退職したことによる減額です。5目 保健福祉総務費、13節 委託料 26万8,000円の減額は、障害者移動支援事業等の利用者減による減額です。19節 負担金補助及び交付金13万6,000円の減額は、共同作業所利用日数減による減額です。

29ページに入り20節 扶助費 902万円の追加は、障害者自立支援法に基づく在宅支援並びに施設入所支援等の利用者の増による扶助費の増額です。9目 障害程度区分認定審査会費、1節 報酬 40万円9,000円、9節 旅費 7万4,000円の減額は、渡島西部地域障害程度区分認定審査会の開催回数及び参加者数の減や、予定した研修会への不参加等による減額です。10目 福祉施設管理費、7節 賃金 16万円5,000円、15節 工事請負費 17万5,000円の減額は、地域活動支援センターの清掃員及び管理人の出勤日数の減、及びエレベーター改修工事の落札減による減額です。11目 後期高齢者医療費、30ページに入り28節 繰出金 829万9,000円の減額は、平成23年度の精算により減額となったため広域連合へ納付する負担金の減額です。

続きまして、31ページです。2項 児童福祉費、2目 児童措置費、13節 委託料 181万2,000円の減額は、議案説明資料、資料番号1の1ページと2ページを参照願います。

2ページをお開き願います。12月に増額補正を行いました。12月の入所見込み人数が2園合計の①欄から②欄を引いた4名が減少したこと、及び今後入所見込みを③の欄の2名としたことによる減額です。

議案のほうに戻っていただきたいと思えます。20節 扶助費 345万円の減額は、子ども手当、児童手当の受給者の減による減額です。

続きまして、32ページです。4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、19節 負担金補助及び交付金528万円1,000円の追加は、地方財政計画による病院事業会計に対する交付税措置額の増額 467万円8,000円及び人件費按分等による水道事業会計への負担金 60万3,000円の増額です。2目 予防費、11節 需用費 100万6,000円、13節 委託料197万2,000円の減額は、各種健診の受診者減及び各種予防接種の接種者数減などによる減額です。3目 環境衛生費、11節 需用費 14万4,000円の追加は、安行苑の灯油使用料の増及び単価

の増による増額です。

続きまして、33ページです。2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 383万円の減額をお願いします。これは、渡島西部広域事務組合負担金の減額です。

続きまして、34ページです。6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業総務費、19節 負担金補助及び交付金10万円の減額をお願いします。これは、木古内町農業再生協議会への戸別所得補償制度推進事業補助金の確定による減額です。4目 農業振興費、11節 需用費 14万2,000円の減額は、実績見込みによる減額です。19節 負担金補助及び交付金 158万円の減額は、新規就農総合支援事業青年就農給付金について2名予定したが1名減となったことなどによる減額です。

続きまして、35ページです。2項 林業費、1目 林業総務費、8節 報償費 19万2,000円の減額は、熊の捕獲頭数減などによる減額です。

2目 林業振興費、8節 報償費 40万円の減額は、駅前商店街景観統一事業の実績見込みによる減額です。11節 需用費 10万円、14節 使用料及び賃借料6万円、16節 原材料費 14万2,000円の減額は、林道維持補修費に関する執行残の減額です。15節 工事請負費 242万3,000円の減額は、林業専用道開設工事及び木工センター解体工事の落札減による減額です。36ページに入り、19節 負担金補助及び交付金48万4,000円の減額は、未来につなぐ森づくり推進事業補助金の事業量確定による減額です。

続きまして、37ページです。3項 水産業費、2目 水産振興費、19節 負担金補助及び交付金41万8,000円の減額は、議案説明資料、資料番号1の3ページをお開き願います。12月に追加補正した養殖ホタテ稚貝購入事業の購入数量が、供給地の増毛漁協地域の異常気象（大時化）の影響で減量となったことによる減額です。

続きまして、戻って38ページです。8款 土木費、1項 土木管理費、1目 土木総務費、13節 委託料、66万5,000円の減額は、その他測量の実施箇所がなかったこと及び道路台帳整備業務委託の落札減による減額です。

続きまして39ページです。2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、13節 委託料 531万6,000円、14節 使用料及び賃借料 822万8,000円の追加は、議案説明資料5を参照願います。別冊の資料5でございます。

○議長（岩館俊幸君） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後4時20分

（資料5 議会事務局配布）

再開 午後4時22分

○議長（岩館俊幸君） それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

「5番の資料を見てください」のところからお願いします。

総務課長。

○総務課長（大野泰君） 資料が何度も追加になっていて、手元に届いていなかったようでございます。議案説明資料の5を参照願います。

1ページには年度別の除雪回数を記載しております。昨年や平成16年の実績に近い状況です。また、2ページから5ページには昨年と今年の積雪量の資料です。今後の除雪委託料について、2月23日までの実績が計画を上回っていることから、今後の出動回数を、2月3回、3月に7回見込んだこと及び、排雪重機の借り上げ回数を8回、除雪重機借り上げを10回見込んだことによる追加です。

戻っていただきたいと思えます。39ページです。町道管理委託料についていま説明をしました。町道舗装修繕事業について、国の大型補正予算への取り組みとして100万円の追加、翌年度への繰越事業となっております。15節 工事請負費 839万3,000円の減額は、御宮野地区落石防護柵設置工事の実施設計額及び落札減、橋梁補修、高欄補修工事の落札減による減額です。2目 道路新設改良費、15節 工事請負費 1,500万円の追加は、議案説明資料、資料番号1の4ページをお開き願います。平成24年度の大型補正による地域の元気臨時交付金対象事業として、25年度に計画していた町道双葉線改良舗装工事を前倒し実施するもので、翌年度への繰越事業です。5ページが事業の位置となっております。

続きまして、40ページです。3項 都市計画費、1目 都市計画総務費、28節 繰出金 3万8,000円の減額をお願いします。これは下水道事業会計への繰出金の減額です。3目 都市計画整備費、13節 委託料 1,650万円、15節 工事請負費 7,900万円、17節 公有財産購入費 5,400万円、22節 補償、補填及び賠償金5,700万円の追加は、議案説明資料、資料番号1の6ページをお開き願います。元気臨時交付金事業として前倒し実施する観光交流センター実施設計等業務委託料、まちなか公園整備工事請負費、観光交流センターアクセス道路整備事業用地購入費並びに支障物件移転補償費合計2億650万円の追加です。7ページには事業位置図が付いております。

戻りまして40ページです。まちなか公園支障物件解体工事、木古内駅周辺整備事業用地購入費並びに支障物件移転補償費合計 3,130万円の減額は落札減、及び実績見込みによる減額です。

続きまして42ページです。4項 住宅費、3目 建築指導費、13節 委託料 151万7,000円の減額は、耐震化診断委託の落札減による減額です。

続きまして、43ページです。9款 消防費、1項 消防費、1目 消防費、19節 負担金補助及び交付金 289万円の減額は、決算見込みによる消防負担金の減額です。2目 災害対策費、13節 委託料 70万円の減額は、津波ハザードマップ作成委託の落札減及び戸別受信機の設置委託件数が少なかったことによる減額です。15節 工事請負費、10万6,000円の減額は、避難場所標識設置工事費の確定による減額です。

続きまして、44ページです。10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費、7節 賃金 50万8,000円、9節 旅費 14万円の減額は、外国語指導助手ALT関係経費や臨時職員の実績見込みによる減額です。13節 委託料 21万2,000円の減額は、学力学習状況調査分析業務委託料などの実績見込みによる減額です。3目 財産管理費、15節 工事請負費、21万8,000円の減額は、教員住宅解体及び水洗化工事の落札減による減額です。

続きまして、45ページです。2項 小学校費、1目 学校管理費、15節 工事請負費 111万8,000円の減額は、小学校体育館屋上防水改修工事の落札減による減額です。2目 教育振興費、8節 報償費 93万6,000円の減額は、大会参加報償費の実績見込みによる減額です。18節 備品購入費 8万円の減額は、義務教育教材などの落札減による減額です。20節 扶



助費 81万1,000円の減額は実績見込みによる減額です。

続きまして、46ページです。3項 中学校費 1目 学校管理費 13節 委託料 37万7,000円、15節 工事請負費 93万円5,000円の減額は、木古内中学校移転に伴うパソコン移設、ボイラー管理、施設警備等の委託及びグラウンド整備工事の落札減及び一部工事を社会貢献活動6社が行った事による減額です。2目 教育振興費、8節 報償費 27万2,000円の追加は議案説明資料、資料番号1の8ページをお開き願います。第36回全日本アンサンブルコンテスト参加報償費の追加です。戻りまして18節 備品購入費 12万1,000円の減額は、義務教育教材などの落札減による減額です。19節 負担金補助及び交付金 20万円の減額は、生徒通学助成金の実績見込みによる減額です。20節 扶助費 61万円の減額は実績見込みによる減額です。

続きまして、48ページです。5項 保健体育費、2目 保健体育施設費、7節 賃金 57万円、11節 需用費 112万円、12節 役務費 5万9,000円、15節 工事請負費 91万3,000円、18節 備品購入費 104万8,000円の減額は、町民プールに関する運営費の実績見込み及び解体工事の落札減による減額です。3目 学校給食費、7節 賃金 39万6,000円、49ページに入り11節 需用費 85万円、16節 原材料費 114万2,000円の減額は、決算見込みによる減額です。

続きまして、50ページです。12款 公債費、1項 公債費、1目 元金、23節 償還金利子及び割引料 1,384万8,000円の追加は、過疎債ソフトの償還条件が変更となり、据え置き無しの4年償還となったことによる増額です。2目 利子、23節 償還金利子及び割引料 405万9,000円の減額は、一時借入金及び基金繰替運用が無かったことによる実績見込みの減額です。

続きまして、51ページです。14款 職員給与費、1項 職員給与費、1目 職員給与費、2節 給料663万3,000円、3節 職員手当等 150万7,000円、4節 共済費 250万9,000円の減額は、新採用職員の採用を1名行わず臨時職員を配置したこと及び長期病気休暇中の職員の復帰を見込んでいましたが、退職となったことによる人件費の減額です。

次に、歳入についてご説明します。12ページをお開き願います。11款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 41万6,000円の追加は、保育所入所児童保護者の負担金について所得階層上位の人数増加による増額です。3節 障害程度区分認定審査会共同設置負担金 26万8,000円の減額は、審査回数の減及び研修参加人数の減により、審査会を共同設置する構成3町の負担金の減額です。

続きまして、13ページです。13款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金 1節 社会福祉費負担金 435万4,000円の追加は、障害者の介護給付、訓練等給付費及び障害児・者補装具給付費の実績見込み増に伴う負担金の増額です。2節 児童福祉費負担金 320万6,000円の減額は、保育所入所児童の減及び子ども手当の受給対象児童数の減による減額です。

続きまして、14ページです。2項 国庫補助金、1目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 13万7,000円の減額は、障害者自立支援事業の利用回数の減による減額です。2目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金 17万4,000円の減額は、疾病予防対策事業費等補助金の減額です。3目 土木費補助金、1節 住宅費交付金 50万円の減額は、公共施設等耐震診断事業実績見込みによる減額です。2節 道路改良費交付金 665万円の追加は、町道双葉線

改良舗装事業交付金と町道の舗装を点検する事業に対する交付金の追加です。3節 都市計画費交付金 6,972万2,000円の追加は、駅周辺駐車場整備事業交付金の追加 78万6,000円と都市計画整備事業交付金 6,893万6,000円の追加です。

続きまして、15ページです。2項 国庫補助金、6目 総務費補助金、1節 総務費補助金 1億660万円の追加は、このたび前倒しで取り組む5事業について地域の元気臨時交付金の追加です。

続きまして、16ページです。14款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 217万7,000円の追加は、障害者の介護給付・訓練等給付費及び障害児・者補装具給付費の実績見込み増に伴う負担金の増額です。2節 児童福祉費負担金 95万8,000円の減額は、保育所入所児童の減及び子ども手当の受給対象児童数の減による減額です。

続きまして、17ページです。2項 道補助金、1目 総務費補助金、1節 電源立地地域対策交付金 46万9,000円の追加は、補助金額確定による増額です。2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 6万4,000円の追加は、障害者自立支援事業の利用回数の増により増額するものです。3目 衛生費補助金、1節 保健衛生費補助金 99万1,000円の減額をお願いします。これは妊婦健康診査、健康増進事業の受診者の減と子宮頸がん等ワクチンの接種者の減による減額です。5目 農林水産業費補助金、2節 農業費補助金 160万円の減額は、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金及び新規就農総合支援事業青年就農給付金の決算見込みによる減額です。

続きまして、18ページです。3節 林業費補助金 247万2,000円の減額は、未来につなぐ森づくり推進事業及び森林整備加速化・林業再生事業の事業量確定による減額です。

続きまして、19ページです。16款 寄附金、1項 寄附金、4目 まちづくり応援寄附金 14万2,000円の追加は、平成25年1月28日までに寄付のありました3件分の追加です。

続きまして、20ページです。17款 繰入金、1項 基金繰入金、4目 奨学資金貸付運用基金繰入金、1節 奨学資金貸付運用基金繰入金 3,430万9,000円の追加は、目を新設し、奨学資金貸付運用基金条例改正に伴う繰入金の追加です。

続きまして、21ページです。19款 諸収入、4項 受託事業収入、1目 衛生費受託事業収入、1節 安行苑使用受託収入 7万2,000円の追加は、歳出で増額となる運営費用の2分の1を知内町から収入する増額です。

続きまして、22ページです。5項 雑入、1目 雑入、1節 学校給食費 114万2,000円の減額をお願いします。これは、学校給食費本人負担の減額です。

続きまして、23ページをお開き願います。20款 町債、1項 町債、3目 土木債、1節 道路整備事業債 1,490万円、2節 駐車場整備事業債 50万円の追加及び3節 都市計画整備事業債 910万円の減額は、事業費の確定見込み並びに地域の元気臨時交付金事業として前倒しする事業の起債借り入れ可能額を追加するものです。4目 消防費、1節 防災対策事業債 860万円の減額は、防災対策事業費の確定による減額です。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

## 時間の延長について

○議長（岩館俊幸君） 時間延長についてお諮りいたします。

一括議題が終了するまで、時間を延長したいと思います。これにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議ないものと認め、時間を延長することに決しました。

それでは、続けていただきたいと思います。

町民税務課長。

○町民税務課長（大瀬政廣君） それでは、議案第11号 平成24年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

歳出よりご説明させていただきますので、9ページをお開きいただきたいと思います。2款 保険給付費、2項 高額療養費。1目 一般被保険者高額療養費、19節 負担金補助及び交付金 一般被保険者高額療養費の増高により380万円の追加をお願いいたします。

次に、10ページをお開きください。7款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金、1目 高額医療費拠出金、19節 負担金補助及び交付金、高額医療費拠出金でございますが、平成23年度事業の確定により652万3,000円の減額をお願いいたします。

同じく2目 保険財政共同安定化事業拠出金、19節 負担金補助及び交付金、事業の確定により保険財政共同事業安定化事業拠出金 492万5,000円の減額をお願いいたします。

次に、11ページをお願いします。8款 保健事業費、3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費、13節 委託料、健康システム改修委託料 52万5,000円の減額をお願いします。住民基本台帳法改正によるシステム改修を予定しておりましたが、健康システムの利用に大きな支障がないことから改修を見合わせたため減額するものです。

次に、12ページをお開き願います。10款 諸支出金、3項 繰出金、1目 直営診療施設繰出金、28節 繰出金、国保病院事業会計繰出金 286万8,000円の追加をお願いします。

次に、13ページをお開きください。11款 予備費、1項 予備費、1目 予備費、節 予備費、予備費としまして210万3,000円の追加をお願いいたします。

次に、歳入を説明させていただきます。6ページをお開き願います。1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、2目 退職被保険者国民健康保険税、1節 医療給付費分現年度課税分 195万9,000円、2節 介護給付金分現年度課税分 65万4,000円、3節 後期高齢者支援金分現年度課税分70万3,000円の減額をお願いします。減額理由でございますけれども、被保険者の減少によるものでございます。

7ページをお開きください。3款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、1節 財政調整交付金、特別調整交付金 286万8,000円の追加をお願いします。歳出でも説明申し上げましたが、病院事業会計への補助金でございます。

8ページをお開きください。8款 繰入金、1項 一般会計繰入金、2目 一般会計繰入金、1節 一般会計繰入金、275万4,000円の減額をお願いします。減額理由でございますが、特別調整交付金で算定されました財政安定化事業の国民健康保険分が減額となったために減額をするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号 平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

歳出よりご説明させていただきます。7ページをお開きください。3款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金、1目 後期高齢者医療広域連合納付金、19節 負担金補助及び交付金、事務費負担金分 101万1,000円、保険基盤安定繰入金分 29万円、療養給付費負担金分 699万8,000円、合わせまして829万9,000円の減額をお願いします。減額の理由でございますが、平成23年度事業の精算によるものです。

歳入の説明をいたします。6ページをお開き願います。4款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 事務費繰入金、1節 事務費繰入金、一般事務費分 59万4,000円、広域組合事務費負担分 41万7,000円、合わせまして101万1,000円の減額をお願いします。減額の理由ですが平成23年度の事業の精算によるものです。2目 保険基盤安定繰入金、1節 保険基盤安定繰入金、7割、5割、2割軽減分 29万円減額をお願いいたします。減額の理由ですが事業の精算によるものです。3目 療養給付費負担金繰入金、1節 療養給付費負担金繰入金、療養給付費負担金 699万8,000円の減額をお願いします。これも事業の確定による精算でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（岩館俊幸君） 病院事務長。

○病院事務長（地本隆利君） それでは、議案第13号 平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。1款 病院事業費用、1項 医業費用、1目 給与費、給料 1,582万8,000円、手当 705万4,000円。

次のページをお開き願います。退職給与金のうち、退職手当組合負担金 281万2,000円、法定福利費 360万1,000円の減額は、当初予算で医師2名を採用することで給与費を計上しておりましたが、今年度は確保できませんでしたので減額するものでございます。退職給与金の臨時職員功労金は、功労金規程の廃止に伴い臨時職員 20名の功労金 1,660万1,000円の追加でございます。

次に9ページです。1款 病院事業収益、2項 医業外収益、2目 他会計補助金、467万8,000円の追加は、交付税措置額の増額によるものです。6目 補助金、国庫補助金 386万8,000円の追加は、医師の確保対策に要した費用及び救急患者受入体制支援事業に要した費用に対するの補助金によるものでございます。

次に12ページです。1款 資本的収入、3項 国庫補助金、1目 国庫補助金 100万円の減額は、機器器具備品購入事業の確定及び調整基準額の変更によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（岩館俊幸君） 建設水道課長。

○建設水道課長（若山忍君） 議案第14号 平成24年度木古内町水道事業会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

収益的支出から説明させていただきます。10ページをお開きください。1款 水道事業費用、1項 営業費用、2目 配水及び給水費、節 法定福利費 1万6,000円と、3目 総係費、節 法定福利費 2万6,000円、合わせて4万2,000円の追加をお願いします。共済組合負担金の基礎年金拠出金負担率改定による追加です。

収益的収入の説明させていただきます。9ページをお開きください。1款 水道事業収益、2項 営業外収益、2目 他会計負担金、節 他会計負担金 60万3,000円の追加をお願いします。人件費按分等に係る負担金を精査したものによる追加です。

資本的支出の説明させていただきます。12ページをお開きください。1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 営業設備費、節 メーター購入費 282万7,000円の減額をお願いします。入札を行った執行残の精査です。3目 配水管移設費、節 工事請負費 1,218万円の減額は、今年度、道道の中央通の本工事が行われなかったことにより、水道管移設工事も行われなかったことによる減額です。

資本的収入の説明させていただきます。11ページをお開きください。1款 資本的収入、1項 企業債、1目 企業債、節 企業債で310万円と3項 工事負担金、1目 工事負担金、節 工事負担金 900万円、合わせて 1,210万円の減額は、中央通の工事費用の減額によるものです。

議長、お許しをいただければ議案第18号説明させていただいてもよろしいでしょうか。

**○議長（岩館俊幸君）** 続けてください。

建設水道課長。

**○建設水道課長（若山忍君）** ありがとうございます。

続きまして、議案第18号 平成24年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

歳出から説明させていただきます。11ページをお開きください。1款 総務費、1項 総務管理費、2目 クリーンセンター費、11節 需用費で158万円の減額をお願いします。薬品費20万円、整備費 43万円、電気料 35万円の減額は実績による不用額の精査、修繕費の60万円の減額は、無停電電源装置のバッテリー交換が不要になったことによる減額です。

続きまして12ページです。2款 施設費、1項 施設整備費、1目 施設整備費、13節 委託料 85万7,000円の減額をお願いします。設計委託の落札減によるものです。15節 工事請負費 320万円の減額は、中央通公共汚水柵移設工事の290万円の減額、これも水道と同じく今年度中央通の工事が行われなかったことによる減額です。公共汚水柵設置工事 30万円の減額は不用額の精査です。

続きまして13ページです。3款 公債費、1項 公債費、1目 元金 590万円は財源振替を行うものです。2目 利子、23節 償還金利子及び割引料 115万3,000円の減額は長期債利子による不用額の減です。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。7ページをお開きください。1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 受益者負担金、1節 現年度分 130万円の追加をお願いします。これは、下水道受益者負担金の一括納入等による追加です。

続きまして8ページです。4款 繰入金、1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 3万8,000円の減額をお願いします。これは、一般会計からの繰入金を調整するものです。

続きまして9ページです。6款 諸収入、2項 受託事業収入、1目 下水道事業受託収入、1節 下水道事業受託収入、215万2,000円の減額をお願いします。歳出の施設整備費と同じ理由による減です。

続きまして10ページです。7款 町債、1項 町債、1目 下水道事業債、1節 下水道事業

債 590万円の減額をお願いします。下水道事業資本費平準化債の減です。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（岩館俊幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中島茂行君） ただいま上程になりました、議案第16号 平成24年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について、歳出よりご説明を申し上げます。

11ページをお開き願います。1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、4節 共済費につきましては、公務災害特別負担金 8,000円の追加です。14節 使用料及び賃借料につきましては、先行市町村でのシステムトラブル発生によるメーカーのOSの変更などにより、導入予定が遅延となり101万9,000円の減額です。当初10月予定のものが3月予定に変更となっております。

続きまして、12ページをお開き願います。2款 保険給付費、2項 高額介護サービス費、1目 高額介護サービス費、19節 負担金補助及び交付金につきましては、高額介護サービス・高額医療合算介護サービス給付費の増額に伴う160万円の追加をお願いします。

続きまして、13ページをお開き願います。3款 地域支援事業費、1項 地域支援事業費、1目 介護予防事業費、2節 給与費、3節 職員手当等、4節 共済費につきましては、職員の退職に伴う490万5,000円の減額です。同じく2目 包括的支援事業・任意事業費、4節 共済費につきましては、公務災害特別負担金 6,000円の追加、厚生年金保険料改定による1万6,000円の追加です。

続きまして、14ページをお開き願います。6款 予備費、1項 予備費、1目 予備費 41万6,000円の減額につきましては、財源調整をするものです。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。6ページをお開き願います。4款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金、1節 現年度分 32万円につきましては、介護給付費の歳出に見合った財源措置としての追加でございます。

続きまして、7ページをお開き願います。5款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金、1節 現年度分 46万4,000円につきましては、同じく介護給付費の歳出に見合った財源措置としての追加となっております。

続きまして、8ページをお開き願います。6款 道支出金、1項 道負担金、1目 介護給付費負担金、1節 現年度分 20万円につきましては、同じく介護給付費の歳出に見合った財源措置としての追加となっております。

続きまして、9ページをお開き願います。7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 介護給付費繰入金、1節 現年度分 20万円につきましては、介護給付費の歳出に見合った財源措置としての追加となっております。同じく4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金、596万円につきましては、職員の退職等に伴う歳出に見合った財源措置として事務費繰入金としての減額となっております。

続きまして、10ページをお開き願います。7款 繰入金、2項 介護サービス事業勘定繰入金、1目 介護サービス事業勘定繰入金、1節 介護サービス事業勘定繰入金 6万6,000円につきましては、介護サービス事業特別会計の歳入歳出の精査により、介護サービス勘定繰入金の追加となっております。

以上、平成24年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いします。

続きまして、議案第17号 平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について、歳出よりご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。1款 総務費、1項 総務管理費、2目 一般管理費、9節 旅費、11節 需用費の減額につきましては、職員の退職に伴い研修の参加ができなかったことによる減額となっております。12節 役務費 3万4,000円の減額につきましては、平成24年度から介護サービス関係事業者で報告、公表のみの事業所につきましては、調査手数料が掛からないことになったことによる減額となっております。13節 委託料 14万4,000円の減額につきましては、委託調査件数の減によるものです。14節 使用料及び賃借料 7,000円の減額につきましては有料駐車場の使用がなかったことによる減額となっております。19節 負担金補助及び交付金 1万2,000円の減額につきましては、職員の退職に伴い研修に出席できなかったことによる減額となっております。28節 繰出金、6万6,000円の追加につきましては、歳入歳出の精査により介護保険事業特別会計への繰出金の追加となっております。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。6ページをお開き願います。1款 サービス収入、1項 介護給付費収入、1目 居宅介護サービス計画収入、1節 居宅介護サービス計画費収入 4万8,000円の追加につきましては、居宅介護サービス計画件数増に伴う追加となっております。

続きまして、7ページをお開き願います。1款 サービス収入、2項 介護予防給付費収入、1目 介護予防サービス計画費収入、1節 介護予防サービス計画費収入、減額 22万2,000円につきましては、介護予防サービス計画件数減によるものの減額となっております。

以上、平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（岩館俊幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○議長（岩館俊幸君） 6番 竹田努さん。

○6番（竹田努君） それでは何点か質疑したいと思います。

一番最後に説明を受けた保健福祉の関係であります。介護保険事業の13ページ、給与、職員手当の減額、これは職員の退職1名によるものというようなことで説明を受けました。これは、この金額からすれば、ほぼ1年分に等しいのかなという気がするのですけれども、いつの時点で退職したのか。それと、その間介護保険事業には支障がなかったのかどうなのか。

それと、もう1点なのですが、課長が説明された11ページの介護保険事業の一般管理費のシステムの借上げの減額ですけれども、説明の中で納入の遅延があつて減額になったと。これについても遅延というか、遅れてもこのシステムの借上げというか、それをしなくても3月まで支障がなかったのかどうなのか、その部分について答弁を願います。

それから、次に水道事業の12ページ。メーター購入の入札減というか執行残の減額をしていますけれども、これは毎年そうなのですが、確かにメーター購入の、例えばメーターの更新でその地域、例えば何戸見込んで何戸購入する予定が何戸になったとか。例えば、価格が大幅に減額になって戸数は予定どおり戸数を購入したけれども、単価減でこれだけ減額になったのかという部分の説明をお願いしたいと思います。

それから、一般会計の28ページ。ここの一般会計の繰り出しは先ほどの介護保険事業と一

緒ですよ、総務課長。そうすれば、そこはいいです。

次、29ページ。福祉施設管理費の賃金の減額ですが、金額は16万5,000円の減額。先ほどの説明の中で出勤日数の減というようなことで説明をいただきましたけれども、はたしてこの施設の勤務体制はどうか。あるいは、雇用契約等がどうなっているのかということをおちょっと説明をしていただきたいと思います。

それから次に、31ページの20節の扶助費ですけれども、子ども手当345万円減額になっていますけれども、こんなに受給者の減だという説明でしたけれども、これは何名見込んで340万円も減になったのか、当初の予算の見込み違いなのかどうかという部分をちょっと確認したいなと思っています。

それから次に39ページ。39ページの委託料と使用料及び賃借料、これは除雪に係わる部分の補正追加でありますけれども、先ほど総務課長の説明の中で委託料については2月3回、3月7回、計10回を見込んだと。そうしますと、除雪の委託料431万円、これを10回で割り返せば1回当たり43万円くらい。こういう金額ではたして間に合うのか、収まるのかと、そういう心配です。使用料及び賃借料についても、重機の借り上げ、運搬で8回と10回見込んであるということなのですから、そうすれば10回を割り返したとしても、1回当たりの排雪に係る費用が80万円くらいで済むのかなと、そういう気がかりな部分があるものですから、その辺についてお答えをお願いします。

それと次に40ページ。都市計画の中で観光交流センター財産購入、あるいは補償、補てんの部分で観光交流センターアクセス道路の整備事業に係わる用地の購入、あるいは移転補償等、これはすべて繰越明許になっている予算ですけれども、これは例えば財産購入だとか補償、補てんの部分は全てではなくても予算執行できる部分も出て来るのかなという気がするものですから、その辺がはたしてどういう動きになっているかという部分を。

それと、補正には計上されていないのですが教育委員会。ページからしますと48ページあたりかなと。これは公民館の講堂の補修費が予算補正も、新年度予算にも予算計上がないのですが、現在講堂の雨漏り、スガ漏りと言いますか、そういう部分は解消されたのかどうか。今後この補修の予算等も補正も計上になっていないものですから、その辺心配で確認の意味でお尋ねします。以上です。

**○議長（岩館俊幸君）** 最初に保健福祉課長。

**○保健福祉課長（中島茂行君）** まず1番目のご質問にお答えしたいと思います。まず、包括支援センターにおりました保健師1名が6月に退職しております。その部分で議員が心配されていたということで、業務に支障がないのかということなのですが、当然、包括には3名体制が2人になったということですが、当然介護グループのほかの職員、推進グループの職員もおりますので、お互いにグループ間の協力を求めながら町民のかたに支障が来さないようにサービス低下につながらないように業務をしておりました。

続きまして、システムの関係なのですが、当然10月のものが3月でどうなのかということですが、当然事業者には責任を取っていただくということで、その中で電話回線によるそういう業務的な部分で協力をいただきながら、支障のない中で業務を2月までやって、3月でシステムの改修をしていまは順調にしているということでございます。

続きまして、地域包括の部分の賃金の部分ですが、そこには当然、月、水、金に掃除のかた1名が行くということと、障がい者の相談員の方が1名、毎日詰めておりますが、やはり今



年、去年、インフルエンザだとか、そういう部分で当然休んだ日数だとかがその部分の賃金に跳ね返っているということなのですが、当然障がい者の相談だとかということの業務も含まれておりますので、そういう部分では当然推進の職員が何かあったら対応するという形で、当然事務のかたに支障がないように対応はしております。以上でございます。

○議長（岩館俊幸君） 建設水道課長。

○建設水道課長（若山忍君） 水道メーター購入の件でございますが、今年度購入した戸数は356個です。ご存知のとおり、水道メーターにつきましては、耐用年数が8年ということで、8年間で地域を割り当てて、8年間で全町で更新していくという方法をとっています。町のほうで、まずメーターを購入し、その後請け負いのほうに付してメーター設置を行っておりますが、当初は参考見積もりをいただきながらメーターの予算をとらせていただいて、そして実際の時にはそれにこの356個のメーター購入に対して入札をかけた結果が今回の減額につながっております。

それから39ページの委託料、使用料、除雪の経費が間に合うかというご心配いただきましてありがとうございます。この件につきましては、2月23日の時点で私どものほうから、その時点の残額が委託料も借上料も残ってはいたのですが、このまま先ほど総務課長が申したような予測の回数はこなせないということで、2月末くらいか3月上旬には予算が切れてしまう恐れがあるものですから、2月24日以降の予定として10回除雪、排雪8回ということで、それで総額を求めまして、今回足りない分を補正お願いしたところです。

○議長（岩館俊幸君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大瀬政廣君） 一般会計の31ページの民生費の扶助費の関係でどのような積算かということなのですが、これは被用者が1,844人から1,598人で246人の減。非被用者が946人から824人で122人の減、中学生が4人ということになっております。ただ、この数字なのですけれども、ひと月単位になっているものですから、1か月1万5,000円で年間18万円で20人弱の移動ということで、細かくするとこのような形になるということで、転出等で少なくなったということでもあります。

○議長（岩館俊幸君） まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長（新井田勝幸君） 一般会計40ページの都市計画整備費の関係の工事請負費、それから公有財産購入費、補償、補てんの関係で、これはすべて国の大型補正の関係で、当初25年に事業実施を予定しておりましたけれども、国の大型補正で24年度補正でございまして、24年度3月に計上して、すべてこれを繰り越して25年の4月以降に事業を実施すると、そういうフレームでございますので、そういう形で4月以降順次事業を実施してまいります。以上でございます。

○議長（岩館俊幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤宏生君） 公民館の講堂のスガ漏りの件なのですけれども、平成24年度で耐震診断が行われました。それで耐震診断の結果が非常に遅くなりまして、まだ耐震補強のあり方がまだ示されておりません。したがって、屋根の工事でも耐震の補強の仕方がどのような内容でなければならないのか、関連がございますので、現在手を着けられない状態です。原課のほうから「まだ詳しい内容が固まっていない」ということですので、いまの見込みでは、工事は平成26年度以降にずれ込むのではないかとというふうな報告を受けております。この間の事業につきましては、ご存知のように冬の積雪、そして氷、非常に水

が漏れておりまして、それをタンクで集めて捨てているような状態でございます。したがって冬期間、氷だとか雪がなくなってしまうまでは、貸館業務にも支障がございます。非常にいま困っている状態でございます。現時点の状況です。

○議長（岩館俊幸君） 6番 竹田努さん。

○6番（竹田努君） いまの公民館の講堂の関係ですけれども、耐震の診断を受けて、補強の仕組みというか、それがまだ示されていないので積算もできない。だけれども、工事は26年以降だというのはいかがなものでしょうか。これは技術的にどうしてもできないのか、やはり年に1度の冬期間開催される行事も決まっておりますよね。公民館、公の施設が雨漏りで使えない、スポーツセンターに移動しなければならないというのは、これはやはり教育委員会ばかりではなくて、町行政含めて、この辺のやはりきちんとした早めにコンサルというのか、そういう設計診断を受けて今年度中にやはり早期に工事を着工して、使用可能な施設にすべきだと、こういうふうに考えます。この辺については、いろんな予算絡み等の中での、やはり最後は町長の判断も得なければならない部分も出て来るのかなというふうに思っていますので、その辺重々内部協議含めてこの辺を早期解決するように努力してください。

○議長（岩館俊幸君） ほかに、ございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番（又地信也君） 奨学資金の条例改正についてちょっとお伺いいたします。

まず1つ目は、償還見込額とありますね。これは100%みているのか。100%償還、その年に返してもらえる、いままで貸した分の奨学資金ありますでしょうか。それを100%返してもらえると償還見込額ですか、これは。まず、それを聞いておきます。

○議長（岩館俊幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤宏生君） 資料にもございますように償還見込の率ですが、現年度償還予定というものを作ります。そしてそのとおり払っていくわけですけれども、まれに滞る場合がございます。そうした率からいって98%近く、現年度は返されているというデータで計算してございます。それから返してもらえないものもございます。それは、過年度分が一度滞ってしまいますと、非常にそれがどんどん貯まりまして、過年度分の償還が大変悪うございます。14%で計算してございます。第2案ですが、それがこれらを加味した償還見込額の試算でございます。

○議長（岩館俊幸君） 2番 又地信也さん。

○2番（又地信也君） 現金の保有額と貸付総額、これが基金総額で1億1,430万8千くらい、これは現在。それはそれとしても、今度はこれは財政のほうなのですから、この中から8,000万円にするわけですよね。1億5,000万円を8,000万円にするのです、今度。実際には、総額的には基金総額は1億1,430万円よりないので、1億5,000万円より減ったと。そうですね。それで8,000万円にするのだと。ただし、8,000万円との差額、3千400いくらは、財調に入れる。これは教育委員会のほうです。それは手法として良いです。だけれども、そもそもは、奨学資金というものは、ずっと昔の先輩方の時代から一生懸命貯めて来たのです、これは。にもかかわらず、例えば、高校生が何人とか、だんだん少子高齢化になって子どもたちが少なくなってきたと。だから借りる人が少なくなってきたからという説明のようだけれども、私はこのお金はこのまま財調に入れないでこのまま奨学資金の資金としてとっておくべきです。私はそう思うのです。条例は1億5,000万円です。だけれどもだんだん少なくなっ

てきたから8,000万円にするのだと。なぜ8,000万円にするのですか。例えば基金総額が1億1,430万なにがしであれば、これを全部すればいいでしょう。子どもの将来のために。子どもたちの将来のために。そうしたら、いま財調に3,400万円、もう既に入れるということになっているのですけれども。もし増えたらどうするのですか。財調から持って来て、基金総額を上乗せできるのですか。先輩方が一生懸命努力して子どもたちのためにといって積み立てて来たお金をいま、一時財調に入れると。これは厳しいからですか、町の財政が。そうでないでしょう。なぜ、奨学資金を財調に入れるのですか。奨学資金だからこのままにしておいたほうがいいのではないですか。教育長、どうですか考え方は。ちょっと聞きたいです。

○議長（岩館俊幸君） 教育長。

○教育長（野村広章君） このたびの奨学資金の基金額を減額するというようなことでございますけれども、これについては、まず1点目は木古内町における奨学資金の貸付状況を見ますと、このところ数年間申請者が減っているという状況。それから町財政の健全化計画に基づいた財政運営に努めているところでございますので、この適正な基金の額、これを勘案して、このたび条例改正をするというように提案しているところでございます。現在のところ、減っているというのは、貸し付けを申請する家庭が減っているということは、平成22年に高等学校の授業料無料化法が施行された、そして私立高等学校への助成ということもありまして、かなり減って来ているということと、通勤、通学の助成制度が充実して来ているというようにのではないのかなと思います。木古内高等学校が平成22年募集停止に伴って、町外の高等学校に通学するというような部分については、道が5年間補助するというようなことになっておりますし、町単独で指定校ということで知内高等学校、福島商業高校を指定して、そこに通う子どもの通学費の助成をしているというようにございまして、そういうような理由がありまして、子どもの数も、この申請の数も減っているのではないかなと考えているところであります。そういうような推移の中で、子どもの生徒数も絶対数が減少しているということもありますし、適正な額、これがどのあたりかというような部分は難しいところでございますけれども、こういうような推移表を今後の見込みということで資料を付けさせていただきました。又地議員が過去のいろいろの特殊化？の積み立てに対する気持ちという部分についてお話されておまして、私もそのあたりは聞いております。そういうような部分については、非常に貸し付けて、そしてそういうような願いを貸付者に伝えながら、また償還してサイクルの中でこれを運用して来ているところでございますけれども、現在の状況を見ますと、8,000万円で運用していけないかというような考えの基に、奨学資金の貸付審議会に諮りまして、委員のご意見もいただいた上、今回条例の改正を提案しているというように状況でございます。

○議長（岩館俊幸君） 総務課長。

○総務課長（大野泰君） ただいま教育長のほうからも答弁がございましたけれども、奨学資金を借りて償還したことによって、それが次の代の借入金額になっていくということでは必要な奨学金制度だというふうには思っております。これは、資料をいま持って来ていないので記憶なのですが、確か4年前の監査所見だったと思います。決算監査の際に奨学金の滞納といいますが、償還が悪い中で奨学金制度で借りている生徒の数、子どもさんの数、そういったものが減って来ている中で、このままの運用でいいのかというような監査所見でした。それは、1億5,000万円の基金額を再考するように、検討するようにというような監査所見で

ございましたので、教育委員会のほうではこれを受けて検討することとしておりました。

また、木古内町の奨学金制度とは違うのですが、日本学生支援機構のほうでは23年の4月から償還をするのに当たって、学校を卒業してすぐの方々というのは年間収入が低いですから、300万以下の年収のかたについては、年間の返還額を半分にしてもいいですよと、このような改正が行われています。それで、その分は償還期間が延びるのですけれども、そうすると、木古内町の制度よりもそちらの制度を利用したほうが、利用者にとっては有効なのかなということもありまして、昨年、教育委員会のほうで検討をしていただいて、決定をしていただいたと。そして、安定運営のためにはきょうお示ししましたように、8,000万円あれば安定運営ができていきますということですので、これは一般会計から基金会計は積み立てをしたものでありますので、一般会計のほうに戻しいただくという手続きになります。

以上です。

○議長（岩館俊幸君） 2番 又地信也さん。

○2番（又地信也君） それは4年前に監査委員からの所見があったと。それはいろいろ例えば貸す時の反省だとか、と言うのは、例えば奨学資金だけではないのですけれども、ちょっと違うほうにも触れるけれども、例えば使用料にしても住宅等にしても、例えば保証人の関係の追跡だとかはしていないのです。また、それを例えば追跡しなさいと言うのは無理かもわかりません。と言うことは、例えば保証人が死亡したとしても誰もわからないのですよ。奨学資金の場合もそうだし、あるいは住宅に入る時の保証人、これらに関して、例えば保証人が死んだとしてもどこの課で整理していますか。誰もやっていないでしょう。そして、例えば使用料にしても、仮に奨学資金にしても返してもらえない。あるいは使用料も返してもらえない。そして、これだけ不納欠損になるだとか、不納欠損になる前にいろいろ決算の時も出て来る。これは、我がほうにも責任があるのではないのかなと私は思うのです。例えば貸す時に、あるいは住んでもらう時、保証人をつけました。「ああ、いいね、保証人がおりますよ」と。だけれども、この保証人が例えば死んだと。だけれども、役場のほうでは誰々の保証人は死んでいなくなったと。この人は保証人なしになったのだと、誰も調査をしていないでしょう。これは奨学資金だって同じです。そうすると原資がだんだん返していただけないということで、原資がだんだん少なくなっていく。これはずっと長いこと、奨学資金制度と何とか町でもと、一生懸命貯金しながら積み立てながら1億5,000万円の条例を作ったと。そしていま、いろいろ教育長からも言われたけれども、私はこれからある意味では増えるのではないのかと。木古内高校がなくなった。あるいは、町立知内高校に行く。もう定員割れだから。みんな函館のほうに行っていますよ。そうすると、そのあとのことを考えれば、今後増えていくのではないのかなと。教育委員会では減っていくだろうという考えでしょう。そういうところから考えたら、私は1億5,000万円から8,000万円にするのではなく、いま総額で1億1千いくらかしかないのですから、1億1,000万円にしておけばいいのではないですか。そして、3,400万円はいままで積み立ててきたというけれども、それは町民が一生懸命子どもたちの将来を考えて、そして税金を納めた中から積み立てしてきたのです。それを、3,400万円が5千幾らのうちの財調の中に入っています。何の話ですか。総務課長、一回財調に入っていたら、これは教育委員会と連携です。財調に入れて、もし奨学資金の原資が足りなくなってきたら、また戻してやれますか。その保証はないでしょう。その時々によって、財調だって動いていくのですから。そうしたら、その時期が財政調整基金が少なくなってきた

時にぶつかった時は、入れてやれないですよ。それよりも、だまって1億1,000万円なら1億1,000万円だけの条例改正だけの条例改正にしておけばいいのではないですか。どうですか、その辺。これは私は町長にも伺いたい。

○議長（岩館俊幸君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 私はこの事務作業につきましては、監査委員の所見ということを中心として進めたわけございまして、現在、又地議員におかれましては、監査委員というお立場になっておりますが、その当時の監査委員でなかったとは言え、監査委員会のひとつの流れの中でもう一度ご判断いただけないかと思っております。

○議長（岩館俊幸君） 2番 又地信也さん。

○2番（又地信也君） ことしの監査委員の所見、これは口頭かもわからないけれども言っていると。代表監査委員に聞いてください。それは、保証人の関係等々は浪々と話してあります。私よりも代表監査委員にあれしてもらってもいいですよ。それは結局、例えば滞納が、滞納繰越がどうのとか、そして最後になれば不納欠損がどうのとかという問題をいろいろ調査した中で、私のいまの話ですから。私が例えば当時は監査委員をやっていたと。だからということではないのです。私は考え方とすれば、財調に入れないで、私は財調に入れるべきでないと思います。1億1,000万円は1億1,000万円の部分だけの条例改正をすればいいだろうということを言っているのです、おかしいですか。だってみんな教育委員会にしても、町長にしても、執行方針の中で町は国の宝ですとか、子どもの未来をとかと、こう言っているのです。そうしたら何を残しておいてやれるのかと。そうしたらいままで町民みんな「よし、良いことだ」ということで積み立てして、1億5,000万円の条例を作ったと。それがその1億5,000万円から減ってきたと。現在は1億1,300幾らだと。そうしたら、そこで止めておけばいいのではないですか。そして、それよりもまだ下がったと。そうしたらまた条例改正をしていけばいいのです。世間を見ながら。私は今回、一気に8,000万円に落とすと。そして、財調に3,400万円持っていくと。今回の、先ほど言っていましたけれども、5,000幾らの中には、それが入っている、教育からの奨学資金の。そうしたら町長がいままで言っていた、例えば2億8,000万円から6億になるという12月に出して来た財政のあれがありましたよね。だけれども、何なのだと。私は大変だから平成24年度決算で財調に持っていく積み立てするお金がだんだん少なくなってきたから、こういう方法をとったのではないのかなと、そんなふうにも私は感じられるのです。そんな中で、今度、明日出て来る町長の給料のどうのこうのとか、特別職の、何かわけがわからないなと思って、そう思っているのです。それは、それとしても。教育長、どうなのですか。その辺、もう話をしてしまっているのですか。だからだと思うのですけれども。

○議長（岩館俊幸君） 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後5時38分  
再開 午後5時50分

○議長（岩館俊幸君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

2番 又地信也さん。

○2番（又地信也君） 平成22年に監査委員からの所見が出ていたと。私も確認しました。

私は別に逃げるわけではないです。「私が監査委員をやっていなかった時です。」とは、私は言いません。ただ確認したいのは、奨学資金の原資が足りなくなったという時は、町長、一般会計のほうからポンと入れてはいただけますね。その答弁だけを伺っておきます。

○議長（岩館俊幸君） 町長。

○町長（大森伊佐緒君） 奨学資金の運用に当たりまして、大変ご心配をいただきましてありがとうございます。この度の条例提案の中で、万が一将来にわたって、奨学資金に不足が出る場合には、当基金から奨学資金のほうへ投入するというをお約束して、ぜひご理解をいただきたいと考えております。

○議長（岩館俊幸君） 4番 吉田裕幸さん。

○4番（吉田裕幸君） 4番 吉田です。

だいぶ時間も経過していますので簡単にいきます。

町道双葉線の改良工事の件が出ていましたけれども、担当課にお聞きをします。ここにつきましては、JA新はこだての木古内支店が新築されて以降、あそこの駐車場から逆走して来る車が多いと。昨日、町民のかたからかなり苦情がきました。それで、これは一刻を要するので、確かに出口のほうには進入禁止の看板が立っているのですけれども、JAのほうから出た場合は、何の標識もないと。それで高齢者、もしくは、そして木古内町外から来るお客さんもいるのですが、ほとんど中野木古内停車場線、警察通ですね。あちらに出て行く人が多いと、その件でこの対策をちょっと早めにとっていただきたいということが1点です。

もう1点、教育委員会のほうですが、ALTの50万8,000円の減額補正をされています。これにつきまして、教育長の執行方針の中にもALTの重要性を訴えているのですけれども、この減額補正に至った金額について、もう一度確認をしていただきたいと思えます。そして、このALT、大変重要ですので、且つ安定的に常にALTがここにいてもらえるような状態をどう構築するかという、その2点についてお伺いをいたします。

○議長（岩館俊幸君） 建設水道課長。

○建設水道課長（若山忍君） ご質問の双葉線の一方通行の関係かと思えます。元々、双葉線につきましては、バス路線になった時点でバスの路線として幅員等の関係もあり、一方通行になっております。その当時農協さんは、警察通から出入りしていたので、その時点では支障なかったかというふうに記憶しています。今回、農協さんが新築されまして、双葉線から出入りすることになった時に、お客さんが右折する可能性がある。左折させるための方策ということで、ちょっと相談も農協さんから受けた中で、まず道路上に一方通行の矢印の標識なのですけれども、あれは道路交通法の関係ですので、道路管理者側は作れないことになっています。もし作るとすれば、公安委員会のほうに一方通行なり進入禁止が付くのですけれども、その辺も併せて警察等に相談したところ、普通そういう案件がある場合は、建て主さんが、自分たちの敷地内にそういう案内を付けるのが普通のパターンだということで、私のほうからは農協さんにそういうふうに申し伝えましたが、更にその辺を相談して良い方法を見つけられればと思えます。

○議長（岩館俊幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤宏生君） いまの吉田議員のALTの関係ですね。減額補正されているのは、ALT等賃金になっております。この中身は、ALTの超過勤務の賃金もありますし、あと通訳の賃金、それから農地のほうのスクールバスの運転員の賃金等を合算したもの

ですので、ご説明いたしました。それから、今後ともALTの配置につきましては、従前通り続けてまいります。

○議長（岩館俊幸君） 4番 吉田裕幸さん。

○4番（吉田裕幸君） いま、双葉線の件につきましては、課長から答弁をもらいましたので、ある程度理解はするのですけれども、これはJAさんのほうと連絡をとっていま改良しますよね。その方向の時にしばらくまだ一方通行が続くと思うのですよ。その対策をきちんと任せておくばかりでなくて、町のほうもきちんとその辺を連絡を密にして設置していただきたいなと要望しておきますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩館俊幸君） ほかに、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

最初に、議案第36号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第36号 奨学資金貸付運用基金条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第10号 平成24年度木古内町一般会計補正予算(第11号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することにいたしました。

次に、議案第11号について討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 平成24年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました  
次に、議案第12号について討論を行います。  
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第12号 平成24年度木古内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第13号について討論を行います。  
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第13号 平成24年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第14号について討論を行います。  
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第14号 平成24年度木古内町水道事業会計補正予算(第5号)については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第16号について討論を行います。  
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第16号 平成24年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）



○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第17号について討論を行います。  
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第17号 「平成24年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第18号について討論を行います。  
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第18号 平成24年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

## 延 会 の 宣 告

○議長（岩館俊幸君） お諮りいたします。  
本日の会議は、これで延会したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認めます。  
したがって、本日はこれで延会することに決定をいたしました。  
本日は、これで延会いたします。  
なお、明日の本会議は午前10時から開会いたしますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。  
本日は、どうもご苦勞様でございました。

（ 午後5時59分 延会 ）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年3月7日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 新井田 昭 男

署 名 議 員 東 出 洋 一

## 平成25年3月8日（金）第2号

- 開会日時 平成25年3月8日（金曜日）午前10時03分
- 休会日時 平成25年3月8日（金曜日）午前11時03分

---

### ・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田努	
2番	又地信也	7番	笠井敬吾	
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男	
4番	吉田裕幸	副議長	9番	東出洋一
5番	平野武志	議長	10番	岩館俊幸

---

### ・欠席議員 なし

---

### ・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
総務課長	大野泰
町民税務課長	大瀬政廣
会計管理者	大瀬政廣
保健福祉課長	中島茂行
まちづくり新幹線課長	新井田勝幸
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	中尾敦
産業経済課長	木村春樹
建設水道課長	若山忍
国保病院事務長	地本隆利
介護老健施設長	鈴木俊顕
介護老健事務長	大坂喜久雄
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤宏生
給食センター長	佐藤宏生
農業委員会事務局長	木村春樹
代表監査委員	森井俊郎

---

### ・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子
書記	吉川直穂美

平成25年第1回木古内町議会定例会議事日程

第2号 平成25年3月8日(金)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3	議案 第15号	平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
4	議案 第23号	木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について
5	議案 第27号	木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
6	議案 第38号	渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
7	議案 第39号	町道路線の認定について
8	議案 第40号	町道路線の変更について
9	議案 第19号	木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
10	議案 第20号	木古内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
11	議案 第21号	指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例制定について
12	議案 第22号	木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
13	議案 第24号	木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について
14	議案 第25号	木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について
15	議案 第26号	木古内町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
16	議案 第28号	木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
17	議案 第29号	手数料条例の一部を改正する条例制定について

18	議案 第30号	木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
19	議案 第31号	木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
20	議案 第32号	木古内町水道事業条例の一部を改正する条例制定について
21	議案 第33号	木古内町下水道条例の一部を改正する条例制定について
22	議案 第34号	木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例制定について
23	議案 第35号	木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
24	議案 第37号	木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定について
25	議案 第41号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
26	議案 第42号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
27	議案 第43号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
28	議案 第44号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
29	議案 第45号	教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
30	議案 第46号	佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
31	議案 第1号	平成25年度木古内町一般会計予算
32	議案 第2号	平成25年度木古内町国民健康保険特別会計予算
33	議案 第3号	平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算
34	議案 第4号	平成25年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算
35	議案 第5号	平成25年度木古内町水道事業会計予算
36	議案 第6号	平成25年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算
37	議案 第7号	平成25年度木古内町介護保険事業特別会計予算
38	議案 第8号	平成25年度木古内町介護サービス事業特別会計予算
39	議案 第9号	平成25年度木古内町下水道事業特別会計予算
追加 第1		予算等審査特別委員会の設置について

平成25年 3月 8日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

木古内町議会 議会運営委員会  
委員長 吉 田 裕 幸

議会運営委員会報告書

議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記

1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
25. 3. 8	吉田、平野 又地、竹田 新井田	なし	なし	山 本 近 藤

2. 平成25年第1回木古内町議会定例会の追加議案について

- (1) 佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

議案第46号については、今定例会の付議案件として追加することとする。

( 午前 10時03分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(岩館俊幸君) 定刻になりましたので、3月7日に引き続き、会議を開会いたします。  
ただいまの出席議員は10名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配布のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
1番 福嶋克彦さん、2番 又地信也さん、以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

- 議長(岩館俊幸君) 日程第2 会運営委員会報告。  
議会運営に関する件についての報告を求めます。  
議会運営委員会 委員長 4番 吉田裕幸さん。
- 4番(吉田裕幸君) 平成25年3月8日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。  
木古内町議会 議会運営委員会 委員長 吉田裕幸。  
議会運営委員会報告書。  
議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。  
記 1. 会議開催状況。会議開催状況につきましては、下記のとおりでありますので省略をさせていただきます。  
2. 平成25年第1回木古内町議会定例会追加議案について。  
(1)佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第46号については、今定例会の付議案件として追加することとします。  
よろしくご審議のほど、お願いいたします。
- 議長(岩館俊幸君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。  
質疑ございませんか。  
7番 笠井敬吾さん。
- 7番(笠井敬吾君) 7番 笠井です。  
毎度毎度、いまでも説明資料など、定例会の追加議案など、いくら出たのですか今回は。  
議運でも行政側に何も話をしていないのです。ただ、「はい」と引き受けているだけです

か。委員長、その辺の説明を頼みます。

○議長（岩館俊幸君） 4番 吉田裕幸さん。

○4番（吉田裕幸君） 4番 吉田です。

笠井議員のおっしゃるとおりであります。しかしながら、今回の議案46号につきましては、確かに行政側の不手際も指摘されますが、何とぞこの件については必要と思われるので、ご理解のほど、よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（岩館俊幸君） 7番 笠井敬吾さん。

○7番（笠井敬吾君） ただ引き受けるだけではなく、行政側に対してある程度の注文はしないのですか。

○議長（岩館俊幸君） 町長、いまの件について答弁をお願いします。

○町長（大森伊佐緒君） 本定例会におきまして、笠井議員のお尋ねのとおり、数々の小さいミスとは言え、ミスが多く発生しておりまして、この度の議案第46号の追加につきましても、その一つということで深く反省をしているところでございます。早朝より、議会運営委員の皆様方にお手を煩わせたことに、深く感謝を申し上げますとともに、ぜひこの議案追加につきましても、皆様方のご理解をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げたいと思います。また、事務的なミスが今後起きないように、最新の注意を払い、事務の進め方につきましても、しっかりと指導してまいります。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩館俊幸君） ほかにございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番（又地信也君） 私も議運のメンバーなのですが、議運の委員長のほうから先ほど議運を開いたときに、お願いを委員長のほうにしておいたのですけれども、委員長のほうからその部分の報告がなかったので、改めてお願いしておきます。

追加議案の件なのですが、従来、教育委員会の所管ではなかったという中で、従来、農村公園の整備等に関してのスタッフ等がいたわけですよ。今回、教育委員会に移ることなので、議案審査の際に、どういう形で今度農村公園を管理していくのかという部分の系統図みたいなものがあれば、従来あったわけですよ。そういうものを出していただきたい。それと、例えば教育委員会に移して、そしてパークゴルフ場の採算といいますか、従来シーズン券等、利用者からいただいていたもので、たぶん平成24年度をみますとずいぶんシーズン件の売れ行き等も落ちているという中で、これは教育委員会に移した時点で、もし採算が取れないような事態が発生するように私は感じているのです。そういう場合はどうなるのかという心配もありますので、その辺も考えた中で農村公園に関する条例改正の提案を審議する時に、その辺も併せた中で説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（岩館俊幸君） 4番 吉田裕幸さん。

○4番（吉田裕幸君） 4番 吉田です。

又地議員のほうからの指摘ですが、議会運営委員会の中では、又地議員がおっしゃられたいまの件につきましては、議会事務局を通して行政のほうから資料を求めるということで僕は認識をしていましたので、この部分についてはここでは差し控えましたので、その辺をよろしくお願いいたします。

○議長（岩館俊幸君） ほかにございませんか。



(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

### 議案第15号 平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第3 議案第15号 平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

ただいまは、議案第46号の追加につきまして、議員各位のご理解をいただきましたことに厚く感謝を申し上げます。今後につきまして、十分な注意を払い、事務の取り扱いを進めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程になりました議案第15号 平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1 ページをお開き願います。収益的収入及び支出の予定額におきまして、事業費用に1,438万2,000円を追加し、その総額を4億2,985万3,000円とするものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することの出来ない経費につきましては、給与費を2億4,858万6,000円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、老人保健施設事務長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 介護老健事務長。

○介護老健事務長(大坂喜久雄君) 議案第15号 平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。補正内容につきましては、木古内町功労金規定廃止に伴い、臨時職員の功労金の追加でございます。

4ページをお開き願います。1款 施設運営事業費用、1項 事業費用、1目 給与費、節退職給与金 1,438万2,000円の追加をお願いいたします。追加理由は、臨時職員25名分の退職功労金でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号 平成24年度木古内町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

### 議案第23号 木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 議案第23号 木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました議案第23号 木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、1年以内に施行するとしております。この法律の中で、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された時は、直ちに市町村対策本部を設置し、設置された市町村対策本部に関する必要事項を条例で定めなければならないということになっておりますことから、法律の施行前に定めるものでございます。附則といたしまして、この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するとしております。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(中島茂行君) ただいま上程になりました議案第23号 木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例制定についてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき制定をするものです。条例第1条、目的につきましては、法第37条及び法26条により新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザなどの発生時において、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として、木古内町新型インフルエンザ等対策本部に関して、必要な事項を定めるものです。

2条、組織につきましては、対策本部長、副本部長、本部員などの組織構成員の任命などをする中で、対策本部の設置をし、対策本部長を中心に感染拡大の防止、医療などの提供確保、町民生活の安全確保を努めるものです。

第3条、会議につきましては、対策本部運営に関することで、新型インフルエンザ等の緊急対応措置に関する総合調整を行うものです。

第4条、雑則につきましては、新型インフルエンザなどの対策の総合的な推進に事務などを行う上で、本条例に定めるもののほか、必要な事項を本部長が定め、町民の安全確保を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例ですけれども、これはこれとして、本部長以下、副部長、あるいは本部員、これの組織図等に関しては、いつ出てくるのですか。

○議長(岩館俊幸君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(中島茂行君) 予算委員会の時点で、資料を提出したいと考えております。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第23号 木古内町新型インフルエンザ等対策本部条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

## 議案第27号 木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第5 議案第27号 木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第27号 木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の新旧対照表につきましては、議案説明資料、資料番号1、24ページに添付しております。ご参照をいただきたいと思います。

改正内容につきましては、平成24年6月27日、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための、国有林野の管理運営に関する法律の一部を改正する等の法律が公布され、一部を除き平成25年4月1日から施行されます。このことにより、これまで国有林野事業特別において、企業的に運営してきた国有林野事業が、一般会計において実施することになります。

当町の例規において、国有林野事業が国営企業でなくなることに伴う語句の整理が必要となります。国営企業、国の経営する企業は、国有林野事業のみでありますことから、第16条の1号、第6項のオ、「国又は」を削除し、同時に文言の整理を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するとしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（岩館俊幸君） それでは提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第27号 木古内町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

### 議案第38号 渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について

○議長（岩館俊幸君） 日程第6 議案第38号 渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） ただいま上程になりました議案第38号 渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本規約の新旧対照表につきましては、議案説明資料、資料番号1の66ページに添付しておりますのでご参照を願います。

改正内容につきましては、第1条では、引用しております法律名の改正が行われたことによる改正でございます。第2条で、障害程度区分を障害支援区分に改正するものでございます。附則といたしまして、この規約中、第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行するとしております。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（岩館俊幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 竹田努さん。

○6番（竹田努君） 1点だけ確認したいと思います。

これは法律の改正に伴う文言の変更だけならよいのですが、障害程度区分から障害支援区分に変わっているのですけれども、これは従前の障害の区分の振り分けが変わるのかな

のか。本人にとって従前受けていたサービスが受けられなくなるだとか、そういう支障がないのかという部分がちょっと心配なものですから、その辺についてわかる範囲内で説明をお願いします。

○議長（岩館俊幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中島茂行君） 竹田議員が心配されているように、いままで一次判定と二次判定ということで、一次判定につきましてはコンピュータ判定。その後、審査員のかたが判定して基準を決めていたのですが、やはりコンピュータと審査の先生方との差が出ているということで、是正が必要だということでそういう形で障がい者の多様な特性、他の心身に応じた標準的な支援の度合いを総合的にということで、障がい者程度区分を障害支援区分という形にして、障がい者のかたの不利にならないようにということで改正になっております。

○議長（岩館俊幸君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第38号 渡島西部地域障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

### 議案第39号 町道路線の認定について

○議長（岩館俊幸君） 日程第7 議案第39号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） ただいま上程になりました議案第39号 町道路線の認定について、提案理由の説明を申し上げます。この町道路線の認定につきましては、議案説明資料、資料番号1、67ページに位置図を添付しておりますのでご参照願います。

本件は、道路法、昭和27年法律第180号第8条第2項の規定により、次の路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求めるものでございます。

一つは路線番号148、路線名は木古内3線、起点地番は字本町333番地の7、終点地番は字本町521番地の4、延長260mでございます。

二つ目は、路線番号149、路線名は木古内停車場3線、起点地番は字木古内206番地の3、終点地番は字木古内199番地の3、延長120mでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（岩館俊幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

○議長（岩館俊幸君） 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第39号 町道路線の認定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 議案第40号 町道路線の変更について

○議長（岩館俊幸君） 日程第8 議案第40号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） ただいま上程になりました議案第40号 町道路線の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

この町道路線の変更につきましては、議案説明資料、資料番号1の67ページに位置図を添付しておりますので、ご参照を願います。

本件は、道路法、昭和27年法律第180号第10条第3項の規定により、次の路線を変更することについて、議決を求めるものでございます。認定路線番号74、路線名 双葉線、旧起点 字本町328番地の4、旧終点 字本町545、延長85.35mでございます。新起点は、字本町328番地の4、新終点は字木古内190番地の5、延長110mでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（岩館俊幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

6番 竹田努さん。

○6番（竹田努君） 双葉線の延長になる部分はわかるのですが、これは終点が字木古内、地番が本町ではないのかなという部分と、この従前の双葉線の延長からそれ以降の15mについては、ここは西側の駐車場一帯になるというふうな理解もしていたのですが、ここは道路として低縁石というかそういうものを敷設して「ここから道路ですよ、これ以降駅寄り駐車場だ」と、こういう区分になるのかどうか。

○議長（岩館俊幸君） 建設水道課長。

○建設水道課長（若山忍君） 地番の確認ですが、新しくなる終点の付近の辺りに実線と1点鎖線の辺りが見えるかと思いますが、ここが字界が入ってしまっていて、道路については起点、終点とも地先の左手を見るということで、終点部の左手が字木古内になるということで、ご理解いただきたいと思います。それと、西側駐車場と整備は一帯的に整備しますが、縁石といま決めているわけではございませんが、白線等で道路と駐車場の位置分けは考えております。

○議長（岩館俊幸君） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 質疑がないようなので、質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
採決を行います。  
お諮りいたします。

議案第40号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

#### 一括議題 予算・関連議案、地域主権改革一括法関連議案

議案第19号～議案第22号、議案第24号～議案第26号、議案第28号～議案第35号  
議案第37号、議案第41号～議案第46号、  
議案第1号～議案第9号(平成25年度各会計予算)

○議長（岩館俊幸君） 一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。  
議会事務局長。

○議会事務局長（山本哲君） それでは朗読いたします。

日程第9 議案第19号 木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、日程第10 議案第20号 木古内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について、日程第11 議案第21号 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例制定について、日程第12 議案第22号 木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について、日程第13 議案第24号 木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について、日程第14 議案第25号 木古内町高

齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について、日程第15 議案第26号 木古内町監査委員条例の一部を改正する条例制定について、日程第16 議案第28号 木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定について、日程第17 議案第29号 手数料条例の一部を改正する条例制定について、日程第18 議案第30号 木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第19 議案第31号 木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、日程第20 議案第32号 木古内町水道事業条例の一部を改正する条例制定について、日程第21 議案第33号 木古内町下水道条例の一部を改正する条例制定について、日程第22 議案第34号 木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例制定について、日程第23 議案第35号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第24 議案第37号 木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定について、日程第25 議案第41号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第26 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第27 議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第28 議案第44号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第29 議案第45号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第30 議案第46号 佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第31 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計予算、日程第32 議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計予算、日程第33 議案第3号 平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算、日程第34 議案第4号 平成25年度 木古内町国民健康保険病院事業会計予算、日程第35 議案第5号 平成25年度木古内町水道事業会計予算、日程第36 議案第6号 平成25年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算、日程第37 議案第7号 平成25年度木古内町介護保険事業特別会計予算、日程第38 議案第8号 平成25年度木古内町介護サービス事業特別会計予算、日程第39 議案第9号 平成25年度 木古内町下水道事業特別会計予算、以上です。

○議長（岩館俊幸君） 日程第9 議案第19号ほか30件の平成25年度各会計予算及び関連議案並びに地域主権改革一括法に関する議案については一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大森伊佐緒君） ただいま上程になりました議案第1号から議案第9号、議案第19号から議案第22号、議案第24号から議案第26号、議案第28号から議案第35号、議案第37号、議案第41号から議案第46号につきましては、議案名を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第19号 木古内町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第20号 木古内町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営、並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について、議案第21号 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例制定について、議案第22号 木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例



制定について、議案第24号 木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について、議案第25号 木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について、議案第26号 木古内町監査委員条例の一部を改正する条例制定について、議案第28号 木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定について、議案第29号 手数料条例の一部を改正する条例制定について、議案第30号 木古内町公営住宅の設置、及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第31号 木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、議案第32号 木古内町水道事業条例の一部を改正する条例制定について、議案第33号 木古内町下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第34号 木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第35号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第37号 木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定について、議案第41号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第44号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第45号 教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第46号 佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第1号 平成25年度木古内町一般会計予算、議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号 平成25年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算、議案第5号 平成25年度木古内町水道事業会計予算、議案第6号 平成25年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算、議案第7号 平成25年度木古内町介護保険事業特別会計予算、議案第8号 平成25年度木古内町介護サービス事業特別会計予算、議案第9号 平成25年度木古内町下水道事業特別会計予算、以上一括してご提案申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岩館俊幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、その審査の方法についてお諮りいたします。

（「議長」と挙手あり）

○議長（岩館俊幸君） 5番 平野武志さん。

○5番（平野武志君） 動議を提出いたします。

5番 平野武志です。

ご提案申し上げます。平成25年度各会計予算、またそれに関連する議案に関しましては、例年、特別委員会を設置しておりますが、今回も議長を除きます全議員による予算等審査特別委員会を設置することを提案申し上げます。

○議長（岩館俊幸君） ただいま、5番 平野武志さんより予算等審査特別委員会設置の動議が出されました。

賛成者の起立を求めます。

（「全員起立」）

○議長（岩館俊幸君） 全員起立であります。動議は成立をいたしました。

議事日程の追加は、会議規則第22条の規定により議会に諮ってこれを決めることになっておりますので、直ちに議事日程の追加についてを議題といたします。

お諮りいたします。

予算等審査特別委員会の設置について、議事日程に追加することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

**○議長(岩館俊幸君)** 異議ないものと認め、今定例会の日程に「追加日程第1 予算等審査特別委員会の設置について」を追加することに決定をいたしました。

### 追加日程第1

#### 予算等審査特別委員会の設置について

**○議長(岩館俊幸君)** 引き続き、追加日程第1 予算等審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

予算等審査特別委員会の設置については、ただいま動議が成立をし、議事日程の追加が議決されましたので、質疑、討論を省略し採決を行います。

お諮りいたします。

予算等審査特別委員会を設置することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 異議ないものと認め、予算等審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

次に、予算等審査特別委員会の名称、目的、構成、期間等についてお諮りをいたします。

提案者より、名称、構成、目的等についての提案を求めます。

5番 平野 武志さん。

**○5番(平野武志君)** 5番 平野武志です。

名称は、平成25年度予算等審査特別委員会。

構成は、議長を除きます全議員による委員会。

目的は、平成25年度予算及び関連する議案の審議。

期間は、本日から3月14日まで。

以上、ご提案いたしますのでご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** お諮りいたします。

ただいま、5番 平野武志さんよりご提案がありました。審査の方法について、名称は平成25年度予算等審査特別委員会、構成は、議長を除く全議員による委員会、期間は、本日から3月14日までという提案ですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、正副委員長が選出されるまで、暫時休憩をいたします。

**休憩** 午前10時53分

**再開** 午前11時02分

**○議長(岩館俊幸君)** それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、平成25年度予算等審査特別委員会におかれまして委員長及び副委員長の互選が行われまして、その結果を報告したいと思います。

委員長には東出洋一議員、副委員長に福嶋克彦議員でございます。以上のとおり互選された旨の報告がありましたので、よろしくお願いを申し上げます。

## 休 会 の 宣 告

○議長（岩館俊幸君） お諮りいたします。

ただいま設置されました、平成25年度予算等審査特別委員会の審議が終了するまで、本会議を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（岩館俊幸君） 異議ないものと認めます。

よって、平成25年度予算等審査特別委員会の審議が終了するまで、本会議を休会とすることに決定をいたしました。

大変どうも、ご苦労様でございました。

（ 午前11時03分 休会 ）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年3月8日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 福 嶋 克 彦

署 名 議 員 又 地 信 也

## 平成25年3月14日（木）第3号

- 開会日時 平成25年3月14日（金曜日）午後 4時13分  
○ 閉会日時 平成25年3月14日（金曜日）午後 4時43分
- 

・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田努
2番	又地信也	7番	笠井敬吾
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男
4番	吉田裕幸	副議長	9番 東出洋一
5番	平野武志	議長	10番 岩館俊幸

---

・欠席議員 なし

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
総務課長	大野泰
町民税務課長	大瀬政廣
会計管理者	大瀬政廣
保健福祉課長	中島茂行
まちづくり新幹線課長	新井田勝幸
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	中尾敦
産業経済課長	木村春樹
建設水道課長	若山忍
国保病院事務長	地本隆利
介護老健事務長	大坂喜久雄
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤宏生
給食センター長	佐藤宏生
農業委員会事務局長	木村春樹
代表監査委員	森井俊郎

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子
書記	吉川直穂美

平成25年第1回木古内町議会定例会議事日程

第3号 平成25年3月14日(木)

午後4時10分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議長諸報告
3		議会運営委員会報告
4		平成25年度予算等審査特別委員会報告
5	同意案第1号	木古内町副町長の選任について
6	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
7	意見書案第1号	平成25年度地方財政対策に関する意見書
8	意見書案第2号	T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書
		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

平成25年 3月14日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

木古内町議会 議会運営委員会  
委員長 吉 田 裕 幸

議会運営委員会報告書

議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記

1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
25. 3. 13	吉田、平野 又地、竹田 新井田	なし	なし	山 本 近 藤

2. 平成25年第1回木古内町議会定例会の追加議案等について

- (1) 同意案第1号 木古内町副町長の選任について
- (2) 意見書案第2号 T P P 交渉参加断固阻止に関する意見書

以上、2件を今定例会の案件として追加することとする。

## 議長諸報告（平成25年3月定例会提出）

平成25年第1回木古内町議会定例会1日目（3月7日）以後における諸会議等の開催・出席状況は次のとおりである。

月日	出席した会議等名称	場所	出席者	備考
3月8日	第2回議会運営委員会	第1研修室	全委員	
	第1回平成25年度予算等審査特別委員会	第1研修室	全委員	
	J A新はこだて木古内支店女性部60周年記念式典・祝賀会	鶴岡農村ふれあいセンター	議長	
3月11日	第2回平成25年度予算等審査特別委員会	第1研修室	全委員	
3月12日	第3回平成25年度予算等審査特別委員会	第1研修室	全委員	
3月13日	例月現金出納検査	監査委員室	又地	
	第4回平成25年度予算等審査特別委員会	第1研修室	全委員	
	第3回議会運営委員会	第1研修室	全委員	
3月14日	第5回平成25年度予算等審査特別委員会	第1研修室	全委員	



平成25年 3月14日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

平成25年度予算等審査特別委員会  
委員長 東 出 洋 一

平成25年度予算等審査特別委員会報告書

平成25年第1回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された下記案件は、審査の結果、別記のとおり意見を付して決定したので、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記

1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
25.3.8	東出、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野 竹田、笠井 新井田	なし	大森町長、大野総務課長、名須賀主幹、尾坂主幹、泉主査 幅崎主査、山下主任、敦澤主事、菅原主事 若山建設水道課長、小池主幹、木村(巴)主査、吉田(広)主査 加藤(隆)主査、構口主査、小田島主任、木本(邦)主任 岩本主任	山本 近藤
25.3.11	東出、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野 竹田、笠井 新井田	なし	大森町長、大野総務課長 中島保健福祉課長、高村主査、吉田(宏)主査、高橋主査 竹田主査、加藤保健師、中山(章)主任 新井田まちづくり新幹線課長、中尾新幹線振興室長、阿部主査 片桐主査、福田主査、中山(啓)主任、福井主任 大瀬町民税務課長、小笠原主幹、田中主幹、渋谷主幹、大坂主査 堺主査、田畑主査	山本 近藤
25.3.12	東出、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野 竹田、笠井 新井田	なし	大森町長、大野総務課長 野村教育長、佐藤生涯学習課長、佐藤学校給食センター長 西山(隆)主査、平野(智)主査、西山(敬)主査 畑中主査、松本主任、木元(豊)主任、石川主事 小澤病院事業管理者、地本病院事務長、平野(弘)主査 羽沢(裕)主査、東出主査、尾坂主任 大坂介護老人保健施設事務長	山本 近藤
25.3.13	東出、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野 竹田、笠井 新井田	なし	大森町長、大野総務課長、木村農業委員会事務局長、西嶋主査 木村産業経済課長、藤谷主幹、東主査、羽澤(真)主任 吉田(匠)主事、大山主事、柏谷主事 岩館議長、山本局長	山本 近藤

25. 3. 14	東出、福嶋、又地 佐藤、吉田、平野 竹田、笠井 新井田	なし	大森町長、大野総務課長、大瀬町民税務課長、中島保健福祉課長新 井田まちづくり新幹線課長、中尾新幹線振興室長 木村産業経済課長、若山建設水道課長、地本病院事務長 大坂介護老人保健施設事務長、野村教育長、佐藤生涯学習課長 高橋土查	山本 近藤
-----------	--------------------------------------	----	---	----------

## 2. 付託案件

- 議案第19号 木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第20号 木古内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定について
- 議案第21号 指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定に関する基準を定める条例制定について
- 議案第22号 木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について
- 議案第24号 木古内町道路の構造の技術的基準等を定める条例制定について
- 議案第25号 木古内町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定について
- 議案第26号 木古内町監査委員条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第28号 木古内町職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第29号 手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第30号 木古内町公営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第31号 木古内町職員等住宅管理条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第32号 木古内町水道事業条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第33号 木古内町下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第34号 木古内町下水道終末処理場設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第35号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第37号 木古内町スキー場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第41号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第42号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第44号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第45号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第46号 佐女川農村公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計予算
- 議案第2号 平成25年度木古内町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成25年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第4号 平成25年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第5号 平成25年度木古内町水道事業会計予算
- 議案第6号 平成25年度木古内町介護老人保健施設事業会計予算
- 議案第7号 平成25年度木古内町介護保険事業特別会計予算
- 議案第8号 平成25年度木古内町介護サービス事業特別会計予算

## 議案第9号 平成25年度木古内町下水道事業特別会計予算

以上、31件はいずれも原案どおり可決をすべきものと決しました。

### 3. 審査所見

3月8日から14日までの日程で、地域主権改革一括法に関する条例制定等9件及び平成25年度各会計予算9件、並びに予算関連議案13件について、慎重に審議を行った。

平成25年度は、第5次木古内町振興計画の最終年であることから、これまでの計画内容を充分検証し、第6次木古内町振興計画の策定に取り組んでいただきたい。

平成25年度一般会計予算は、財政健全化計画に沿った人件費や経常経費の削減、さらには国からの地方交付税の増額等により、町財政は比較的安定してきているが今後、新幹線開業に向けて新幹線駅周辺整備には多額な財政負担が見込まれている。

国民健康保険病院事業会計については、念願である医師2名の採用を内定しており、今後の患者増に大いに期待しているところである。

介護老人保健施設事業会計を含め、現金の支出は伴わないとはいうものの、収益的収入より収益的支出が増となっており、憂慮される状況となっている。

介護老人保健施設は、地方公営企業法に基づき全部適用が実施されることから、病院事業管理者を中心に鋭意努力されたい。

各会計をとおして、例年同様経費の削減に努めるとともに、人員配置計画にも配慮する中で職場環境を整備し、今後ともさらなる努力により住民サービスに徹するよう要望する。

以下について意見を付す。

#### 1. 高齢化に対応した福祉政策について

年々高齢化率が上昇している我が町は、すでに40%台を迎えている状況を鑑み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるような施策が大事である。

昨年からの指摘事項である、除排雪サービスや老人クラブへの補助金については、平成25年度中の補正要因とする旨の回答が得られたことは評価するが、これまでの取り組みが充分になされてこなかったことは非常に残念であり今後、福祉政策を含め行政運営に対し、真摯に取り組むよう強く要望する。

( 午後 4時13分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 定刻になりましたので、ただいまから3月8日に引き続き、会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配布のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(岩館俊幸君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

3番 佐藤悟さん、4番 吉田裕幸さん、以上、2名を指名いたします。

## 議 長 諸 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第2 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配布のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第3 議会運営委員会報告。

議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 4番 吉田裕幸さん。

○4番(吉田裕幸君) 平成25年3月14日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

木古内町議会 議会運営委員会 委員長 吉田裕幸。

議会運営委員会報告書。

議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

記 1. 会議開催状況。会議開催状況につきましては、下記のとおりでありますので省略をさせていただきます。

2. 平成25年第1回木古内町議会定例会の追加議案等について。(1) 同意案第1号 木古内町副町長の選任について、(2) 意見書案第2号 T P P交渉参加断固阻止に関する意見書。

以上、2件を今定例会の案件として追加することとする。以上であります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長(岩館俊幸君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 予算等審査特別委員会報告

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 平成25年度予算等審査特別委員会報告。

平成25年3月8日開催の平成25年第1回木古内町議会定例会において設置されました、平成25年度予算等審査特別委員会の報告を求めます。

平成25年度予算等審査特別委員会 委員長 9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 9番 東出洋一。

平成25年3月14日 木古内町議会議長 岩館俊幸様。

平成25年度予算等審査特別委員会委員長 東出洋一。

平成25年度予算等審査特別委員会報告書。

平成25年第1回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された下記案件は、審査の結果、別記のとおり意見を付して決定したので、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。会議開催状況については、割愛させていただきます。

2. 付託案件 地域主権改革一括法に関する議案第19号 「木古内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」ほか8件、議案第22号 「木古内町介護老人保健施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例制定について」ほか予算関連議案12件、議案第1号 「平成25年度木古内町一般会計予算」ほか各会計予算8件、以上31件はいずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

### 3. 審査所見

3月8日から14日までの日程で、地域主権改革一括法に関する条例制定等9件及び平成25年度各会計予算9件、並びに予算関連議案13件について、慎重に審議を行った。

平成25年度は、第5次木古内町振興計画の最終年であることから、これまでの計画内容を充分検証し、第6次木古内町振興計画の策定に取り組んでいただきたい。

平成25年度一般会計予算は、財政健全化計画に沿った人件費や経常経費の削減、さらには国からの地方交付税の増額等により、町財政は比較的安定してきているが今後、新幹線開業に向けて新幹線駅周辺整備には多額な財政負担が見込まれている。

国民健康保険病院事業会計については、念願である医師2名の採用を内定しており、今後の患者増に大いに期待しているところである。介護老人保健施設事業会計を含め、現金の支出は伴わないとはいうものの、収益的収入より収益的支出が増となっており、憂慮される状況となっている。介護老人保健施設は、地方公営企業法に基づき全部適用が実施されることから、病院事業管理者を中心に鋭意努力されたい。

各会計を通して、例年同様経費の削減に努めるとともに、人員配置計画にも配慮する中で職場環境を整備し、今後ともさらなる努力により住民サービスに徹するよう要望する。

以下について意見を付す。

1. 高齢化に対応した福祉政策について。

年々高齢化率が上昇している我が町は、すでに40%台を迎えていることを鑑み、住民に慣れた地域で安心して暮らし続けられるような施策が大事である。昨年からの指摘事項である、除排雪サービスや老人クラブへの補助金については、平成25年度中の補正要因とする旨の回答が得られたことは評価するが、これまでの取り組みが充分になされてこなかったことは非常に残念であり、今後、福祉政策を含め行政運営に対し、真摯に取り組むよう強く要望する。

以上でございます。

**○議長(岩館俊幸君)** 平成25年度予算等審査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、この特別委員会は議長を除く全議員による委員会でありますので、質疑、討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 異議ないものと認めます。

ただいま、委員長から報告がありましたとおり、平成25年度予算等審査特別委員会に付託した案件は、全て原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

平成25年度予算等審査特別委員会に付託いたしました、議案31件については、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 異議なしと認め、委員長報告のとおり可決されました。

### 同意案第1号 木古内町副町長の選任について

**○議長(岩館俊幸君)** 日程第5 同意案第1号 木古内町副町長の選任についてを議題といたします。

恒例により、大野泰さんの退場を求めます。

(大野総務課長：退場)

**○議長(岩館俊幸君)** 提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** ただいま上程になりました、同意案第1号 木古内町副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

木古内町副町長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求めます。

住所は木古内町字中野67番地の1。氏名 大野泰氏。生年月日は、昭和31年3月23日生、56歳。

なお、次のページに資料を添付しておりますのでご参照願います。

職業は地方公務員で、現在、木古内町総務課長、所属政党はございません。

主な経歴等につきましては、昭和49年3月に北海道立木古内高等学校を卒業後、同年4月に木古内町に勤務されております。長年に渡り行政経験を積まれ、特に、農林行政、福祉行政、税務行政などに精通され、平成17年4月より保健福祉課長、また、平成18年4月より総務課長を歴任し、現在に至っております。

大野氏は、管理職として8年の経験を積み、担当した部署に限らず行政全般に対して幅広い視野と深い見識を有しております。

また、住民の方々や職員から様々な相談がある中で、親身になって助言や指導などを行っており、多くの方々より厚い信頼が寄せられております。

公平・公正の意識が高いことに加え、忍耐力、正義感が強く、業務の遂行を確実に行っておりますこと、更に、財政担当課長として当町の財政健全化の推進に当たり着実に成果を上げるなど、副町長として適任と判断し提案をいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。皆様には、ご審議を賜りまして、満場一致によるご決定をくださるようお願いを申し上げます。

**○議長(岩館俊幸君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

同意案第1号 木古内町副町長の選任について、原案のとおり同意することに賛成のかたの起立を求めます。

(全員起立)

**○議長(岩館俊幸君)** 全員起立であります。

全員起立ですので、本案は原案のとおり同意されました。

暫時休憩をいたします。

**休憩** 午後4時29分

(大野総務課長：入場)

**再開** 午後4時30分

**○議長(岩館俊幸君)** 休憩を解き会議を再開いたします。

大野泰さんにご報告を申し上げます。

ただいま、副町長の選任については満場一致で同意されましたのでご報告いたします。

大野泰さんからご挨拶をお願いいたします。

**○総務課長(大野泰君)** ご挨拶する機会を与えていただきました岩館議長のご配慮に感謝申し上げます。議員各位におかれましては、ご同意をいただき誠にありがとうございます。

前任の小林副町長は、ふところが深く、包容力があるかたですので町民や議員の皆様、そ

して職員の信頼も厚いかたです。これまでのご活躍、そしてご指導に対しお礼申し上げます。

副町長の職に就きますことは、私にとって本当に身に余る光栄でありますと同時に、責任の重さに身の引き締まる思いです。元より微力ではありますが、大森町長が進める町民一人ひとりが主役のまちづくりの実現に向け、誠心誠意努力してまいります。この度の定例会では、議員各位から多くのご意見や要望が出されておりますので、真摯に受け止め町長の政策に反映できればと思っております。また、住民の皆さんの声に耳を傾け、職員と一丸となって北の大地の福祉都市づくりに努めます。つきましては、議員の皆様のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

### 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(岩館俊幸君) 日程第6 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおりこれを承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### 意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書

○議長(岩館俊幸君) 日程第7 意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番 東出洋一さん。

○9番(東出洋一君) 9番 東出洋一です。

意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書案について、提案理由をご説明申し上げます。

意見書案第1号 平成25年3月7日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。提出者 木古内町議会議員 東出洋一、賛成者 木古内町議会議員 竹田努、賛成者 木古内町議会議員 平野武志。

平成25年度地方財政対策に関する意見書。

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。



国の財政再建を目的とした三位一体改革によって、市町村は地域間格差が拡大し、厳しい財政運営を強いられ、深刻な経済、雇用状況と相まって、地方の疲弊が深刻化し、加えて地方税制は地方の自主的な根幹をなすにもものにもかかわらず、平成25年度税制改正大綱では、地方の声が十分に反映されたものとは言えないなど、地方は将来の財政運営に大きな不安を抱いています。

このような中、国家公務員の給与減額支給措置に準じて地方公務員の給与削減を求めるために地方交付税を削減したことは、その根拠が極めて不明確な上に、国に先駆けて給与の独自削減や定数削減を行っていた地方の努力を踏みにじる極めて不合理な措置であります。特に、地方との十分な協議を経ないまま、国の政策を地方に一方的に押しつけるこの度の措置は、極めて遺憾であると言わざるを得ません。

よって国は、今回の措置を撤回し二度と繰り返さないよう、内閣総理大臣、衆参両院議長及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第1号 平成25年度地方財政対策に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

## 意見書案第2号 TPP交渉参加断固阻止に関する意見書

**○議長(岩館俊幸君)** 日程第8 意見書案第2号 TPP交渉参加断固阻止に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番 佐藤悟さん。

**○3番(佐藤悟君)** 3番 佐藤悟です。

意見書案第2号 TPP交渉参加断固阻止に関する意見書案について、提案理由をご説明申し上げます。

意見書案第2号 平成25年3月14日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

提出者 木古内町議会議員 佐藤悟、賛成者 木古内町議会議員 竹田努、賛成者 木古

内町議会議員 新井田昭男。

T P P交渉参加断固阻止に関する意見書。

上記の意見書案を会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出する。

T P Pは関税をすべて撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農山漁村にこれまでにない壊滅的な打撃を与え、わが国の食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあります。特に、北海道においては主要産業である農業・漁業に与える影響は甚大であります。

また、T P Pは一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹に関わる極めて重大な問題であります。

よって、政府は事前協議を含めた一切のT P P交渉参加に向けた取り組みを断念するなど、内閣総理大臣、衆参両院議長及び各関係大臣に提出するものです。

以上、提案理由としますので、議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第2号 T P P交渉参加断固阻止に関する意見書については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

### 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(岩館俊幸君) 日程第9 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

## 閉 会 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第1回木古内町議会定例会を閉会いたします。

大変どうも、ご苦労さまでございました。

( 午後4時43分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年3月14日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 佐 藤 悟

署 名 議 員 吉 田 裕 幸